The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	出土文字資料と現地調査からみた河西回廊オアシス地域の歴史的構造
Author(s)	
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55405
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

出土文字資料と現地調査からみた
河西回廊オアシス地域の歴史的構造

坂尻彰宏（編）

平成 25 年度～平成 27 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））
「出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造の研究」
（課題番号 25370831）成果報告書
研究代表者：坂尻彰宏（大阪大学・准教授）

平成 28 年 3 月

はしがき

本書は，平成 25 年度〜平成 27 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造の研究」（課題番号 25370831）の研究成果報告書である．本研究は代表者である坂尻彰宏（大阪大学）を中心に，四人の連携研究者と協力して行われた．本研究の連携研究者は，岩本篤志（立正大学），佐藤貴保（盛岡大学），岩尾一史（神戸市外国語大学），赤木崇敏（四国学院大学）の四氏である．

本研究の目的は，河西回廊オアシス地域を「山地―水系―オアシス」の単位でとらえ，山地とオアシスからなる当該地域の歴史的構造を解明することであった．主な研究材料としては当該地域で発見された出土文字資料を用い，さらに現地調査の成果を取り入れることを目指した．研究対象とする時期は，研究材料の豊富な 9〜13 世紀前後を中心とし，河西回廊の地域全体の状況に目を配りつつ，中央ユーラシアの他の地域にも応用可能なひとつのモデルを構築することを目標とした．

この目的を達成するために，国内外の出土文字資料の調査と中国での現地調査とを行った．まず，国内外で敦煌文献を中心に出土文字資料の調査を行った．国外では，ロシア・サンクトペテルブルク・東方文献研究所に，佐藤貴保と赤木崇敏が訪問し，敦煌文献ならびにカラホト文献の調査を行った．また，中国・北京・国家図書館では，岩尾一史が敦煌文献の調査を行った．国内では，大阪・杏雨書屋（武田科学振興財団図書資料館）の敦煌文献コレクション（敦煌秘笈）を岩本篤志と坂尻彰宏が調査した．

次に，中国での現地調査としては，河西回廊地域のオアシス〜山地の環境・景観調査と遺跡調査とを行った．環境・景観調査では，2014 年に敦煌周辺の党河水系と疎勒河水系，ならびに張掖周辺の梨園河水系と黒河水系を調査した．調査では各水系の上流にあたる山地から下流のオアシスまで一貫した観察を行った．同時に各水系沿いの城址遺跡を調査し，山地からオアシスまでの地域を一帯として把握することに努めた．あわせて，地域の信仰の場として重要な位置を占めた莫高窟･楡林窟等の石窟寺院についても，2013 年と 2015 年に関連する銘文や図像の調査を行った．

さらに，これらの調査研究の成果を検討する場として，「出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造」と題するワークショップを開催した（2015 年 9 月 26 日，於 大阪大学）．ワークショップでは，代表者

の坂尻と四人の連携研究者が報告を行い，河西回廊オアシス地域の歴史的構造を環境と地域社会，交易と文化交流，統治のあり方等の観点から検討を加えた．また，討論のコメンテーターとして馮培紅氏（中国・蘭州大学・教授）を招聘し，聴衆も交えて議論を深めた．

本書は，このワークショップでの検討内容をひとまずまとめ，さらに研究を進めていくための一里塚とするために編まれた．ワークショップで議論された山地とオアシスの関係，水利の実態，地域の信仰のありかた，地域統治の実際などについては，今後さらに追求するべき課題が多い．本研究の成果がさらなる調査研究の進展に資すれば幸いである．

坂尻彰宏（研究代表者・大阪大学）

目次

はしがき　坂尻 彰宏

曹氏帰義軍時代の瓜州オアシスの統治権
―― 瓜州オアシスからの陳情書 P.ch.2943 ――　赤木 崇敏　1

チベット仏教文化と敦煌
―― チベット帝国期と帝国崩壊後 ――　岩尾 一史　25

天理図書館蔵『石室遺珠』敦煌医方考　岩本 篤志　37

西夏の河西回廊支配 ―― 出土史料からの再検討 ――　佐藤 貴保　45

河西回廊現地調査行動記録（2014 年）　赤木 崇敏・坂尻 彰宏　63

城址の垂直分布からみた敦煌オアシス地域
―― 10 世紀前後の「二州八鎮」を中心に ――　坂尻 彰宏　75

曹氏帰義軍時代の瓜州オアシスの統治権

―― 瓜州オアシスからの陳情書 P.ch.2943 ――

赤 木 崇 敏

はじめに

沙州（敦煌）・瓜州オアシスの南方には，南山と呼ばれる祁連山脈の支脈が東西に延びている．吐谷渾はこの南山を拠点にした遊牧部落であり[1]，沙瓜州に強い影響を及ぼす存在であった．例えば，唐初に瓜州に設置された墨離軍（墨釐軍）と呼ばれる蕃部落軍は，この吐谷渾を主体に編成された．9〜11 世紀に沙瓜州を領有した帰義軍政権においても，吐谷渾部落は州県民と通頰[2]とともに政権を支える三軍[3]のひとつを構成した［荒川 1988・1989］．

また，10〜11 世紀前半に帰義軍節度使位を襲った曹氏一族は，遠隔地交易を円滑に進めるために甘州ウイグル王国やコータン王国など周辺勢力と，さらに政権の維持・安定のために領内の有力氏族と重層的な婚姻を行い，絆を深めてきた[4]．吐谷渾の王族に連なる慕容氏もまたこの有力氏族のひとつであり，節度使やその一族と通婚し，政権の要職を占めていた［次頁図 1 参照］．

---

1 なお，吐谷渾は 8〜10 世紀には河西各地に聚落を形成し，遊牧だけでなく農林業・牧畜業・占卜・軍人など様々な職業に従事している［馮培紅 2009, pp. 271-277］．

2 通頰は古チベット語 mthong khyab の音写で，羌族・チベット族・漢族・ソグド人などの混成部族である．8 世紀半ばの吐蕃の中央アジア進出とともに河西回廊やタリム盆地南辺など吐蕃の占領地域には通頰部落が組織的に設置され，敦煌では帰義軍期にも部落が置かれ続けた［栄新江 1990］．

3 10 世紀初頭（節度使張承奉の治世末期）に，甘州ウイグルの脅威に晒された沙州の住民が後梁に宛てた上表文の草稿 S.4276「管内三軍百姓奏請表」［『英蔵敦煌』6, p. 18；『真蹟釈録』4, p. 386］には，差出人が「帰義軍節度左都押衙銀青光禄大夫検校国子祭酒兼御史大夫安懐恩并州県僧俗官吏兼二州六鎮耆老及通頰・退渾十部落三軍蕃漢百姓一万人」とあり，帰義軍領内の百姓を「三軍蕃漢百姓」と呼んで，そのうち一軍が吐谷渾十部落から成っていたことが窺える［荒川 1989, pp. 29-30］．なお，この史料中の「十部落」に関して栄新江［1986, p. 27］は通頰・退渾より成ると解釈する．

4 曹氏一族の系図・婚姻関係については以下を参照．藤枝「始末」㈢, p. 64；藤枝「始末」㈣, pp. 67-68, 73-76；藤枝 1977, p. 66；姜亮夫 1979；土肥 1980, pp. 238-239；森安 1980, pp. 315-330［2015, pp. 311-322］；姜亮夫 1983；賀正哲 1986；栄新江 1996, pp. 95-128, 242；張広達・栄新江 2008, pp. 33, 289-302；Akagi 2012.

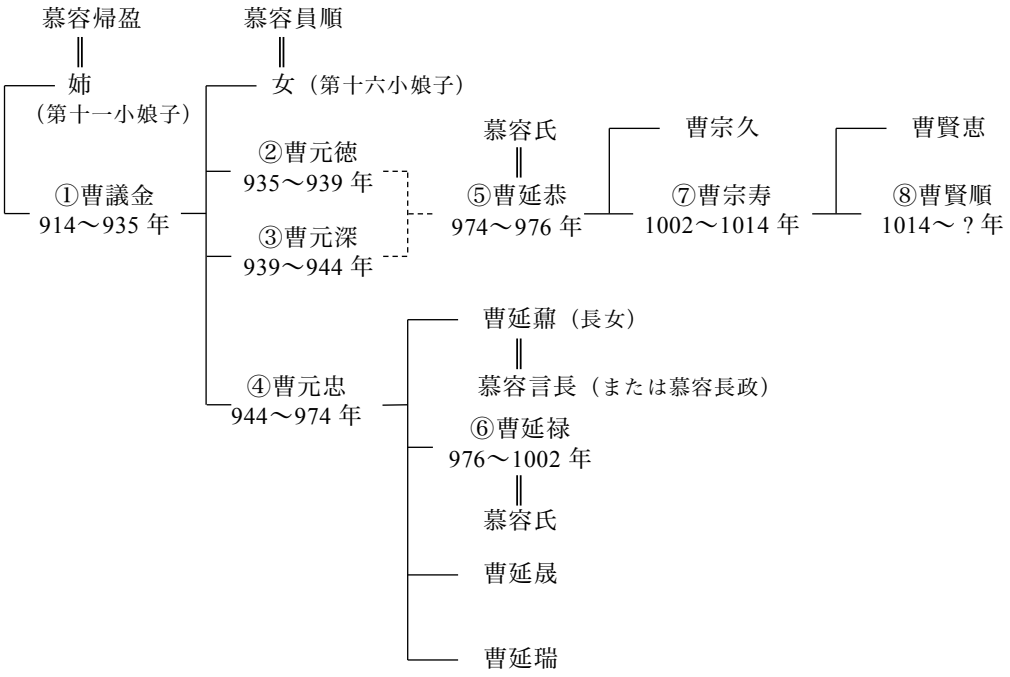

図１　曹氏節度使系図　①～⑧は節度使継承順番，数字は統治年を示す．［参考：藤枝「始末」㈢, p. 64；藤枝 1977, p. 66；荒川 1989, p. 34；郭鋒 1989, pp. 99-105；栄新江 1996, pp. 95-132, 242；森安 2000, p. 49；馮培紅 2009, pp. 279-281］

さて，本稿で取りあげる敦煌文献 P.ch.2943「内親従都頭知瓜州衙推氾願長与合城僧俗官吏百姓等状」は，10 世紀後半に起こった河川の断水に際して，瓜州オアシスの住民がその原因となった吐谷渾の名族慕容氏を厚遇するよう曹氏節度使に求めた陳情書である．そのため，本科研の主題でもある水系によって結ばれる山地遊牧民（吐谷渾）とオアシス民との関係の一端を窺い知ることのできる好材料ともいえよう．一方でこれまでの研究では，文書中に現れる水利を含む瓜州の統治権や慕容氏の神格化に注目が集まり，特に瓜州を沙州の曹氏節度使と南山の慕容氏のいずれが掌握していたのかという点について長年議論されてきたものの，いまだ決着を見ていない．そこで本稿では，まずこの P.ch.2943 について改めてテキスト・和訳を提示した後に，議論の的となっている当時の瓜州の統治をめぐる曹氏と慕容氏の関係について基礎的考察を行い，今後の研究に資することにしたい．

１．P.ch.2943 の録文・和訳・語注

本稿で紹介する P.ch.2943 は 1 紙からなる公文書で，唐五代期に状式と呼ばれた上申文書である[5]．料紙の寸法は縦 30.8〜31.2 cm × 横 43〜43.5 cm，天地・左右端ともに完存している[6]．テキストは全 15 行で，料紙の左 1/4 は空白となっている．押印の痕跡は無い．この公文書は使用済みとなった後に再利用されたらしく，紙裏には五代期の曲詞「学道十二時」が 13 行記されている．以下に P.ch.2943 の録文と和訳を掲げ，重要語句について語注で解説する[7]．

【録文】

1　内親従都頭知瓜州衙推氾 願長 与合城僧俗官吏百姓等．
2　　右，願長 等．昨去五月一日，城頭神・婆神着所説神語只言，瓜州城惶(隍)
3　　及都河水漿一切，惣是故暮(慕)容使君把勒．昨又都河水断，至今
4　　未迴．百姓思量無計，意内灰惶．毎有賽神之時，神語只是
5　　言説，不安置暮(慕)容使君坐位，未敢申説．今者合城僧俗官吏
6　　百姓等，不避斧鉞上告
7　　王庭．比欲合城百姓奔赴　上州，蓋縁澆漑之時，抛離不
8　　得．今者申状號告　　大王．此件乞看合城百姓顔面，
9　　方便安置，賜与使君坐位．容不容望在
10　　大王台旨　處分．謹具状申
11　　聞．謹録状上．
12　牒，件　状　如　前．謹　牒．
13　　開寳四年五月一日，内親従都頭知瓜州衙推氾 願長 与瓜州僧俗官吏等　牒．
14　　衙推氾願長，信紫羊角壹隻獻上
15　大王．

【和訳】

内親従都頭知瓜州衙推の氾願長と町の全ての僧俗・官吏・百姓たち（が申し上げます）．

右の願長ら（が申し上げます）．昨年の五月一日に城頭神・婆神が告げるご

5　唐代の状式とは事案に応じて柔軟かつ迅速に発給できる略式の上申文書を言う．帰義軍期では官府・官員の上申には概ねこの書式が用いられた［赤木 2007, pp. 33-34；赤木 2013, pp. 42-47］．

6　料紙の寸法は IDP Website（http://idp.bl.uk）上の情報による．

7　写真・録文については，『法蔵敦煌』20, p. 186；『真蹟釈録』5, pp. 25-26 を参照．

神託は，ただ「瓜州の町や都河（＝疏勒河）の水は，全て故慕容使君（＝瓜州刺史慕容帰盈）が掌握していた」とだけ言いました．先ごろ，都河の水は止まってしまい，今になってもまだ廻ってきません．民は（その原因について）憶測しましたが何も考えが出ず，胸中は恐れおののいておりました．神を祀るたびにいつも，お告げはただ「慕容使君に神位を与え祀っていないからだ」と言っていましたが，（我々はそのことを）まだすすんで（大王に）申し上げようとはしておりませんでした．今，町の全ての僧侶と俗人，役人と民衆らは，刑罰を恐れずにお上に上訴いたします．この頃，（我々は）町の全ての民が（上訴のために）沙州へ急行するのを望んでおりますが，思うに灌漑の時期にあたっておりますれば，（瓜州を）離れることはできません．今，申し文をもって大王に上告いたします．この一件については，町の全ての百姓の顔をご覧になり，速やかに（慕容使君を）祀り，使君に神位をお与えくださいますようお願い申し上げます．自分たちの願いがかなうかどうか，望みは大王のご命令・ご処分しだいです．謹んで詳細をご報告いたします．謹んで状を認めて申し上げます．

牒すらく，件の状は前の如し．謹んで牒す．

開宝 4 年（971）5 月 1 日，内親従都頭知瓜州衙推氾願長，瓜州の僧俗官吏等が申し上げます．

衙推氾願長は贈り物の紫羊の角一対を大王に献上します．

【語注】

・**内親従都頭**：都頭は 10 世紀の曹氏帰義軍時代になって現れる軍官号で，政権内でも節度使に近い人物に与えられた称号である．節度使とより密接な関係を持つ都頭は，特に「内親従都頭」と呼ばれた．都頭は，衙内の側近にとどまらず，州県や軍鎮の長官，外交使節団のリーダーも勤めた［鄭炳林・馮培紅 1997, pp. 75, 84-91；坂尻 2012, pp. 378-380, 389, n. 10］．

・**衙推**：衙推とは節度使・観察使・団練使等諸使に属する下級官のひとつ［厳耕望 1969, p. 200；栄新江 1996, p. 210］．後述の如く，瓜州を統率する帰義軍の官員はしばしばこの衙推や瓜州の行政長官である知瓜州の肩書きを帯びた．

・**氾願長**：管見の限りでは本文書にしか見えず，詳しい事績は不明．

・**城頭神・婆神**：瓜州の官民が神託を求めたこれらの神格については，敦煌文献のなかでも本文書にしか現れずその性格は明らかにし難いが，おそらく河水・水難・祈雨など水に関する神格と推測される．唐宋代では城市の守護神である城隍神を祀った城隍廟や各地の土地神の廟祠にて祈雨祭祀を行っているため，城頭神は瓜州城内に設けられた城隍神かあるいは瓜州城（現在の

鎖陽城）付近を流れる河川または水渠・水門に祀られた土地神と考えられる．

一方の婆神はその名前から女性神と思われる．敦煌地方における水難や祈雨の信仰対象としては「玉女娘子」と「張女郎神」の 2 人の女神が知られている．両者は同一神として混同されやすいが，前者は華山（五岳のひとつ，西岳）に住まい，霜雪や洪水・大雨などを引き起こす天神・仙女の類で，河川や渠の取水口にてその祭祀を行った．一方の後者は，長江最大の支流である漢水流域の龍退治伝説に登場する女性が神格化されたもので，降雨を掌り，張女郎廟やその他の廟で祀られた［高啓安・趙紅 2005］．敦煌文献には「都河玉女娘子文」と題される願文（S.343）があり，また都河下流にその祠廟があるなど，玉女娘子は都河との関連が指摘されているため［鄭炳林 1997, pp. 183, 186］，本文書の婆神は玉女娘子を指すかもしれない．

・**都河**：敦煌文献に現れる「都河」とは，一般に敦煌オアシスの西南部を流れる都郷渠（別名都郷河）であると説明されがちだが（『敦煌学大辞典』「都郷渠」p. 314；「都河女神」p. 448 などを参照），ここでは明らかに瓜州に注ぐ河川を指している．祁連山脈から北流する疏勒河（唐代の冥水）は，現在では瓜州を大きく迂回しているが，帰義軍期には瓜州や新城鎮を経て西流していた．現在でも鎖陽故城（瓜州城）の南・東方に河水や渠の跡が確認できる．鄭炳林［1997, p. 186］は本文書の都河をこの疏勒河に比定し，党河（唐代の甘泉水）との合流地点に，前述の玉女娘子を祀る玉女泉があったとする．

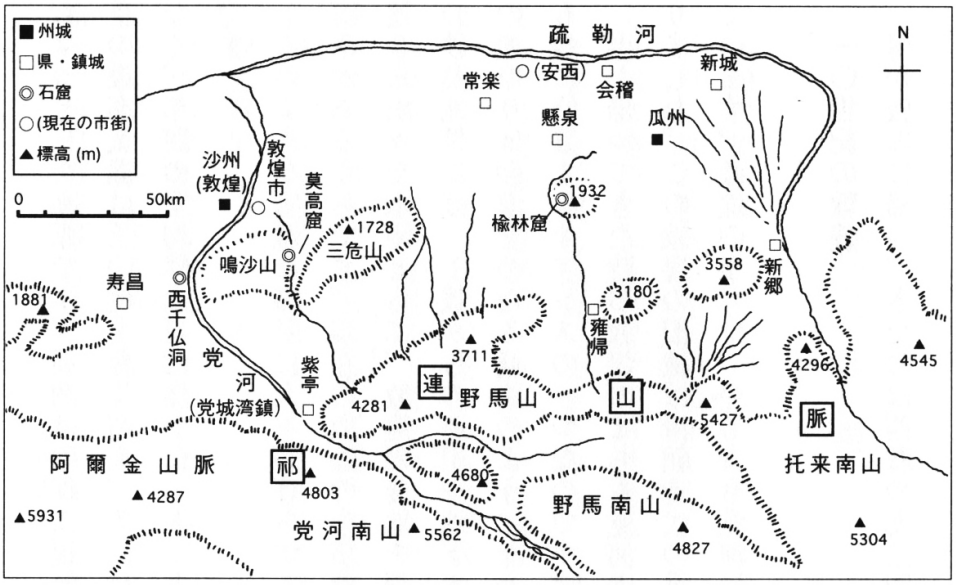

図２　10 世紀の敦煌周辺［坂尻 2008, p. 40 より転載］

・**慕容使君**：10 世紀前半に瓜州刺史・墨離軍諸軍事であった慕容帰盈を指す［郭鋒 1989, p. 98；馮培紅 2009, pp. 279, 285, n. 35］．冒頭に述べたように，慕容氏は吐谷渾の王族に連なる名族であり，そのなかでも慕容帰盈は帰義軍時代敦煌において最も著名な人物である．彼は節度使曹議金（在位 914〜935 年）とほぼ同時代に瓜州刺史（在位 914？〜940 年）に任じられ，さらに墨離軍諸軍事として吐谷渾部落で構成される墨離軍を統率し[8]，10 世紀における慕容氏の隆盛を築いた［荒川 1989, p. 31；郭鋒 1989, pp. 92-95］．一方，使君とは州県等地方を統べる長官（刺史・県令など）への尊称であり，また帰義軍政権においては使持節某州諸軍事への敬称としても使用される［栄新江 1986, p. 29；栄新江 1996, p. 210；楊富学 1998, p. 147］．後述の如く，慕容氏で瓜州刺史・墨離軍諸軍事を兼任した人物は帰盈しかおらず，先行研究が指摘するように慕容使君は慕容帰盈を指すと考えられる．

・**坐位**：先行研究では，神位・神坐［郭鋒 1989, p. 98］，神位［馮培紅 2009, pp. 279, 285, n. 35］と解釈する．祠廟にて祀る神霊や祖先の牌位（名を記した木牌）のことか．なお余欣［2006, p. 147］は廟を立てて祭祀を行うこととする．

・**大王**：本文書の受け取り手であるこの大王とは，当時の帰義軍節度使・曹元忠（在位 944〜974 年）のことであり［図 1 参照］，彼は 964〜974 年間に王号（大王・托西大王・敦煌王・西平王）を称していた［栄新江 1996, pp. 121-122］．

2．瓜州をめぐる慕容氏と曹氏の関係

（1）瓜州の支配と慕容氏

この陳情の発端は疏勒河（都河）の水が枯れたことにあり，そのため瓜州の全住民が城頭神・婆神への祭祀を執り行った．この渇水は相当に深刻だったらしく，文中に「毎有賽神之時」とあるように何度も祭祀を執り行ったことが窺える．その結果，河水を元に戻すにはかつて水利権を掌握していた慕容使君（慕容帰盈）を神として祀るべきだという神託が出た．そこで彼らは，既に故人となっている慕容使君に神位を贈るよう大王・曹元忠に願い出たのである．

---

8 莫高窟第 256 窟主室東壁南側第 1 身には「皇祖墨釐軍諸軍事……銀青光禄大夫検校……中書令……慕容中盈」という題記があるが，先行研究の多くは「中」を「帰」の誤記とし，これを慕容帰盈と見なしている［cf.『供養人題記』p. 110］．なお，後述の如く楡林窟第 12 窟甬道にも慕容帰盈の供養人像があるが，その題記では彼の称号は「司空」とあり，莫高窟第 256 窟の題記「中書令」と官銜が一致しない．莫高窟第 256 窟の供養人像が慕容帰盈だとすれば，彼は死後に司空から中書令に追贈されたと思われる．

関連史料が乏しいために，疏勒河の涸れた直接的な原因や，祭祀を執り行い神託を受けた祭司と慕容氏との関係など，文書内容の詳細については明らかにできない．しかし，瓜州の住民がわざわざ物故者である慕容帰盈に原因を求めていること，疏勒河の上流域の南山は慕容氏をはじめ吐谷渾の本拠点であったことを考え合わせると，上流域に住む慕容氏がこの渇水に関与していたとも考えられよう．おそらくは，下流域のオアシス民は彼らの中興の祖たる慕容帰盈を神格化することで慕容氏の歓心を買い，事件の打開を図ろうとしたのではないだろうか．

ところで，これまでの研究においては，オアシスにとって最大の利権である水利権を曹氏節度使でなく慕容氏が掌握しているという一文がとりわけ注目され，そこから曹氏時代における瓜州の統治権が慕容氏にあったか否かが議論の的となってきた．

そもそも曹氏帰義軍時代の瓜州統治について藤枝晃［「始末」㈢, pp. 71, 74, n. 142］は，曹氏節度使の子弟が瓜州刺史・団練使・防御使となって瓜州を領していたと述べた．しかし本文書を扱ったその後の研究では，これに対する異論が提示されている．例えば土肥義和［1980, p. 242, n. 10］は，本文書を含む諸史料[9]から，実際は慕容氏が水利権を含む瓜州の実権を握っていたと指摘した．また土肥の見解を受けて荒川正晴［1989, p. 34］も，瓜州オアシスの水利権は慕容氏によって掌握されているとし，名目的には瓜州は曹氏一族の支配下にあるも曹氏政権成立当初において瓜州は未だその勢力下に充分組み込まれておらず，曹氏は婚姻などによって慕容氏との関係を維持する必要があったと結論づけた．さらに，余欣［2006, pp. 147-149］は，唐宋代の城隍信仰においては地方官は死後に百姓により城隍神として祀られることから，瓜州の民衆の支持を得て半独立勢力と化した慕容氏と敦煌との間には政治的闘争があったという見解を打ち出している．ただし郭鋒［1989, pp. 98-99］は，慕容帰盈の神位を曹元忠に請求している箇所から，瓜州は決して独立政権ではなく，政治的にも経済的にも帰義軍政権に組み込まれていたと述べる[10]．

9　莫高窟第 256 窟主室東壁南側供養人題記（玉門諸軍事守玉門使君銀青光禄大夫検校尚書左僕射兼御史大夫上柱国慕容言長）；『冊府元亀』（明本）巻 169, 帝王部・納貢献, 後唐同光 4 年 2 月条, p. 2036（瓜州刺史慕容帰盈の後唐への貢馬）；P.ch.4783（慕容刺史の三周忌の斎会），莫高窟第 454 窟主室南壁供養人題記（曹延恭の妻，慕容氏夫人）などの史料を挙げ，慕容史は瓜州の名実のそなわった実力者と評価している．

10　郭鋒は P.ch.2943 以外に，P.ch.2680「丙申年（936）四月十七日慕容使君請当寺開大般若付経歴」［『法蔵敦煌』17, p. 227］，P.ch.3281v「（936～937 年間）押衙馬通達状稿三件」［『法蔵敦煌』23, p. 35；『真蹟釈録』4, pp. 375-376］，S.4459v「（935

このように，曹氏時代の瓜州の統治権を誰が掌握していたかについては先行研究で見解の相違がある．しかし，文書中にもあるように，かつて瓜州および疏勒河の水利権を牛耳っていたのが慕容帰盈であり，そのことが10世紀の瓜州社会において周知されていたことは疑い無い．また慕容帰盈が瓜州刺史および墨釐軍使であった時期（919年頃〜940年）には，彼の治める瓜州が沙州と並立するほどの独立性の強い存在であった．例えば，『冊府元亀』『新五代史』中の以下の記事①〜⑦では，瓜州が沙州の曹議金とは別に後唐に朝貢していることが確認できる．

①『冊府元亀』（明本）巻169，帝王部・納貢献, p. 2036.
（同光四年（926））二月，沙州曹議全(金)進和市馬百匹・羚羊角・硇砂・氂牛尾．又進皇后白玉符・金青符・白玉獅子指環・金剛杵．瓜州刺史慕容帰盈貢馬．

②『新五代史』巻7，後唐廃帝紀，応順元年正月条, p. 70.
応順元年（934）正月……沙州・瓜州遣使者来．

③『冊府元亀』（宋本）巻397，将帥部・懐撫, p. 1010.
閔帝応順元年正月，沙州・瓜州遣牙将各以方物朝貢．

④『冊府元亀』（宋本）巻972，外臣部・朝貢5, p. 3860.
（閔帝応順元年正月）是月，沙州・瓜州遣牙将各以方物朝貢．

⑤『冊府元亀』（宋本）巻976，外臣部・褒異3, p. 3887.
（応順元年）閏正月，瓜州入貢牙将唐進，沙州入貢梁行通，迴鶻朝貢安摩訶等辞，各賜錦袍銀帯等物有差．

⑥『冊府元亀』（明本）巻965，外臣部・封冊3, p. 11355.
末帝清泰元年（934）七月癸丑，簡較(検校)刑部尚書瓜州刺史慕容帰盈転簡較(検校)尚書左僕射．時瓜州附迴鶻来朝貢，令使帰，故有斯命．

⑦『冊府元亀』（宋本）巻972，外臣部・朝貢5, p. 3860.
（清泰二年（935）七月），沙州刺史曹議金・涼州留後李文謙各献馬三十匹，瓜州刺史慕容帰盈献馬五十匹．

〜940年間）常楽押衙王留子乞司空矜免積欠羊毛状」［『英蔵敦煌』6, p. 83］，P.ch.5032v「壬申年（972）閏正月十三日沙州闍梨保道致瓜州慕容郎書」［『法蔵敦煌』34, p. 108］を用いて検討している．なお，郭鋒はS.4459vおよびP.ch.5032vの文書番号をそれぞれS.4592，P.ch.5030と誤っているので注意が必要である．

⑥では検校尚書左僕射といった高位の官銜が帰盈に賜与されているが，これは曹氏政権ではもっぱら節度使やその子弟が帯びる称号であり，彼の政権内での地位の高さがわかる．また，故慕容刺史の三回忌の斎会費用を記録した，P.ch.4783「癸卯年慕容刺史三周齋施出唱記載」［『法蔵敦煌』33, p. 175］という文書も存在する．帰義軍時代の癸卯年は 882 年，942 年，1002 年の 3 つが該当するが，この慕容刺史が 940 年に死去した帰盈であるならば，942 年はまさに彼の三回忌にあたり，彼のためにこのような法要が営まれたと考えられる．

ところが，前節の P.ch.2943 からは，帰盈の子孫の代に至ってもこの地方の実権が慕容氏の手中にあったかどうかは判断できない．むしろ，帰盈の一族は政権内の高官を多数輩出するも，帰盈が帯びていた「墨釐軍諸軍事」や「瓜州刺史」など瓜州の統治職の肩書きを持たず，瓜州の統治には直接関与していないのである．以下は，郭鋒［1989, p. 103］が推定復元する慕容帰盈一族の系図とその官称号である[11]．

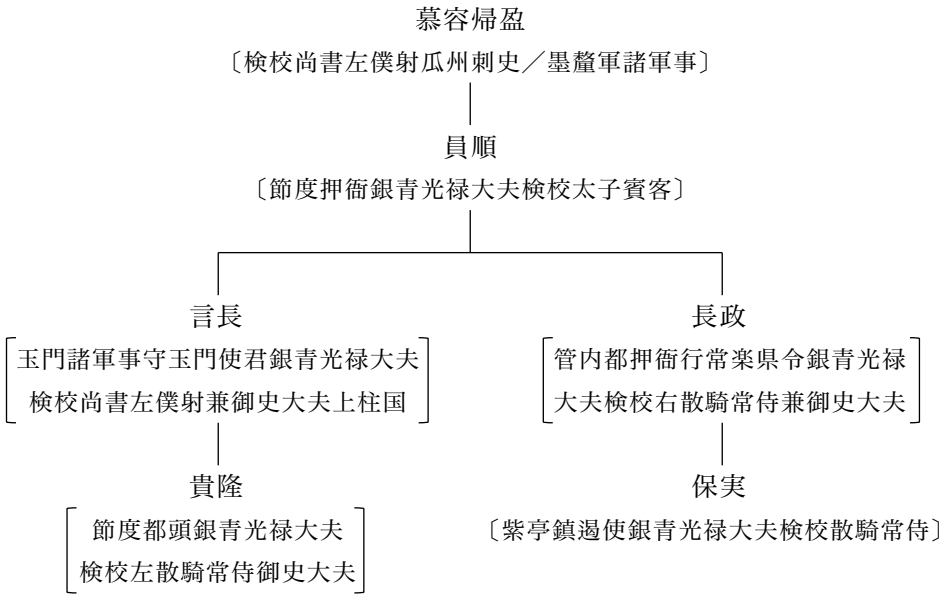

図３　慕容帰盈一族の系図

[11] 慕容帰盈一族の系図についてはいまだ定説はない．本稿では仮に郭鋒の案に従ったが，帰盈と員順の父子関係，言長と長政の兄弟関係，長政と保実の父子関係については彼の推定であり，現在のところ確たる証拠はない．

ここでは，員順以下が都押衙・押衙・都頭などの武官の肩書きを帯びていること，さらには南山の山麓にある玉門鎮や紫亭鎮の鎮遏使，瓜州の下流に位置する常楽県令など要衝の長官であることが注目される．前節の語注で述べたように，都頭は政権内で節度使に近しい人物に与えられる称号である．押衙もまた節度使の信任を得て近侍する将官であり，衙内や州県軍鎮の軍事・行政職を兼務した（都押衙は押衙を統べる高位の軍官）[12]．しかし，このように政権の要職にありながらも，彼らは瓜州の統治に関わる職・地位に任じられていないことも窺える．また，これ以外にも政権の官員であることが確認できる慕容氏を敦煌文献の中から拾い上げても，慕（容）庫官（P.ch.3145v），慕容営田（S.4472v），慕容虞侯（P.ch.2049v(1)），慕容県令（BD16509A；S.4120；P.ch.2985v(4)），都衙慕容丹珠（S.447v），慕容鎮使（P.ch.2032v(20)-3），慕容都押衙（S.2472v(4)；P.ch.3942；S.1153；S.4700；S.6998(2)）と，明確に瓜州に関わる官称号は見当たらない[13]．

（２）曹氏の子弟による瓜州統治

その一方で，先行研究が指摘するように瓜州を統治する要職は，慕容帰盈の死後に曹氏節度使の子弟たちに引き継がれたようである[14]．

曹元忠　**墨釐軍諸軍事任瓜州刺史**（940？～944 年：莫高窟第 205 窟；『旧五代史』巻 84, p. 1114）

曹延恭　**知瓜州軍州事**（？～955 年：『太平寰宇記』巻 153, p. 352；『冊府元亀』（明本）巻 170, p. 2059）➡**瓜州団練使・検校司徒**（955～961 年：『太平寰宇記』巻 153, p. 352；『冊府元亀』巻 170, p. 2059；『新五代史』巻 138, p. 1841；『続資治通鑑長編』巻 2, p. 55；『宋史』巻 1, p. 10）➡**瓜州防御使**[15]（962～974 年：P.ch.3827；莫高窟第 55 窟；『宋会要輯稿』

---

12 周藤 1962, pp. 583, 587；厳耕望 1969, pp. 231, 233；馮培紅 1997, pp. 99-109．なお，帰義軍政権下の押衙は節度使の信任を示す散官的称号として用いられた．

13 郭鋒 1989；馮培紅 2009；土肥 2015, pp. 632-634 を参照．無論，営田（使）や県令，都（押）衙が瓜州に駐在する官員の可能性はあるが，彼らが現れる史料（敦煌文献）はいずれも敦煌で作成・保管されたものであり，彼らは敦煌に常駐していたと考えられる．また前掲注 10 にも挙げた P.ch.5032v「壬申年（972）閏正月十三日沙州闍梨保道致瓜州慕容郎書」には「瓜州慕容郎」なる人物が現れるが，彼がどのような職掌にあったかは不明である．

14 以下のリストは，藤枝「始末」㈢, pp. 71, 74, n. 142；荒川 1989, p. 32；栄新江 1996, pp. 23-35；馮培紅 1997, p. 149；馮培紅 2003, p. 178 をもとに作成した．

15 榆林窟第 25 窟の甬道南壁の供養人像第 2 身は「姪……検校司空……曹延……」の題記があり［謝稚柳 1955, p. 467；張伯元 1995, p. 227］，第 1 身の曹元忠の姪（甥）・

蕃夷 5, p. 7767；『続資治通鑑長編』巻 3, p. 61；『宋史』巻 490, p. 14124）

曹延禄　**権知瓜州軍州事**（974～976 年：P.ch.3827）

曹延晟　**瓜州刺史・検校司徒**（980～？年：『宋会要輯稿』蕃夷 5, p. 7767；『続資治通鑑長編』巻 21, p. 474；『宋史』巻 490, p. 14124）

曹延瑞[16]　**節度副使守瓜州団練使・検校司徒**（980 年以降～？年：榆林窟第 35 窟）➡**墨釐軍諸軍事守瓜州防御使・検校司徒**（？～1002 年：P.ch.4622；『宋会要輯稿』蕃夷 5, p. 7767；『続資治通鑑長編』巻 52, p. 1147；『宋史』巻 490, p. 14124）

曹宗久[17]　**知瓜州軍州事・検校尚書左僕射**（1002～？年：『宋会要輯稿』蕃夷 5, p. 7767；『続資治通鑑長編』巻 52, p. 1147；『宋史』巻 490, p. 14124）

曹賢恵[18]　**知瓜州・検校刑部尚書**（1014～？年：『宋会要輯稿』蕃夷 5, p. 7768；『続資治通鑑長編』巻 82, p. 1871；『宋朝事実類苑』巻 75, p. 994；『宋史』巻 490, p. 14124）

表：瓜州統治に関わる曹氏節度使の子弟

ここからは，瓜州刺史や知瓜州など行政官をはじめ，墨釐軍を統率する墨釐軍諸軍事，要害の地を守備する防御使，平時において部隊を教練し戦時には統率する団練使[19]など，曹元忠以降の子弟たちが 11 世紀まで瓜州の行政権や軍事権を掌握していたことがわかる．

曹延恭にあたる．曹元忠の題記には「太師」「中書令」の称号があり，その年代は 962～964 年間と判明するから［栄新江 1996, pp. 120-121, 123］，曹延恭は瓜州防御使の他に司空の称号も有していたと思われる．

16 980 年に沙州が宋に入朝した際，延禄は帰義軍節度使に，延晟は瓜州刺史に，延瑞は牙内都虞侯に任命されている．また，榆林窟第 35 窟の甬道南壁第 2 身には「節度副使守瓜州団練使金紫光禄大夫検校司徒兼御史大夫譙郡開国男食邑三百戸曹延瑞」とあり，同じく第 1 身の曹延禄が「太師兼中書令敦煌王」の称号を有していることから［謝稚柳 1955, p. 488；張伯元 1995, p. 251］，この題記の年代は 984～1002 年間と分かる［栄新江 1996, pp. 127, 130］．一方，雍熙 3 年（986 年）の日付を持つ P.ch.4622 には「墨離軍諸軍事守瓜州防御使金紫光禄大夫検校司徒兼御史大夫曹延瑞」とある［『法蔵敦煌』32, p. 189；『真蹟釈録』4, p. 182］．962 年に曹延恭が瓜州団練使から防御使に昇進しているように，延瑞も 984～986 年の間に防御使に任命されたのであろう．

17 『続資治通鑑長編』は「曹宗文」，『宋史』は「曹宗允」とする．

18 『宋史』は曹賢恵の名前を「曹延恵」と誤る．

19 帰義軍期の防御使・団練使の職掌については，馮培紅 1997, pp. 146-150, 156-160 を参照．

（３）「墨釐軍諸軍事知瓜州刺史」の供養人像

なお，上掲表について，2 点補足しておきたい．莫高窟第 205 窟と楡林窟第 12 窟には，「墨釐軍諸軍事知瓜州刺史」の称号を持つ供養人像が描かれているが，一部の先行研究ではこれを慕容帰盈と誤解して，石窟の造営年代の推定や曹氏と慕容氏の系図復元を行ってきた．しかし，筆者の見るところでは，この 2 つの窟の供養人像はいずれも曹氏の人物である．

まず莫高窟第 205 窟だが，帰義軍期に造営・重修された莫高窟の編年を行った賀正哲［1986, p. 226］は，主室東壁北側第 2 身の供養人題記について，「窟主墨釐軍諸軍事任瓜州……一心供養」と読み，後述する楡林窟第 12 窟や莫高窟第 256 窟の題記と比較してこれを慕容帰盈とし，さらに第 205 窟の窟主を慕容氏一族と推断した．しかし，この第 205 窟の供養人題記は正しくは「窟主墨釐諸軍事任瓜州……御史大夫曹元忠一心供養」とあって[20]，窟主は曹元忠であるから，本窟は帰盈とは関係無い．また，『旧五代史』から節度使即位前の曹元忠が瓜州刺史であったことは確実であるため[21]，題記の「瓜州……」は本来「瓜州刺史」とあったはずである．この窟の主室東壁南側には，

第 1 身：兄帰義軍節度……

第 2 身：帰義軍節度……押蕃落等使金紫光禄大夫檢校……

の題記を持つ供養人像があり，それぞれ曹元徳・曹元深に比定されているから［賀正哲 1986, p. 226］，これらの題記の年代は曹元深が節度使であった 939～944 年の間に求められる．940 年に慕容帰盈は逝去するため，曹元忠は 940 年より墨釐軍諸軍事任瓜州刺史に任じられたと思われる．

次に，慕容氏一族が造営した楡林窟第 12 窟甬道の供養人像を見よう．本窟は，五代期に造営され，宋代になって慕容帰盈を顕彰すべく重修された．主室には慕容帰盈とその妻・曹氏夫人の出行図が描かれ，一方の甬道の南壁には①慕容帰盈を筆頭に慕容氏の男性親族，北壁にはその妻や娘など女性親族の供養人像が並ぶ［図４参照］．

---

20 1908 年に本窟を調査したペリオの読みによる．*Grottes de Touen-Houang* 2, p. 42．なお，史岩 1947, p. 40；謝稚柳 1955, p. 360；『供養人題記』p. 94 などのペリオ以降に刊行された莫高窟漢文題記の史料集は「元忠」を判読していないが，ペリオはこれらよりも石窟の状態がまだ良好だった時期に実見しており，信に値する．さらに，現在この題記は経年変化により墨書がかなり薄くなっているが，2015 年に筆者が実見した際には「……墨釐諸軍事□瓜州……□□中一心供養」と読めた．「一心供養」の直前にある「中」は「忠」の一部であろう．

21 『旧五代史』巻 84，晋書・少帝紀，開運 3 年条，p. 1114 に，「開運三年（946）……（三月）庚辰，以瓜州刺史曹元忠為沙州留後」とある．

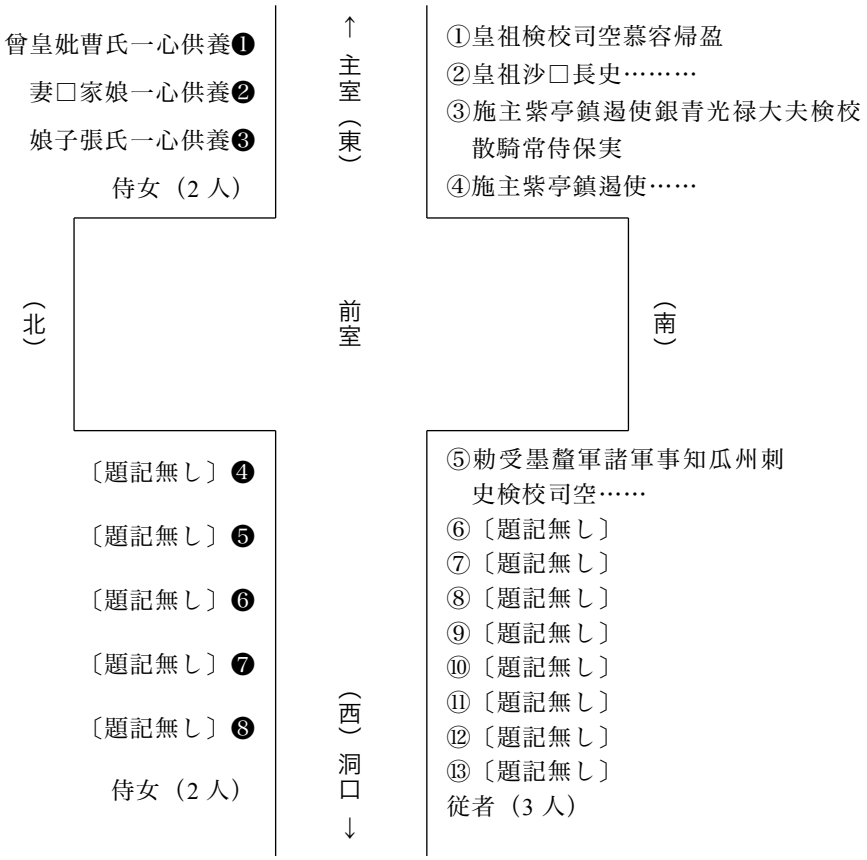

図４　楡林窟第 12 窟甬道の供養人配置　題記は張伯元 1995, pp. 197-198 を参考にした．①～⑬は男性供養人像，❶～❽は女性供養人像を示す．

さて，ここで注目したいのは，⑤の「勅受墨釐軍諸軍事知瓜州刺史検校司空……」である．先述のように慕容氏一族で帰盈以外に「墨釐軍諸軍事知瓜州刺史」の肩書きを帯びた人物は現在のところ確認できない．郭鋒［1989, p. 102］はこの⑤を慕容帰盈と見なし，①と⑤の 2 箇所に帰盈が描かれているとした．さらに，前室甬道（洞口側）の供養人像（⑤～⑬，❹～❽）は⑤慕容帰盈による重修，主室甬道（主室側）の供養人像（①～④，❶～❸）は③曾孫[22]の保実による重修と結論づけた．

[22] 郭鋒は，①は「皇祖」とあり題記の表記上は①と③との関係は祖父・孫にあたるが，①の妻と思しき❶が「曾皇妣」とあるため，①は「曾祖」あるいは「曾皇祖」の誤記で③は①の曾孫であろうとする．

しかし，本窟を実見したところ，前室甬道と主室甬道の壁面の様式や時代に顕著な違いは認められない．また，甬道に同一人物が複数描かれるという事例も，帰義軍期の莫高窟・楡林窟を見渡しても見当たらない．そもそも，帰義軍期の石窟甬道に描かれる供養人像は，原則として長幼・輩行・社会的地位などの秩序に応じて，主室入り口より洞口に向かって高位者から順に配列される［張先堂 2011, p. 462；赤木 2016］．従って，施主とはいえ曾孫の③が，被記念者でかつ一族の功労者である⑤帰盈よりも前に描かれることは考えにくく，郭鋒の推測は首肯しがたい．

さらに郭鋒が帰盈と考える①と⑤には形態的に大きな差異が認められる．筆者が 2015 年冬に行った調査[23]で計測したところ，①の身長（頭頂部〜足下）が 131cm だったのに対し，⑤は 152cm と甬道南北壁の供養人像の中でもひときわ大きい．また，①と⑤とでは衣裳や持ち物などの荘厳も異なる．①は幞頭を被り，朱色の官服を着て，柄香炉を持ち，カルトゥーシュ（題記を記す短冊形の枠線）に装飾や台座は無い．これに対し，⑤は幞頭・官服・柄香炉といった点は同じだが，帯に象笏を差し，カルトゥーシュの上部には半球形の天蓋や複数の宝珠・房飾りの装飾が，下部には台座が描かれるなど，①よりも立派に飾られており，明らかに別の人物として描かれている．

また，帰義軍期の供養人像はしばしば足下に方形の敷物が描かれるが，この敷物の装飾や寸法は供養人の序列に応じて変化する．節度使など高位者は 1 人 1 枚ずつ大きな正方形の敷物の上に立ち，下位者は単独でなく複数人で幅の狭い長方形の敷物の上に並んでいる．本窟でも，①は②〜④とともに白地で花模様の縁取りのある長方形の敷物の上に並ぶが，⑤は内側も縁取りも花模様で飾られた彼専用の正方形の敷物があてがわれており，①は⑤よりも高位の人物であることが窺える．さらに供養人像の行列の最後尾にいる 3 人の従者は宝刀・弓・箭嚢や鳳凰の描かれた翳を持っている．実は，莫高窟・楡林窟を見渡せば，⑤に見られる図像表現（服装，持ち物，カルトゥーシュの飾り，敷物）や宝刀・弓・箭嚢・翳を持つ従者は，曹氏節度使の供養人像に見られる特徴である［赤木 2016］．以上から，⑤は慕容帰盈ではなく曹氏節度使に連なる高位者であると考えられる．

そこで予想されるのは，瓜州統治にあたった曹氏の子弟であろう．施主である③の慕容保実は帰盈の曾孫（題記上は孫）にあたるため，③と同時代の⑤も帰盈より 2〜3 世代後の人物と見なければならない．また，帰盈一族の造

---

[23] 本調査は敦煌研究院の許可のもと実施した．また調査に際しては敦煌研究院の多大な協力を得た．記して深謝したい．

営した窟に描かれていることから，⑤は慕容氏の女性を娶るなど慕容氏と強い繋がりがあったことが予想される．⑤の題記にある「墨釐軍諸軍事」「瓜州刺史」「司空」の 3 つの称号を全て兼ね備えた人物は前掲表には見えないが，このうち 1 つを有し，かつ慕容氏と婚姻関係にある人物となれば，曹延恭か曹延禄が該当する［図 1 参照］．慕容帰盈は曹議金とほぼ同世代の人物であるから，議金の孫にあたる延恭・延禄は時代的にも申し分ない．

まず曹延恭は，彼の造営した莫高窟第 454 窟の主室南壁第 4 身に「窟主勅授清河郡夫人慕容氏一心供養」とあることから［『供養人題記』p. 172］，その妻が慕容氏であったことが確認できる．また，前掲表のように 955 年までは唐代の州刺史に相当する知瓜州軍州事[24]であった．唐代では瓜州刺史が墨離軍使を兼任し［荒川 1989, p. 26：馮培紅 1997, p. 149］，かつ 962〜964 年前後に彼は司空を名乗っていたから[25]，⑤を延恭と見なすこともできよう．ただし，この 955〜964 年という時期は慕容帰盈の死後 15〜24 年しか経っておらず，彼の曾孫（あるいは孫）の保実が本窟を重修するには早すぎる．しかも，955 年より 974 年に節度使に即位するまで，彼は瓜州団練使や防御使を名乗り，瓜州刺史に任じられた形跡はない[26]．

次に曹延禄だが，彼の妻は楡林窟第 35 窟の甬道北壁に 3 人描かれており，その第 2 身に「勅受清河郡夫人慕容氏一心供養」とある［謝稚柳 1955, p. 488；張伯元 1995, p. 251］．また，前掲表によれば曹延恭の節度使在位時（974〜976 年）に権知瓜州軍州事として瓜州統治にあたっていた．そして，979 年までは太保と並行して司空も称していたようである[27]．

残る曹延晟から曹賢恵までは，いずれも墨釐軍諸軍事あるいは知瓜州などの任にあるが司空号を有しておらず，また慕容氏との婚姻関係が確認できない．そのため，楡林窟第 12 窟の⑤は曹延禄の可能性が高いと筆者は考える．

以上を要するに，P.ch.2943 において水利権を含む瓜州の統治権を掌握していたのはあくまでも慕容帰盈だけであり，瓜州のオアシス民が陳情を出した

---

24 藩鎮支配の影響が強まった唐末・五代では，従来の県令・州刺史に代わって民事・軍事を統轄する新たな長官名「知某県鎮公事」「知某州軍州事」といった官称号が出現する［梅原 1985, p. 213］．

25 前掲注 15 を参照．

26 曹延禄が宋朝へ奉じた上表文 P.ch.3827「権帰義軍節度兵馬留後曹延禄上表」［『法蔵敦煌』28, p. 254；『真蹟釈録』4, p. 412］に「去開寳七年（974）六月六日，臣父薨亡．臣兄瓜州防禦使金紫光禄大夫檢校司徒兼御史大夫上柱國譙縣開國男食邑三百戸延恭，充歸義軍節度兵馬留後」とある．

27 栄新江 1996, p 125. ただし即位以前にも司空であったかどうかは不明．

10 世紀後半には，藤枝晃や郭鋒が指摘するように曹氏が行政・軍事両面の統治にあたった．無論，荒川［1989, pp. 34-36］も指摘するように，曹氏が瓜州に君臨したとはいえ，胡漢雑居する瓜州においてオアシスと共生・共存する慕容氏を無視し得ず，彼らを婚姻などにより取り込む必要があったことは確かである．そのため，帰盈以後も慕容氏一族が瓜州支配の実権を潜在的に握っていたことは充分予想しうる．しかし，「墨釐軍諸軍事知瓜州刺史」の肩書きを帯びた曹元忠は窟主として莫高窟第 205 窟の造営にあたり，また同職にあった曹延禄は慕容氏造営の楡林窟第 12 窟において被記念者の帰盈よりも立派に荘厳され破格の扱いを受けるなど，曹氏は慕容氏以上の権勢を有していたことが窺えるのである．

３．瓜州からの上申書

周囲を沙漠に囲まれまた一年を通じて十分な降雨に恵まれぬオアシス地域だからこそ，そこに居住する者にとって河水とは文字どおり生命線といえる．それゆえ，P.ch.2943 の河川の断水という非常事態に，瓜州オアシスの全住民が一致団結して節度使曹元忠への嘆願に及んだことは充分に納得しうる．

ところで，前節の表によれば，この P.ch.2943 の時代には瓜州防御使の任にあった曹延恭が瓜州経営にあたったと思われる．しかし，このような事態にもかかわらず，差出人の筆頭が曹延恭でなく内親従都頭知瓜州衙推の氾願長となっているのは何故だろうか．陳情のあった 971 年 5 月には，偶々曹延恭が任地を離れていたとも考えられる．実際，坂尻彰宏［2014, pp. 58-59］は，瓜州防御使や権知瓜州軍州事などの任にあった曹延恭・曹延禄・曹延瑞が沙州に滞在していた事例を紹介し，瓜州の兵権を掌握していた人物が必ずしも瓜州に常駐していたわけではないことを示している．

さらに，個人名義でなく瓜州から沙州の節度使へ宛てた帰義軍期の公文書を通覧すると，いずれも差出人は都頭・都衙（都押衙）・衙推といった官員を主体としており，実際の瓜州の運営には曹氏の子弟でなく常時彼らが担当していたことが窺える．以下，その関連史料 3 点を紹介したい．

〔史料 1〕P.ch.2618v「10 世紀瓜州衙推梁敬儒及都頭百姓上司空状稿」[『法蔵敦煌』16, p. 297］

1　瓜州　　衙．當州管界要路烽鋪並平安．右件具如

2　前，謹録状上．牒，件状如前．謹牒．衙推梁敬儒・録事

3　王君子・縣令唐乞竹單・司馬王[28]・都頭及百姓等，特蒙
4　司空重威，尚得梁光[29]〔地〕水[30]．敬儒及都頭百姓等下情，無任戰
5　恩．
6　瓜州．　衙推梁敬儒及都頭百姓等，
7　元高桐上水，不得無種田地．伏乞司空阿郎申陳用許
8　梁光地水．
9　特蒙司空重威，不得都何(河)水百姓佃種．
10　　敬儒都頭及百姓等下情，無任
11　戰恩．
12　瓜州．　録事王君子及軍将百姓等，
13　　今，縁史衙推身故，特蒙
14　司空恩造，補与衙推梁敬儒．

①〔1～2 行目〕瓜州の衙（が申し上げます）．當州の領内の要路・烽鋪は全て無事であること．右の件につき，詳細は前述のとおりです．牒すらく，件の状は前の如し．謹んで牒す．

②〔2～5 行目〕衙推梁敬儒・録事王君子・県令唐乞竹単・司馬王・都頭及び百姓ら（が申し上げます）．司空の多大なご威光を受け，また梁光の耕地・水利を得ました．敬儒・都頭・百姓らの気持ちは（司空の）ご恩に耐えません．

③〔6～8 行目〕瓜州（が申し上げます）．衙推梁敬儒及び都頭・百姓らは，元高桐[31]の上流について，未播種の耕地を得ておりません．謹んで司空様にご意見を賜り梁光の耕地・水利を（得ることを）お許し頂きたくお願い申し上げます．

④〔9 行目〕司空の多大なご威光を受けましたが，都河の水や百姓の田地を得ておりません．

⑤〔10～11 行目〕敬儒・都頭及び百姓らの気持ちは，（司空の）ご恩に耐えません．

⑥〔12～14 行目〕瓜州（が申し上げます）．録事王君子と軍将・百姓らは，今，史衙推が死亡したため，特に司空のご恩を蒙り，衙推梁敬儒を補任していただきますよう（お願い申し上げます）．

28　「王」の直後には「再集等」とあるが，抹消線で削除されている．
29　先に「□行」と書いた上に「梁光」と書き直している．
30　8 行目と比べれば，4 行目「梁光水」は「梁光地水」の誤記と思われる．
31　元高桐は他の敦煌文献には見えない．ここでは仮に地名ととっておく．

P.ch.2618 の紙表は『論語』巻第一の写本で，その末尾に「乾符三年（876）學士張壽進」の奥書がある．〔史料１〕はその紙裏を再利用して司空宛ての公文書（①状式文書）や手紙の草稿（②～⑥）を書き付けたものである．〔史料１〕の直前には別筆で「三月二十六日曹光晟字績」という一文があるが，この曹光晟は 9 世紀の作と思われる P.ch.4019「鷰子賦一巻」の尾題［『法蔵敦煌』30, p. 363］にも現れている．そのため，この人名と紙表にある乾符三年（876）の日付から，〔史料１〕の年代を 9 世紀末と見ることもできよう．しかし，ここには上述の如く 10 世紀に現れる官称号「都頭」が確認できることから，〔史料１〕は 10 世紀入って P.ch.2618 の紙背に加筆されたものと考えられる．

帰義軍期の敦煌文献を通覧する限り，州県鎮などから上申される文書は全て沙州に宛てられ，節度使が決裁している．〔史料１〕に見える宛先の司空は，この称号を名乗った 10 世紀の節度使のうち，張承奉（904～910 年），曹議金（924～925 年），曹元徳（935～939 年），曹元深（940～941 年），曹元忠（949 年）のいずれかであろう［cf. 栄新江 1996, p. 131］．

さて，上記の訳文は文脈に応じて①～⑥に分けたが，その内容は①瓜州領内の要路・烽鋪の無事といった治安に関する報告，②梁光の田地獲得に対する謝辞，③田地支給の要請，④都河の河水，田地を得ていないことの陳情，⑤司空への謝辞，⑥衙推の任命と諸事にわたっている．しかし，その差出人，発信者が明記されていない④を除けば，いずれも「衙推梁敬儒」や「録事王君子」ら官員を筆頭にしたオアシスの住民であり，ここに曹氏や慕容氏の人間は見えない．

〔史料２〕P.ch.3412「宋太平興国 6 年（981）十月都頭安再勝・都衙趙再成・李衍悉鶏等状」（981 年）［『法蔵敦煌』24, p. 132；『真蹟釈録』4, p. 517］

1　都頭安再勝・都衙趙再成・李衍悉鶏等．
2　　右，今月廿日寅時，孔僧正・沙弥定昌・押衙
3　　唐憨児等参人走来．況再勝等聞訊向
4　　東消息，言説，迴鶻・達怛及粛州家相合，
5　　就大雲寺對佛設誓，則説向西行
6　　兵．其僧正身患，且住三五日瓜州．将患
7　　便取西来．更有微細事理，僧正等来
8　　日分説．謹具状陣(陳)
9　　聞，謹録状上．
10　　牒，件状如前．謹牒．

11　　太平興国陸年十月日，都頭安再勝・都衙趙再成等.

都頭安再勝・都衙趙再成・李衍悉鶏等（が申し上げます）.

右（の件につき），今月 20 日寅の時（午前 3〜5 時），孔僧正・沙弥定昌・押衙唐児ら 3 人が来ました．ここに再勝らに東方の消息を聞きだしたところ，「ウイグル・達怛（タタール）・粛州家が投合して（粛州の）大雲寺において仏に向かって誓いを結び，西方へ軍を進めようと言っている」とのことです．僧正は病身であり，しばらく数日ほど瓜州に留まっていました．病が癒えれば西へと行くでしょう．さらなる詳報がありますが，僧正らが（沙州へ）来たときに申し上げます．謹んで詳しくご報告申し上げます．謹んで申し上げます.

牒すらく，件の状は前の如し．謹んで牒す.

太平興国 6 年（981）10 月　日，都頭安再勝・都衙趙再成等.

冒頭に差出人の名前しか挙がっていないが，孔僧正・沙弥定昌・押衙唐児の 3 人が粛州より西（沙州・瓜州方面）へ来たこと，そのうち孔僧正は病身であるため瓜州で暫く体を休めたこと，などの文脈から本文書は瓜州から沙州へ宛てたものと考えられる．その報告内容は，粛州の大雲寺においてウイグル・達怛（タタール）・粛州家が意気投合して盟約を結び，西方すなわち瓜州方面へ進軍しようという非常事態を告げるものである．節度使曹延禄のこの時代，実弟の曹延晟と曹延瑞がそれぞれ瓜州刺史・瓜州防御使に任じられているはずだが［前節表参照］，このような重要案件であっても，やはり曹氏一族でなく都頭や都衙の肩書きを帯びる官員が文書を発出していることに注意すべきである.

〔史料３〕P.ch.4525v(12)「太平興国七年（982）十月内親従都頭知瓜州衙推鄧義郎状」［『法蔵敦煌』31, p. 372；『真蹟釈録』5, p. 27］

1　瓜州.
2　　昨去前月廿九日，從雍歸有南山伍人到来，
3　　口云道，部落盡於雍歸鞍(安)下，欲疑(擬)瓜州下
4　　来．心知已前作悪之事，恐怕更有高下．況
5　　義郎當差貳人共南山相隨於部落裏
6　　商議下来事去．其義郎今廿九日夜從會
7　　稽趁賊到来，鞍馬困乏，西来不得．更坐三五曰

8 並及趁逐水漿澆溉之次，即乃西来．其於
9 官院内蹜草輸納，亦乃之次．又昨者三兩件
10 打麁圍，至今未得，運後却作圍．再申状
11 通右．謹具狀申
12 聞，謹錄狀上．
13 牒，件状如前．謹牒．
14 太平興國柒年十月　日，内親從都頭知瓜州衙推鄧義郎牒．

瓜州（が申し上げます）．

去る先月 29 日，雍熙鎮より南山（部落）の 5 人が訪れ，口々に「（南山）部落は全て雍熙鎮に留まっており，（南山より）瓜州へ降りて来たいと望んでいる」と言っております．（しかし）以前に彼らが犯した悪事について心得ていますので，（悪事を）繰り返すのではないかと恐れています．そこで義郎は 2 人を派遣して南山（の 5 人）に付き添わせ，部落にて（瓜州へ）降りて来ることについて協議させました．また義郎は，今月 29 日夜に会稽鎮より賊を追って来ましたが，馬が疲弊したため，西（沙州方面）へ行くことができません．さらに数日留まり，（農地への）引水・灌漑の時を待って，すぐに西へ行きます．官院（官馬院）[32]への飼料の輸送は，またこの時に行います．また先頃，数回ほどささやかな巻き狩り[33]を行いましたが，今に至るまでまだ（獲物を）入手しておりませんので，（飼料を官馬院に）運び終わってから狩りを行い（獲物を献上いたします）．再び右のとおり申し上げます．謹んで具に申し上げます．謹録状上．

牒すらく，件の状は前の如．謹んで牒す．

太平興国 7 年（982）年 10 月　日，内親從都頭知瓜州衙推鄧義郎牒す．

本文書の末尾の日付や差出人の官名・姓名は文書の破損が著しく，また墨も薄くなっており，既刊の写真複製では判読し難い．ペリオ目録［5, pp. 183-184］

32 乜小紅［2006, p. 54］は，官院を牧地に関する政権の機関のひとつ官馬院と見る．馬官院は，紫亭鎮の監牧より集め調教した良馬や馬具，その工匠などを置いて供応にあてた．乜はこの〔史料３〕より帰義軍時代には各地より輸送された飼料を官馬院に備蓄して，有事に備えていたとする．

33 打圍は周囲を包囲して狩猟すること［袁賓(編)『宋語言詞典』上海教育出版社, 1997, pp. 59-60］．この一文は，受取人の節度使に送るべき献上品が無いことの申し開きをしていると解した．なお，『真蹟釈録』は粗の異体字である麁（麤・麄）を鹿と誤って読んでいる．

では紀年を太平興国 6 年（？）とし，差出人の義郎の官銜を「都頭知瓜州衙推」とする[34]．一方『真蹟釈録』では末行を「太平興国□年十月　日内親従都頭知瓜州……」とし，紀年も差出人名も正しく釈読できていない．しかし，筆者が原文書を実見したところ，紀年は「柒年」で差出人は「鄧義郎」[35]と判読できた．

〔史料３〕は，内親従都頭知瓜州衙推の鄧義郎が，太平興国 7 年（982）の 9〜10 月に瓜州で起きた事件について報告したものである．本文書が敦煌で発見されていることから，この文書が節度使曹延禄に宛てられたものと推測される．一部文意が取りづらいが，報告内容は大きく 4 件に別れる．2〜3 行目に見える南山部落とは，南山の山間草原を居住地とする，チベット系の羌・吐蕃，トルコ系の沙陀・ウイグル，モンゴル系の吐谷渾などの遊牧民の総称である．①冒頭は，この南山部落が瓜州への移住を希望している件について事務処理の経過報告を行っている．その後に続けて，②会稽鎮の賊の追撃，③官馬院への飼料の輸送，④献上品である鳥獣を得られなかったことの申し開きについて述べている．やはりこの史料でも，瓜州刺史・曹延晟と瓜州防御使・曹延瑞の名前は現れない．

このように，P.ch.2943 や〔史料１〕〜〔史料３〕を通覧すれば，いずれも都頭・都衙（都押衙）・衙推といった節度使に近しい高官やその配下の官員が瓜州の代表者となっている．〔史料１〕の年代が慕容帰盈の存命時か否か明確にできないものの，少なくとも 10 世紀中葉以降には，治安や土地の支給申請，政府機関への飼料の輸送といった日常業務から，周辺勢力の侵攻，南山部落との折衝など非常時の対応に至るまで，瓜州オアシスの一切の運営は現地に駐在する彼ら官員が節度使の指示を仰ぎつつ取り仕切っていたと考えられよう．

おわりに

本稿は漢文文書 P.ch.2943 を取りあげ，これまで本文書を扱う上での争点となっていた瓜州の統治権について基礎的な考察を行った．従来は，曹氏あるいは慕容氏のいずれが瓜州の実権を握っていたかが議論されてきた．職掌や

34　なお，〔史料３〕の裏には太平興国 8 年癸未歳 3 月の日付を持つ契約文書が記されている．ペリオ目録ではこの契約文書を recto，〔史料３〕を verso としているが，まず瓜州からの状が作成され，反故紙となった後にその裏面を契約文書に利用したのは間違いない．

35　ただし，「鄧」字は特に墨跡が薄いために判読しがたく，「趙」の可能性もある．

称号，また楡林窟の供養人像などを見れば，10 世紀後半には曹氏節度使の子弟が瓜州の行政職や墨離軍の統率権を握っており，瓜州に対する覇権は曹氏の手中にあったといえよう．ただし，彼らが瓜州を治める要職を占めたとはいっても，それは名目的なものであったと思われる．本稿で論じたように，実際は節度使の信任を得た官員が行政官として派遣され，瓜州統治の実務を取り仕切っていたのである．

このように，P.ch.2943 の内容は，これまでの論点となってきた瓜州の独自性や，瓜州をめぐる曹氏と慕容氏の闘争を直接に映し出したものではない．そもそも慕容氏を含む吐谷渾部落は，疏勒河上流域の南山に住む遊牧集団であるから，本文書はむしろ上流域（山地）の遊牧民と下流域（オアシス）の定住民との間で発生した事件と捉えてもよいのではないだろうか．水に乏しいオアシスにおいては，公権力による河川や灌漑施設など水系の維持，公平なる水の分配が不可欠であることは言うまでもない．それだけでなく，オアシスにおける河水の利用には上流の山地遊牧民との良好な関係も必要であろう．わざわざ故人となった慕容帰盈の神位追贈を瓜州の全住民が節度使に嘆願しているように，彼らとの関係構築もオアシスの統治者に課せられた重要な責務であったことを本文書は示していると考えられる．今後は，この文書を河水や水利をめぐる遊牧民とオアシス民との共生関係を論ずる上での史料と位置づけ，活用していく必要があろう．

使用史料（編纂史料）

『旧五代史』,『新五代史』,『宋史』『続資治通鑑長編』……中華書局標点本
『冊府元亀』(宋本・明本),『宋会要輯稿』……中華書局影印本
『太平寰宇記』……文海出版社影印本
『宋朝事実類苑』……上海古籍出版社標点本

参考文献（ABC・５０音順）

Grottes de Touen-Houang = Paul Pelliot (et al.) *Grottes de Touen-Houang : carnet de notes de Paul Pelliot : inscriptions et peintures murals*, 6 vols., Paris : Collège de France Instituts d'Asie, Centre de Recherche sur l'Asie Centrale et la Haute Asie, 1981-1992.
『英蔵敦煌』＝『英蔵敦煌文献（漢文仏経以外部分)』全 14 巻, 四川人民出版社, 1990-1995.
『供養人題記』＝敦煌研究院（編)『敦煌莫高窟供養人題記』文物出版社, 1986.
『真蹟釈録』＝ 唐耕耦・陸宏基（編)『敦煌社会経済文献真蹟釈録』全 5 巻, 書目文献出版社・古佚小説会, 1986-1990.

『敦煌学大辞典』＝季羨林（編）『敦煌学大辞典』上海辞書出版社, 1998.
『内容総録』＝敦煌文物研究所（編）『敦煌莫高窟内容総録』文物出版社, 1982.
藤枝「始末」㈠～㈣＝藤枝 1941～1943.
『法蔵敦煌』＝『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』全 34 巻, 上海古籍出版社, 1995-2005.
ペリオ目録＝*Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang. Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale*, 6 vols., Paris, 1970-2001.

Akagi Takatoshi 2012 "The Genealogy of the Military Commanders of the Guiyijun from Cao Family." In: I. Popova and Liu Yi (eds.), *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research* [敦煌学: 第二個百年的研究視角与問題], St. Petersburg: Slavia, pp. 8-13.
赤木崇敏 2007 「帰義軍時代敦煌オアシスの税草徴発と文書行政」『待兼山論叢』(史学篇）41, pp. 27-53.
――― 2013 「唐代官文書体系とその変遷――牒・帖・状を中心に――」平田茂樹・遠藤隆俊(編）『外交史料から十～十四世紀を探る』（東アジア海域叢書 7）汲古書院, pp. 31-75.
――― 2016 「曹氏帰義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像」『敦煌写本研究年報』10（印刷中）
荒川正晴 1988 「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（上）――トゥルファン・アスターナ出土の豆盧軍牒の検討を中心として――」『史滴』9, pp. 25-48.
――― 1989 「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（下）――主に墨離軍の性格をめぐって――」『史滴』10, pp. 19-42.
梅原 郁 1985 『宋代官僚制度研究』同朋舎.
栄 新江 1986 「帰義軍及其与周辺民族的関係初探」『敦煌学輯刊』1986-2, pp. 24-44.
――― 1990 「通頻考」『文史』33, pp. 119-144.
――― 1996 『帰義軍史研究――唐宋時代敦煌歴史考索』上海古籍出版社.
賀 世哲 1986 「従供養人題記看莫高窟部分洞窟的営建年代」敦煌研究院（編）『敦煌莫高窟供養人題記』文物出版社, pp. 194-236.
郭 鋒 1989 「慕容帰盈与瓜沙曹氏」『敦煌学輯刊』1989-1, pp. 90-106.
姜 亮夫 1979 「瓜沙曹氏年表補正」『杭州大学学報』1, pp. 86-105〔再録：姜 1987, pp. 913-954〕.
――― 1983 「瓜沙曹氏世譜」『浙江学刊』1983-1, pp. 106-110〔再録：姜 1987, pp. 955-975〕.
――― 1987 『敦煌学論文集』上海古籍出版社.
厳 耕望 1969 「唐代方鎮使府僚佐考」『唐史研究叢稿』新亜研究所, pp. 177-236.
高啓安・趙紅 2005 「敦煌"玉女"考屑」『敦煌学国際研討会論文集』北京図書館出版社, pp. 224-231.
坂尻彰宏 2008 「帰ってきた男――草原とオアシスのあいだ――」懐徳堂記念会(編）『世界史を書き直す 日本史を書き直す――阪大史学の挑戦――』和泉書院, pp. 35-75.
――― 2012 「杏雨書屋蔵敦煌秘笈所収懸泉索什子致沙州阿耶状」『杏雨』15, pp. 374-389.
――― 2014 「公主君者の手紙――S.2241 の受信者・発信者・背景について」『敦煌写本研究年報』8, pp. 47-68.
史 岩 1947 『敦煌石室画象題識』比較文化研究所・国立敦煌芸術研究所・華西

大学博物館.
謝 稚柳 1955 『敦煌芸術叙録』上海出版公司〔再版：上海古籍出版社, 1996〕.
周藤吉之 1962 『宋代経済史研究』東京大学出版会.
張 伯元 1995 『安西榆林窟』四川教育出版社.
張広達・栄新江 2008 『于闐史叢考（増訂本）』中国人民大学出版社.
張 先堂 2011 「晩唐至宋初敦煌地方長官在石窟供養人画像中的地位」樊錦詩・栄新江・林世田（編）『敦煌文献・考古・芸術総合研究——紀念向達先生誕辰 110 周年国際学術研討会論文集』中華書局, pp. 455-466.
鄭 炳林 1997 「唐末五代敦煌都河水系研究」鄭炳林（編）『敦煌帰義軍史専題研究』蘭州大学出版社, pp. 179-191.
鄭炳林・馮培紅 1997 「晩唐五代宋初帰義軍政権中都頭一職考辨」『敦煌帰義軍史専題研究』蘭州大学出版社, pp. 7-93.
土肥義和 1980 「帰義軍（唐後期・五代・宋初）時代」榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, pp. 235-296.
———— 2015 土肥義和（編）『八世紀末期～十一世紀初期敦煌氏族人名集成 民族人名篇・人名篇』汲古書院.
乜 小紅 2006 『唐五代畜牧経済研究』中華書局.
馮 培紅 1997 「晩唐五代宋初帰義軍武職軍将研究」鄭炳林（編）『敦煌帰義軍史専題研究』蘭州大学出版社, pp. 94-178.
———— 2003 「敦煌曹氏族属与曹氏帰義軍政権」鄭炳林（編）『敦煌帰義軍史専題研究続編』蘭州大学出版社, pp. 161-189.
———— 2009 「従敦煌文献看帰義軍時代的吐谷渾人」鄭炳林（編）『敦煌帰義軍史専題研究四編』三秦出版社, pp. 266-286.
藤枝 晃 1941-1943 「沙州帰義軍節度使始末（一）～（四）」『東方学報』（京都）12-3, pp. 58-98; 12-4, pp. 42-75; 13-1, pp. 63-95; 13-2, pp. 46-98.
———— 1977 「敦煌オアシスと千仏洞 旅する仏たち——敦煌・シルクロード」『毎日グラフ別冊』毎日出版社, pp. 63-67.
森安孝夫 1980 「ウイグルと敦煌」榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, pp. 297-338.
———— 2000 「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15, pp. 1-121, 15 pls., 1 table.
———— 2015 『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会.
余 欣 2006 『神道人心：唐宋之際敦煌民生宗教社会史研究』中華書局.
楊 富学 1998 「也説“使君”」『敦煌学輯刊』1008-2, p. 147.

チベット仏教文化と敦煌
——チベット帝国期と帝国崩壊後——

岩 尾　一 史

1.　はじめに

786 年，敦煌は 11 年にも及ぶ包囲の末にチベット帝国（吐蕃）に降伏した．他の河西回廊のオアシス諸都市が，涼州（764 年），甘州・粛州（766 年），瓜州（776 年）とチベットの支配下に入っていくのに比して，西の端の敦煌のみが孤立しながら 10 年余りも持ちこたえていたのである．その理由を山口（1980：198）は，「吐蕃の包囲軍が一〇年も自重していたのは敦煌の仏教に期するところもあったからに違いない」と述べる．敦煌が言わずと知れた仏教都市であること，また当時のチベットのツェンポであるチソンデツェンが仏教に改宗していることを考慮すると，山口氏の言うようにチベットが敦煌仏教を破壊せぬよう慎重を期したことは十分に首肯し得る．

しかし，チベット帝国全体から見た場合，敦煌仏教とは結局のところどの程度の位置付けにあったのか，我々は必ずしも明確な答えを持ちあわせていないように筆者には思える．また，逆にこの時期にチベットで行われていた仏教がどの程度敦煌や河西地域に流入していたのかも，明確に分かっているわけではない．相互の影響の程度を仏教経典の翻訳や教義から探る試みは今までにもなされてきたが[1]，本稿では仏教研究面からではなく，制度の面からこの問題について考察してみたい．

2.　チベットと敦煌仏教

先に引用した山口瑞鳳氏の言によればチベット帝国は「敦煌仏教に期する

1　チベット語・漢語両語に翻訳を行った呉法成の研究（例えば上山 1990）やチベット語に訳された禅文献の研究（例えば木村 1980，沖本 1980，van Schaik 2015）など、敦煌で発見されたチベット密教文献については最近でも Cantwell and Mayer 2008 や Dalton and van Schaik 2006（大英図書館所蔵敦煌チベット語密教文献の目録．各文書に関連する研究が引用されている），敦煌発見の密教絵画については田中 2000 など枚挙に暇がない．

ところ」があったとのことである．敦煌占領後にチベットが敦煌仏教界保護策を実行したことは，藤枝（1961：265-266）が指摘するとおり 788 年の段階で 310 人の登録しかない敦煌の僧尼が 806 年（？）の段階では千人近くにまで増加していたことからも容易にわかる．また敦煌在住の曇曠の摩訶衍がチベットの敦煌占領直後にツェンポから大乗仏教に関する質問を受け『大乗二十二問』を著し（上山 1990：32-33），敦煌にいたらしき摩訶衍がチベット本土に招待されて中国の禅をチベット宮廷に紹介し，インド僧との仏教論争に参加したことは史上に名高い[2]．敦煌攻略の将であった尚乞心児（zhang khri sum rje）が敦煌に聖光寺を建造したことも（P. ch. 2765v），敦煌仏教に対するチベットの好意的姿勢を示唆するだろう．

敦煌の住民たちは，このようなチベットの仏教保護の態度を降伏前からある程度知っていたらしい．S. 2228 に含まれるチベット語の裁判文書によると，チベット支配前夜に自分の不動産と自分自身を守るために寺に寄進した例がある（岩尾 2013）．また，P. ch. 3774「丑年十二月僧龍蔵牒」には，陰二娘という女がチベット軍人にさらわれて逃げ帰ってくるが，その後密かに尼僧付きの婢になることでチベット官憲から逃れようとした事例がある（池田 1972）．

チベット支配下における敦煌の中国仏教界がどの程度の特権を有していたのかについては今後の研究の課題ではあるが，少なくともチベット支配期の敦煌の公用倉が仏教寺院の斎食に公的な支援を行っていたことは，当該時代のチベット語穀物倉会計報告（S. 10647 + P. t. 1111）から明らかである（岩尾 2011）．

このような保護政策は無論チベット帝国の行政管理とも密接に関係していたはずで，チベットが敦煌を支配するにあたりまず行ったことの一つに僧尼の管理（僧尼部落）がある．僧尼部落が初めに登場するのは S. 2729『辰年牌子暦』であるが，この辰年は 788 年であることが分かっており（藤枝 1959：295），つまり 786 年の敦煌開城のわずか 2 年後には僧尼の管理が始まっていたことを示す．また竺沙（2002：補編 31-32）によると，チベット人の高僧が中央から派遣されて僧統や都教授という役職名にて瓜・沙両州の仏教教団を管轄し，敦煌の教団は三人の漢人僧が教授となって行政を担当していたというから，敦煌の仏教教団がチベット中央から連なる仏教行政の一部に組み込まれていたことは間違いない．人だけではなく寺院の財産調査も行われたらしく，チベット語文書 P. t. 997「楡林窟管財録」は，楡林窟の財産が役人の立

[2] 代表的な研究に Demiéville 1952 や上山 1990：247-338 がある．

会いの元で管理されていたことがわかる．

さらに敦煌がチベット帝国における仏教経典の一大写経所として機能していたことも忘れてはならない．敦煌ではチベット語の十万頌般若経と漢語・チベット語の無量寿宗要経が大量に写され，写経生には食料の現物支給があった（S. 5824 藤枝 1961：279-280）[3]．そして十万頌般若経写経の目的はチベット各地の寺に送付するためであったことが明らかになっているのである（岩尾 2012b）．総じて言えば，敦煌仏教界はチベット帝国の庇護と管理のもとにあったのである．

3. 河西地域の仏教センター

前節でも述べたようにチベットは敦煌の仏教界をそれなりに庇護していたようだが，しかし，チベット帝国全体から俯瞰した場合，敦煌の仏教拠点としてはどの程度重要であったかについては再検討する余地がある．

帝国崩壊後もチベットの旧版図がチベット語を共通語としてゆるやかに繋がり，そしてその広大な地域にチベット語の仏教経典が流通していた（武内 2002）．そのポスト帝国期に作成されたと考えられるチベット語の仏教拠点リスト IOL Tib J 689 には，インド（rgya gar），チベット（bod），ドの属州（mdo gams）（青海）[4]，甘州（kam bchu = kam cu）と廓州（gog cu）の法統が列挙して記されているが（Uebach 1990：407-409），注意すべきは，インド，チベット，ドカムなどに並んで甘州と廓州（現在のチェンザ）が挙げられていることである．このうち廓州はチベットの低地律の名刹でもあるデンティク寺（dan tig　旦斗寺）も有する地であるからリストに挙げられるのは不思議ではないが，河西地域からは敦煌ではなく甘州が挙げられているのである．これは，少なくともチベット仏教側からみた場合，敦煌は仏教拠点の中心地とは考えられていなかったことを示唆する．さらに甘州の法統には次のように記される．

---

3 ただし藤枝氏が同頁（279）で「写経生は給与の支払を受けていた」というのは，チベット語文書 IOL Tib J 1254（vol. 56, fols. 277−278）の誤訳に基づいている．本文書の詳細については別稿を準備している．

4 ドカム（mdo khams）または「ドの属州（khams）」．ドカムはデカムと並び東北チベットに置かれた行政単位で，デカムの統治区が河西地域中心であったのに対し（Richardson 1998），ドカムは青海地域を中心にしていたと考えられる．ドカムについては別稿を準備中である．

甘州の法統の阿闍梨バー・チャンチュプリンチェン，安ゲラム，ランド・ダムツォ，チェズィ・ナムチョラキョル，トゥマレクたちが，河西地域（byang ngos）にて教えを受け継ぎました．

kam bcu'i chos gra'i slobs pon / / dbas byang chub rin chen / ^an dge lam / lang 'gro dam mtsho / / gce zi rnam 'byo ra skyor / 'phru ma legs las bsogs pa ni byang ngos phyogs su brgyud pa lags so / /

(IOL Tib J 689)

さて，甘州の流派がチベット貴族の名門バー氏出身の dbas byang chub rin chen なる僧からはじまっていることについて考えたい．このことは，甘州の法統で信仰されていたのが中国仏教というより，チベット（語）の仏教である可能性は高いことを示唆しよう．同文書によると法統は次のように受け継がれる．

1．バー・チャンチュプリンツェン	dbas byang chub rin chen
2．安ゲラム	^an dge lam
3．ランド・ダムツォ	lang 'gro dam mtsho
4．チェズィ・ナムチョラキョル	gce zi rnam 'byo ra skyor
5．トゥマレク	'phru ma legs

3 番目のランドとは，*rgyal po bka'i thang*（*BKA'*：236.5, 65b5）によるとチベットの右ル(g.yas ru)に属する yul sde の一つであるから(Uebach 1994：1001)，おそらくはチベット中央の地名に由来するものであろう．すると彼はチベット人である可能性が高い．興味深いのは漢人姓が 2 番目の安氏だけであることで，4，5 番にいたってはもはやチベット姓でもないことである．彼らが継承していた法統がどのようなものであったのかは不明だが，少なくとも法統の第一であるバー氏から判断する限り，それが中国仏教と異なり，チベットから伝わったものである可能性がある．

では，チベット支配期の状況は如何であろうか．まず注意したいのが，チベット期の僧籍として有名な断片 P. ch. 5579 pièce 16 である[5]．この断片には合計で 8 名の僧の名が俗名，得度の場所，敦煌に到来した年月日に付してリストにされている．例えば次の通りである．

[5] Cf. 竺沙 2002：76-77.

法恵俗名 仏奴，宰相尚乞心児印，酉年二月廿五日対甘州僧統遍執度，酉年七月至沙州上.

上の例にあげた法恵（俗名仏奴）は宰相尚チスムジェの許し（印）のもと甘州で得度し，のちに沙州に来たという．法恵も含む 8 人の得度地を列挙してみよう．

1. □□　　？
2. □蔵　　？
3. □□　　？
4. 法恵　　甘州
5. 智秀　　廓州
6. 法如　　？
7. 法覚　　粛州
8. 法高　　粛州

文書の破損のために 8 人のうち 4 人の得度地はわからないが，残りの 4 人の得度地が粛州，甘州，廓州であることは判明する．その得度地のうち甘州，廓州というポスト帝国期の仏教拠点が二箇所含まれていることは興味深い．想起すべきは，甘州に修多寺（Pelliot 1908：513 は Temple des sūtra と解釈する）が置かれ，有名な法成（chos grub）が 842 年，同寺において仏典翻訳にあたっていたことである（上山 1990：106）．この寺が何時創建されたのかは不明だが，チベット帝国における甘州の仏教拠点が 9 世紀前半に存在したことは確実である．なお時代は下るものの，*Hudūd al-ālam*（Minorsky 1970：85）では粛州，沙州，瓜州，甘州への記述がみえるが，この四都市のうち仏教（偶像崇拝）に言及されるのが甘州のみであることも興味深い．

以上のことから判断すると，チベット帝国期からポスト帝国期にかけて，チベット側からみた場合仏教界において敦煌仏教は主流派というわけではなさそうである．むしろ河西地域の拠点は甘州に置かれていたのであり，さらに甘州が継承する法灯は，中国仏教ではなくチベットに源流を持つ仏教であった可能性が高いのである．

この機会に莫高窟・楡林窟の石窟寺院についても言及しておきたい．歴史上，この二大石窟が河西地域における仏教巡礼スポットであることは言を俟たないのであり，その結果石窟には漢字をはじめとしてウイグル文字，西夏

文字，シリア文字などさまざまな文字の銘文が残された[6]．これらの多くは巡礼者により残された落書きの一種であり，その中にはチベット文字のそれも少なからず存在する．では，このチベット文字の落書きはチベット人たちが残したのであろうか．

この問題を検討すべく，筆者は 2009 年から現在にいたるまでチベット字銘文の調査を続けてきた．そこで明らかになってきたのは，チベット文字の書き手の傾向である．これら銘文の書き手は，実はウイグル人，西夏人，漢人など非チベット人である場合が圧倒的に多いのであり，実際のところ，チベット人が書いたとはっきりわかる例は現在のところ皆無なのである[7]．

では，この傾向をどのように解釈すべきであろうか．まず考えられるのは，チベット人たちにとって莫高窟・楡林窟がメジャーな巡礼地ではなかったということである．このことは，チベット帝国にとっては敦煌が重要な仏教センターではなかったのと軌を一にしている．

しかしそれにもかかわらずチベット字銘文が残っているのは，チベット語が―より正確にはチベット仏教文化が―ウイグル，西夏，そして漢人の間に浸透していたことを示すのであろう．帝国時代から浸透をはじめたチベット仏教は，帝国崩壊後にチベット人がいなくともひきつづき河西地域に影響を与え続けたのである．

4. 授戒の儀式と敦煌漢人

最後に，チベット由来の仏教の伝統が，敦煌にどの程度流入していたのか，考えてみたい．帝国期のチベットに仏教が導入され，8 世紀後半に国教化されたことは間違いのない事実であり，同時に仏教とチベット固有の宗教との相克があったのもまず間違いないであろう．しかし実際のところ，この時期にチベットで行われていた仏教がどのような日常の儀式を行っていたのか，実はほとんど分かっていない．本研究でもその内容を明らかにすることは難しいが，そのヒントとなるのが，P. t. 1002 である．当文書はすでに高田（2005）により研究されている．行論の都合上，簡単に紹介しておこう．

---

6 Pelliot 1981-92 を参照されたい．なお Pelliot が蒐集した銘文のうち非漢語の銘文に関しては薩仁高娃（2006）が抽出している．

7 すでに成果の一部を岩尾 2012a，岩尾 2015 として出版しているが，さらなる調査成果は石窟銘文集成の一部として東京外国語大学アジアアフリカ言語文化研究所から出版予定である．

『戒本』600 偈，『稲竿経』120 偈，『梵網経菩薩戒品』257 偈，『維摩経』1790 偈，『思益経』2100 偈，『観世音経』85 偈，『金剛経』300 偈，『密厳経』720 偈．

亥年仲春月 9 日，カム（？）のリンルクの僧であるナナム・ロドーワンポと，ニャン・タクダドクジェと住持僧トゥプテンスクパが公務を終わらせ（? sug las lags na），【同月】20 日にシュルのセトンにおいて懺悔し，備忘録として記した．

(1) tha so sor thar pa'i mdo shu log drug brgya' dang / / sa lu ljang pa shu log brgya' nyi shu dang / / tshangs pa dra ba'i mdo las byang cub (2) sems dpa'i tshul khrims kyi le'u shu log nyis brgya drug cu rtsa bdun dang / / dri ma myed par grags pa shu log stong bdun (3) brgya dgu bcu / / tshangs pa khyed bas sems shu log nyis stong cig brgya dang / spyan ras gzigs gi le'u shu log (4) brgyad cu rtsa lnga / / rdo rje gcod pa shu log sum brgya' dang / / drug pos bkol pa shu log bdun brgya nyi shu dang / (5) phag gi lo'i dpyid sla 'bring po tshes dgu la khams 'ul gi ring lugs ban de sna nam blo gros dbang po dang / (6) myang stag dgra rdog rje dang / gzhi 'dzin ban de thub bstan sug pas lags na tshes nyi shu la shul se tong du (7) gshags te rjel byang du bris pha' / /

（P. t. 1002，1-7 行）

8 つの経典と偈（shu log）が記され，その後に亥年の春，ナナム・ロドーワンポ一行がシュルのセトンなるところに来て懺悔をし，その様子をメモしたとある．ここでいうセトンが「西桐」「西同」であり，それが蘇干湖盆地であることは最近明らかにされた[8]．

この事柄に関連すると考えられる文書は幾つか存在しており，そのうち敦煌チベット語文書 P. t. 1000A, B と P. t. 1001A, B は，すでに山口（1980：230-231），沖本（1985：409-410），高田（2005）により紹介されている．例えば敦煌文書 P. t. 1000A，B はリストになっていて，次のようなパターンを有する．

比丘の龍讃でありニンツォム千戸部の鄧昇昇は

『戒本』を 600 偈，『維摩経』を 1790 偈，『観世音品』85 偈

合計で 2475 偈を念誦した（g.yar ton du 'tshald）．四波羅夷を自ら管理して断った．

dge slong lung tsan snying tshogs kyI sde / (11) dIng shing shing / / so sor thar

8 陸 2012. また森安（2015：303，n. 6）によると旗手瞳氏も同時期に同じ結論に達したという．

pa'I mdo shu log drug brgya dang / drI ma myed par grags pa shu log stong bdun brgya (12) dgu bcu dang / spyan ras gzigs kyI le'u shu log brgyad cu rtsa lnga byung / ste bsdoms na shu log gnyis stong (13) bzhI brgya bdun cu lnga g.yar ton du 'tshald / phas pham ba bzhI rang gnyer tsam 'chad 'tshald /

(P. t. 1000A, 10-13 行)

比丘尼のポメンでありゴーサル千戸部の段家の女メンメンは，

『戒本』【800】偈，『維摩経』の 3 分の 2 にあたる 1200 偈，『梵網経菩薩戒品』を 267 偈，『金剛経』を 300 偈，『観世音品』を 85 偈

合計で，2652 偈を念誦した．八波羅夷を自ら管理して断った．無分別三昧を瞑想して，経典伝承と口訣も簡潔に行った．

dge slong ma pho meng rgod sar gyI sde / dang za man man / / so sor (6) [. . .] grags pa sum gnyIs shu log stong nyIs brgya dang / tshangs pa dra ba'I mdo las byang cub (7) [. . .] / du shu log nyIs brgya drug cu rtsa bdun dang / rdo rje gcod pa shu log sum brgya dang / spyan ras gzIgs (8) kyI le'u shu log brgyad cu rtsa lnga byung ste bsdoms na shu log nyIs stong drug brgya lnga bcu rtsa gnyIs g.yar ton du 'tshald / phas pam ba brgyad (9) rang gnyer tsam du 'tshald 'tshald / / rnam par myI rtog pa'I bsam gtan / sgom ste lung dang man ngag kyang mdo tsam 'tshald

(P. t. 1000A，5-9 行)

登場する人物は全てチベット支配下敦煌に置かれた千戸部（トンサル，ゴーサル，ニンツォム）に属する漢人であり，彼らが行っているのは仏典の念誦（g.yar ton du 'tshald）[9]である．その上で彼らは四波羅夷，あるいは八波羅夷を断つことを宣言している．さらには念誦した経典の伝承（lung：師が弟子に経典を読み聞かせる）と口訣（man ngag：師が口伝えの奥義を弟子に教える）を行ったとある．同種のリストは高田氏の指摘する通り P. t. 1001A・B があるが，管見によればさらに S. 10828A・B，BD13212A・B，IOL TIb J 1233 を確認することができる．これらは比丘と比丘尼，四波羅夷，八波羅夷などの相違はあるものの，およそ同じ形式を持つ．断片には P. t. 1000 に合計 14 人の比丘，P. t. 1001 には合計 17 人の比丘尼，S. 10828 には合計 8 人の比丘尼を確認することができる．IOL Tib J 1233 に関しては後述する理由から人数を

9 山口（1980：211）はこの語を「献上」とし，沖本（1985：409）は「夏安居」あるいは「献上」又は「念誦」とし，高田（2005：143）は「捐献」と解釈する．

確認することができないが，少なくとも 39 人の僧尼がこの儀式に参加したことがわかる．

経典の継承や口訣があるということは，すなわちこの儀式には経典を口授すべき師が参加していたはずである．P. t. 1002 と仏典念誦リストの間に密接な関係があることは容易に想像できるのである．さらに同じく P. t. 1002 には，高田（2005：146）が指摘するように，僧が遵守すべき戒律の段階を説明する漢文が数行記されており，P. t. 1002 のチベット文とも関係があるに違いない．以上のことを総合して考えると，この儀式は高田（2005：146）の指摘どおり，チベットの授戒に関するものであるということになりそうである[10]．

このリストに関してはもう一つ興味深い点がある。それはリストの形状である．現在大英図書館蔵の IOL Tib J 1233 は，一見したところ裏表白紙の文書であるが，実際には薄い紙を二枚貼り合わせており，透かして見ると二枚の紙いずれの内側にも文字があることがわかる．いわば袋とじになっているわけである．筆者はこのことに気づき，IDP の写真撮影スタッフに透過写真を依頼した．できあがった写真から判読可能なテキスト部分を読むと，なんと今問題にしているテキストと形式が同じ文章が確認できたのである．

興味深いことに，S. 10828 は A，B ともに全く同じ形状をしており，もともとは貼り合わされていたことが容易に想像できる．同様に P. t. 1000, P. t. 1001, BD13212 も A，B の二部に分かれるが，いずれの A，B もお互いに全く同じ形状をしており，やはり貼り合わされていたことが予想できる．すると，S. 10828, P. t. 1000, P. t. 1001 は元来 IOL Tib J 1233 と同じく全て袋とじにしてあったのであろう．

わざわざ袋とじにしてあるということは，まずこのリストが秘密のものであったこと，それにも拘らず記録して保存しておく必要があったと考えられる．これは儀式がある種の秘密性を有していたことを示唆するのであろう．

ただし問題は，この儀式が行われた場所と参加者たちである．カム（ドカム＝ドの属州のことか？）から来たというチベット人僧たちが儀式を行ったのはセトンであり，一方，儀式に参加した漢人たちは明らかに敦煌の人々である．さらに問題を複雑にするのは，P. t. 1000，1001，1002，S. 10828，IOL Tib J 1233 の全てが明らかに敦煌産の紙であることである[11]．すると，チベット僧たちは敦煌産の紙をセトンまで持って行ってメモを残したのか，それともセトンの儀式のことを後で敦煌にてメモしたのか？この疑問に対しては，関連

---

10 問題はその授戒儀式が具体的に何かということであるが，この点については筆者にも現時点では不明である．今後の課題としたい．

11 BD13212 のオリジナル文書は未見．

事項を含めて今後のさらなる検討が必要であろう．

5. まとめ

チベット帝国期，敦煌の仏教教団はチベット中央の仏教行政の一部に組み込まれていた．しかし帝国全体から見た場合，敦煌は仏教の重要拠点としては認識されておらず，むしろ河西地域では甘州がその任を担っていた．チベット人たちが莫高窟・榆林窟を訪れることは少なかったとみられる．現在に残るチベット語落書きは非チベット人たちによって残されたものである．また P. t. 1000-1002，S. 10828，BD13212，IOL TIb J 1233 は，チベット僧たちが敦煌漢人たちに施したチベット独自の授戒儀式のリストとみられる．

*チベット文字の翻字規則については基本的に OTDO 方式に準じる（OTDO：http://otdo.aa-ken.jp/site/editorialPolicy）．ただし，文字が読めない箇所については[. . .]に変更した．

参考文献・略号表

BKA' *Bka' thang sde lnga*. Zhö edition. Lokesh Chandra (ed.), New Delhi (Śata-Piṭaka Series 308), 1982.

P. ch. Pelliot chinois

P. t. Pelliot tibétain

Cantwell, C. and Mayer, R.
2008 *Early Tibetan documents on Phur pa from Dunhuang*. Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, Wien.

竺沙雅章
2002 『増訂版　中国仏教社会史研究』朋友書店，京都．

Dalton, J., and van Schaik, S.
2006 *Tibetan Tantric Manuscripts from Dunhuang: A Descriptive Catalogue of the Stein Collection at the British Library*. Brill, Leiden.

Demiéville, Paul
1952 *Le concile de Lhasa: Une controverse sur le quiétisme entre bouddhistes de l'Inde et de la Chine au VIIIe siècle de l'ère chrétienne*. Collège de France. Institut des hautes études chinoises, Paris.

藤枝晃
1959 「敦煌の僧尼籍」 『東方学報』29：285-338.
1961 「吐蕃支配期の敦煌」 『東方学報』31：199-292.

池田温
1972 「丑年十二月僧龍蔵牒—九世紀初敦煌の家産分割をめぐる訴訟文書の紹介」『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社，東京：25-38.

岩尾一史
2011 「古代チベット帝国支配下の敦煌における穀物倉会計：S.10647 + Pelliot tibétain 1111 の紹介」『内陸アジア言語の研究』XXVI：39-74.
2012a 「敦煌莫高窟・楡林窟におけるチベット刻文調査」『東ユーラシア出土文献研究通信』2：37-40.
2012b The Purpose of Sutra Copying in Dunhuang Under the Tibetan Rule. In I. Popova and Y. Liu (eds.), *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*. Slavia, St. Petersburg：102-105.
2013 「古代チベット帝国の敦煌支配と寺領—Or.8210/S.2228 の検討を中心に」『敦煌写本研究年報』7：267–279.
2015 「敦煌莫高窟と T 型題字枠再論」『敦煌写本研究年報』9：163-172.

木村隆徳
1980 「敦煌出土のチベット文禅宗文献の性格」篠原寿雄・田中良昭（編）『講座敦煌 8 敦煌仏典と禅』大東出版社，東京：441-466.

陸離
2012 「敦煌吐蕃文書中的“色通（Se tong）”考」『敦煌研究』2012-2：66-72.

Minorsky, V.
1970 *Hudūd al-Ālam. The Regions of the World: A Persian Geography, 372 A.H.-982 A.D., Translated and Explained by V. Minorsky ; with the Preface by V. V. Barthold*, 2nd edition. London.

森安孝夫
2015 『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会，名古屋.

沖本克己
1980 「敦煌出土のチベット文禅宗文献の内容」篠原寿雄・田中良昭（編）『講座敦煌 8 敦煌仏典と禅』大東出版社，東京：409-440.
1985 「律文献」 山口瑞鳳（編）『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』大東出版社，東京：395-418.

Pelliot, P.
1908 Une bibliothèque médiévale retrouvée au Kan-sou. *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient*, 8-1: 501-529.
1981-92 *Grottes de Touen-Houang: Carnet de notes de Paul Pelliot: Inscriptions et peintures murales*. 6 vols. Collège de France, Instituts d'Asie, Centre de Recherche sur l'Asie Centrale et la Haute Asie, Paris.

Richardson, H. E.
1998 The Province of the Bde-blon of the Tibetan Empire, Eighth to Ninth Centuries. In M. Aris (ed.), *High Peaks, Pure Earth*. Serindia Publications, London：167-176.

薩仁高娃
2006 「伯希和洞窟筆記所見少數民族文字題記」敦煌研究院(編)『2004 年石窟研究國際學術會議論文集』下冊 , 上海古籍出版社：774-791.

高田時雄
2005 「吐蕃時期敦煌有関授戒的蔵文資料」高田時雄（著）鐘翀（訳）『敦煌・民族・語言』中華書局，北京: 140-155.

武内紹人
2002 「帰義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方学』104：124-106.

田中公明
2000 『敦煌　密教と芸術』法蔵館，京都.

Uebach, H.
1990 On Dharma-colleges and Their Teachers in the Ninth Century Tibetan Empire. In: P. Daffina (ed.), *Indo-Sino-Tibetica. Studi in onore di Luciano Petech.* Bardi Editore, Rome: 393-417.
1994 Small Units in the Territorial Division of the Tibetan Empire (7th-9th c.). In: P. Kvaerne (ed.), *Tibetan Studies: Proceedings of the Sixth Seminar of the International Association for Tibetan Studies, Fagernes 1992.* The Institute for Comparative Research in Human Culture, Oslo: 997-1003.

上山大峻
1990 『敦煌仏教の研究』法蔵館，京都.

Van Schaik, S.
2015 *Tibetan Zen: Discovering a Lost Tradition.* Snow Lion, Boston & London.

山口瑞鳳
1980 「吐蕃支配時代」榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社，東京：195-232.

[本研究は科学研究費（25370831）の成果の一部である．]

天理図書館蔵『石室遺珠』敦煌医方考

岩 本　篤 志

はじめに

天理大学附属天理図書館が所蔵する『石室遺珠』は，6 葉の色紙に敦煌文献と見られる 7 点を貼り，色紙帖に仕立てたものである．もとは清末民国期の篆刻家，陶祖光の所蔵であったが，蒐集家の上野氏の手に渡り，後に天理図書館に所蔵された．本稿ではこの 7 点のうち，これまであまり注目されていなかった「本草」と名付けられた断片に注目し，唐代以降の医方と西域由来の薬材について考察することにしたい．

１．『石室遺珠』とその伝来

前述のように『石室遺珠』は, 6 葉の色紙に敦煌文献と見られる 7 点を貼り，色紙帖に仕立てたものである．表紙に「石室遺珠　彝齋秘笈」とあり，内題には次のようにある．

> 莫高窟碎璧　伯舊得唐寫論語等卷，眞天壤法寶．爰／爲書．此壬申端陽後，陶祖光北溟識［印］

識語を書いたのは陶祖光（1882-1956），字は北溟，江蘇省武進の人で北平故宮博物院の書画顧問を歴任し，篆刻家，書法家として知られており，書画骨董の蒐集をしていた（韓［2003］）また，壬申端陽とあるので，この識語は 1932 年（旧暦）5 月に記された．

『石室遺珠』については，『天理図書館稀書目録』に題箋の内容と概要が示されているほか，一部の写真が『中国西北文献叢書』に含まれている．ただし，『中国西北文献叢書』では「石室遺珠」として他の天理図書館蔵文献が混じっており，区別しがたい状態になっている．また王三慶と栄新江がこの資料の紹介をしているが（王［1991］/［2014:18-38］，栄［1996:209-210］），まだ個々の資料の説明や入手経路の分析が十分おこなわれたわけではない．

たとえば，これまでの研究に言及されていない資料に，『石室遺珠』に関

する古書商の記録がある．昭和 22 年（1947）に，古書商の反町茂雄は，朝日新聞の社長をつとめた上野精一（1882-1970）の蔵書の一部，特に古写経類の売却を仲介したことを回想録に記録しており，そこにこの『石室遺珠』が含まれている（反町［1988］）．それによれば反町は『石室遺珠』を，中山正善（天理図書館）に譲渡した．反町によれば，上野精一は学術書，とりわけ英文の社会・経済・思想の書籍に関心を持っており，書画や古写経への関心はさほどではなかったことから，古写経や『石室遺珠』の蒐集は精一の父でやはり朝日新聞の社長であった上野理一（1848-1919）によるものと推測している．

しかし，題箋が陶祖光によって 1932 年に記されたことをふまえると，反町の推測は『石室遺珠』に関してはあたっていない．陶祖光が上野に為書きを記した形跡は，管見の限りみつけられない．したがって陶祖光の旧蔵品は，上野理一の息子の上野精一の時に，その手に渡ったと考えるのが自然に思われる．

実際，上野家の所蔵品として著名な敦煌文献『三国志』呉志第一二は，理一の没後に上野家の所蔵となったとされているから（赤尾［2002］），反町の推測への反証は十分可能である．

また上野理一は京都大学の内藤湖南（1866-1934）にアドバイスを受けていたといわれている．父・理一と長年交流のあった内藤の勧めにしたがい，その息子の精一が『石室遺珠』を購入した可能性もあろう．その場合，その年代は 1932 年から 1934 年のあいだに絞られる．この点については今後，精査していきたい．

２．釈文と資料の概要

『石室遺珠』には 7 点の資料がふくまれる．いずれも料紙の質は似ているようにみえる．そのうちのひとつは敦煌文献によくみられる「社司轉帖」（清泰二年（935））であり，たしかにこれら 7 点は敦煌文献であるように思わせる．ただこれらが市場をとおして蒐集されたものである以上，それ以外の可能性も考えておく必要はあろう．

比較的薄めの料紙が用いられており，料紙に界線はひかれていない．裏打ちされているため，料紙の十分な観察ができないものの，背面には文字はないとみられる．また縦は 24.8cm，横は 14.5cm，左上半分を 15×8.5cm 程度欠いた形になっている．釈文にはまだ検討不十分な点がのこされているが以下のとおりである．

穹窮，厚朴□此□□□草 名 二 両□□□□□差
又方藍殿半兩 甘草二兩煮搗豆汁三升和灌差

熱風入心　此件熱風入心病方大黄黄連芒消青黛各三兩末酢油
各半升小豆一升 煮爛取汁二升和灌　又方煮取濕□
果角上差 螃蟹二枚 寒水石 朴消各二兩末 麻子汁三升 和藁末
灌立差［　　］□［　　］麩醬三升馬秣一握取汁苜蓿
］芒消 青黛 胡桐律支子
］麻子汁二升 生薑一兩
］差 又方桑槐取根一兩
］一升 酒二合和灌立差

３．内容の考察

(1)どんな典籍のどの部分か

本資料が貼られた色紙の右上に近代人が「本草」と記しており，それはおそらく陶祖光によるものと思われる(以下では，便宜的に本資料を「石室遺珠・本草」とよぶ）．そのことは題箋にここに含まれる断片のひとつが『詩経』であると記されていることからも推測できる．実際にこのうちの一点は『詩経』の一部である．ただ，本草書は薬材名を見出しとし，薬性や採取地，加工方法などを記して，それを体系的に整理した典籍である．一方，この資料についていえば，釈文に示したように一回り大きな文字で書かれた見出し部分には「熱風入心」と記されている．それは，薬材名ではなく，むしろ病名または症名である．したがって，医方書の形式とみるのが妥当であろう．

ただ，筆者の手元にある唐宋期の医方書や敦煌医薬文献を何点か調べてみた限りでは，当該部分と一致するか接合する医方書を見つけることはできなかった．また「熱風入心」という症名の見出しについても同様で，このような見出しが記された医方書は見つからなかった．ただ，本資料にも示されている大黄と黄連を用いた薬方として有名なものに「大黄黄連瀉心湯方」（『傷寒論』巻四）があり，体内の熱を取り除く作用があるとされる．こうしたことから，「熱風入心」とは，熱風が心（臓）に入ることで体内に熱やほてりがある状態を指し，それを取り除く薬方が示されたものと考えられる．

隋の巣元方の『諸病源候論』巻二・風熱候には，「風熱病者，風熱之氣，先從皮毛入於肺也」とあって，風熱が最初は体皮・体毛に，それから肺に入り，それが身体の各所に影響をおよぼす病因となることを論じているが，「風熱が心（臓）に入る」という表現はみられない．ちなみに唐の『外台秘要』

は『諸病源候論』を踏襲しているので，この部分については同様である．

ただ，「熱風入心」という症名に近いものとして『証類本草』巻三に『千金翼方』の引用として次のような文章がある．

千金翼方，治熱風汗出心悶，水和雲母服之，不過再服，立差．

この場合の「心悶」は熱風によって引き起こされる症状であり，「入心」と同じ意味ではない．ただこの例によって，風熱と熱風がほとんど同じ意味として使われることがあることがわかる．

また，『外台秘要』巻十五に引用された「近效方」とされる薬方のひとつに次のような文章がある．

近效，療熱風衝頂熱悶方，訶梨勒・芒硝・醋一枚，取大者三合一升

この用法も熱風によって引き起こされる身体のほてりなどの症状を示すものである．先に示した「石室遺珠・本草」と同様，芒硝と酢が用いられている点が注目される．また訶梨勒のような中央アジア由来の薬材が使われていることはこの「近効方」の特徴である．「近效方」については陳明の研究に詳しく，開元天宝年間に編纂されたインド・西域の医学を反映した医方書の一種とされる．（陳明［2013:252-260］）

また，『千金翼方』巻二十一・耆婆治悪病第三には「病起之由，皆冷熱交通，流入五藏」とあり，病因として冷・熱の五臓への流入があると示されている．さらに『医心方』巻六・治心病方第十一に，やはり『耆婆方』からの引用として，「治人心中熱風」とあって，心中に熱風が入ることを病因とみなし，つづいてその治療法を示している．このように熱風が心に入ることが病因となるという発想が『耆婆方』に確認できる．ただし，『医心方』所引『耆婆方』・治人心中熱風，に示された薬方は，本史料と文章が一致してはいるわけではない．なお，この耆婆方についても，やはり陳明の研究に詳しく，インド医学の影響が強い医方書とされる（陳明［2005a］）

以上によって，本書は医方書の一部であり，「熱風入心」という見出しから，インド・中央アジアの医薬知識を反映したものである可能性が考えうる．ただ，この一点のみに依拠するのは十分な論拠とはいえない．次にこの資料で用いられている薬材に注目することにしたい．

(2)薬材名の検討

ここに用いられている薬材名を列記すれば以下のとおりである．

穹窮　・厚朴・藍殿・甘草・豆汁・大黄・黄連・芒消・青黛・酢・油・小豆・螃蟹・寒水石・朴消・麻子汁・藁本・麩醤・馬秣・苜蓿・胡桐律・支子・麻子汁・生薑・桑槐根

ほとんどの薬材は，唐の『新修本草』に見られる珍しくないものだが，なかには注目すべき薬材が 2 点ある．

そのひとつが「青黛」である．『証類本草』巻九に次のようにある．

青黛　味鹹，寒，無毒．主解諸藥毒，小兒諸熱，驚癎發熱，天行頭痛寒熱，幷水研服之．亦摩傅熱瘡惡腫，金瘡，下血，蛇犬等毒．從波斯國來，及太原幷廬陵・南康等，染澱亦堪傅熱惡腫，蛇虺螫毒．染瓮上池沫紫碧色者用之，同青黛功．

青黛の効能には解毒作用など様々あるが，「熱風入心」に対応する解熱作用が示されていることが注目される．またそれは波斯國（ペルシア）からもたらされ，太原・廬陵・南康などに自生するようになったと記されている．この青黛は『証類本草』内では『開宝本草』（974 年成立）の新附品とされているから，唐・五代の頃にはペルシア伝来の薬材とみなされていたことになる．

Laufer［1919:370-371］は「Indigo」の項目で青黛に言及し，青黛の原料となる藍が，実はインドに産出して後，ペルシアにもたらされていたにも関わらず，漢文の記録ではすべてペルシアからもたらされると認識されていたことに興味を示している．そこにはソグド人のように青黛のような薬材をインドからソグド地域にまたは中華王朝のもとへ専門的に取引していた商人集団の存在が想定されるようにも思われる．

そしてもうひとつ注目される薬材が，胡桐律である．胡桐律は，本来は胡桐淚とよばれ，『証類本草』巻一三に次のようにある．

胡桐淚　味鹹，苦，大寒，無毒．主大毒熱，心腹煩滿，水和服之．取吐．又主牛馬急黄黑汗，水研三二兩灌之，立差．又為金銀銲藥．出肅州以西平澤及山谷中．形似黄礬而堅實．有夾爛木者，云是胡桐樹滋淪入上石鹼鹵地作之．其樹高大，皮葉似白楊・青桐・桑輩，故名胡桐木，堪器用．又名胡

桐律，律淚聲訛也．西域傳云，胡桐似桑而曲．

胡桐淚は，毒気のある熱や胸腹の膨張感をやわらげる薬効がある．また肅州以西で採れ，形は黄礬に似て堅い．そして胡桐律と呼ぶのは「淚」の転訛であるという．またその注には以下のようにある．

海藥・謹按『嶺表記』，出波斯國．是胡桐樹脂也，名胡桐淚．

唐・李珣撰『海藥本草』は，唐・劉恂撰『嶺表録異』を引用して，胡桐淚というのは胡桐の樹液が地中で固まったりしたものでペルシアからもたらされたと記している．胡桐自体は，漢王朝が西域に進出した時期から漢文史料にも記録がみられるが，その樹液の結晶である胡桐淚 は『新修本草』（659 年）の新附品であることから，中華王朝下でひろく薬材として用いられるようになったのは七世紀頃と思われる．Laufer［1919:339-342］は「The Balsam Poplar」の項目で胡桐淚に言及し，ペルシアからもたらされたと記録されているのは，ペルシアや中央アジアではじめて薬効にきづかれたことによるとする．他史料には歯の痛み止めとして紹介されているという．

また，『唐六典』巻三には「伊州　陰牙角　胡桐律」とある．唐の統治下において使用された『新修本草』によって有用な薬剤と認知されたものは，長安でも必須の薬材とされ，伊州からは常貢（つねに朝貢品として献上すべき物）となっていたとみられる．

これら薬材に注目していくと，以上の 2 種類の外来の薬材のみならず，とくに西域で入手しやすい薬材（大黄・黄連・芒消・苜蓿など）が多数含まれていることにあらためて気づく．

ただ，本資料が内陸に位置する敦煌の本草文献の一部であるとすれば，用いられている薬材に螃蟹，つまり蟹が含まれていることはいささか奇妙に思われるかもしれない．蟹は『本草集注』（『大観本草』巻二一所引）の時点においては，「伊洛池澤」（伊水，洛水，池澤）で採取されるとされ，淡水物を指す．また同書では薬材としてはあまり用いないとされるものの，わずかに「胸中邪気」「熱結痛」等に効果があるとされる．これは「熱風入心」以下が体内に熱が鬱積した症状に対する療法であることに一致する．『本草集注』や『新修本草』が流通していた敦煌などでその効用が知られていたとしても不思議ではなく，実際に乾燥ものの入手は不可能でなかったと思われる．この点からは中華王朝下の医薬知識の影響を想定できよう．

こうしたことから「石室遺珠・本草」は，必ずしも中華王朝の下で編纂さ

れた医方書ではなく，中華王朝下の医薬知識の強い影響下にありつつも，インドや西アジア文化の影響を受けやすい敦煌の地域性とその歴史を反映した医方書の一部と考えられる．青黛や胡桐淚が中華王朝下で編纂された本草書に載せられた時期を踏まえると，その成立は早くてもせいぜい玄宗期であり，内容からみて敦煌文献の可能性が極めて高いと考えられ，その年代の下限は11 世紀初頭ということになろう．したがって『耆婆方』『近効方』のようにインド医学の影響をうけたか，西アジアの薬材の使用を前提とした盛唐以降北宋以前の医方書の一部と考える．

おわりに

以上論じてきたことをまとめれば次のとおりである．

①『石室遺珠』は，陶祖光・上野精一の手を経て，天理図書館に所蔵される中国西域出土文献（とみられる）7 点を色紙帖に貼り込んだものである．

②『石室遺珠』が含む 7 点のうちの 1 点は近代人によって「本草」と名付けられているが，その内容や形式からみて本草書ではなく医方書の一部とみられる．

③「石室遺珠・本草」に記されている薬材の多くは『証類本草』にほぼ網羅されるものではあるが，特徴的なものとして，「青黛」「胡桐律」があり，その薬方にインドの薬方またはペルシアの薬材による影響をみることができる．

④「石室遺珠・本草」は，『耆婆方』『近効方』などインド医学の影響または西アジアの薬材の使用を前提とした盛唐以降北宋以前の医方書の一部であり，敦煌文献と考えられる．

引用文献

［依拠史料］

巣元方撰『宋版　諸病源候論』（東洋医学善本叢書 6），東洋医学研究会．

王燾撰『宋版　外台秘要』（東洋医学善本叢書 5），東洋医学研究会．

尚志鈞輯校『海薬本草（輯校本）』，人民衛生出版社．

尚志鈞輯複『新修本草（輯複本第二版）』，安徽科学出版社．

岡西為人重輯『重輯新修本草』，学術図書刊行会．

唐慎微撰『宋版　經史證類備急本草』（東洋医学善本叢書 30〜34），オリエント出版社．

丹波康頼撰『医心方』，人民衛生出版社.

［欧文論文］

Laufer,B.［1919］*Sino-Iranica*,Chicago

［中文論文］

陳明［2005a］『敦煌出土胡語医典『耆婆書』研究』，新文豊出版公司.

陳明［2005b］『殊方医薬－出土文書與西域醫學』，北京大学出版社.

陳明［2013］『中古医療與外來文化』，北京大学出版社.

栄新江［1996］『海外敦煌吐魯番文献知見録』，江西人民出版社.

韓天衡主編［2003］『中国篆刻大辞典』，上海辞书出版社.

王三慶［1991］「日本天理大学図書館典蔵之敦煌写巻」（漢学研究中心『第二届敦煌学国際研討会論文集』）.

王三慶［2014］『敦煌吐魯番文獻與日本典藏』，新文豊出版公司.

中國西北文獻叢書編輯委員會編［1990］『中国西北文献叢書』，蘭州古籍書店.

［日文論文］

赤尾栄慶［2002］「上野コレクションと羅振玉」，高田時雄編『草創期の敦煌学』知泉書館，2002 年.

反町茂雄［1988］『一古書肆の思い出　３』平凡社（後に，平凡社ライブラリー，1998 年）.

天理圖書館編［1988］『古冊殘葉』（天理図書館善本寫眞集 31），天理圖書館.

※本稿は，「出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造の研究（代表：大阪大学・坂尻彰宏，課題番号：25370831）」による成果の一部である．また，資料の閲覧に便宜を図ってくださった天理大学附属天理図書館に感謝したい．また本課題に関わるワークショップ（2015 年 9 月 26 日，於大阪大学豊中キャンパス）において，馮培紅先生はじめとする方々からいただいたご意見をもとに加筆修正した部分がある．それについても謝辞を記しておきたい．

西夏の河西回廊支配
――出土史料からの再検討――

佐 藤　貴 保

はじめに

本科研研究課題が考察の対象としている河西回廊は，西夏を建国したタングート人のもともとの根拠地ではない．タングート人は唐代に四川西部から陝西北部へ移住し，10 世紀後半に李継遷率いる一部の勢力が北宋から独立，11 世紀に寧夏平原へ進出した．李継遷はその後西涼府（武威）への進出を企てたが失敗し，子の李徳明の時代，1028 年ごろになってようやく甘州（張掖）を占拠し，河西回廊に初めて進出した．いわば新天地として河西回廊に乗り込んだ西夏は，西夏の進出以前から土着している漢人やチベット人などを領民として新たに抱えることになったのである．河西回廊に進出した後も西夏の拠点は寧夏平原にあり，西夏にとって河西回廊は西北の辺境であった．西夏は新天地たる河西回廊をどのように支配しようとしていたのかを解明することは，ひいては西夏の国家体制の全容解明にもつながる重要な課題といえる．

約 200 年続いた西夏の河西回廊の諸状況をめぐる研究は古くからなされてきた．隣国北宋の漢語文献における記述をもとに，まず東西交通に着目した研究が発表された［松田 1954; 長澤 1963, 1975 etc.］．その後，出土文献の整理や解読が進み，仏教史や契約文書の書式に着目した研究［西田 1969; 松澤 1986, 2010 etc.］，西涼府（武威）の「南辺榷場使」なる機関が作成した文書を基にした貿易史の研究が発表された［佐藤 2006; 楊・陳 2009; 孫 2010 etc.］．

一方，河西回廊における民政や軍政等の実情は，これまでほとんど明らかにすることができていない．その大きな理由は西夏側の史料が西夏語で書かれ解読や整理・公開が進まなかったこと，北宋側の記録も，西夏が地方に 12 の監軍司を設置し，それぞれを「豪右」に治めさせていたとの記述を残している程度だったからである[1]．だが近年，内モンゴル自治区エチナ旗のカラホ

---

[1] 『宋史』巻 486・夏国伝下
有左右廂十二監軍司：曰左廂神勇・曰石州祥祐・曰宥州嘉寧・曰韋州静塞・曰西寿保泰・曰卓羅和南・曰右廂朝順・曰甘州甘粛・曰瓜州西平・曰黒水鎮燕・曰白馬

ト遺跡から出土した文書の整理・公開が進んでおり，それらを解読することによって西夏の河西回廊支配の実情にアプローチすることがようやく可能になってきた．とはいえ，膨大な量の，かつ難解な草書体で書かれている西夏語文書から河西回廊の民政や軍政の実態を示す記述を探し出し，なおかつ解読・考察を加えることは，限られた研究期間では困難である．本報告では，西夏の中央政府が河西回廊の支配をどのように進めていこうとしていたのかを，報告者が本研究課題期間中に扱ってきた史料の範囲の中で明らかにしていく．

1 河西回廊の住民構成

まず，西夏支配時代の河西回廊にどのような人々が居住していたのかを確認していく．この課題については，報告者が本科研事業の開始以前に，現地調査をまじえながら考察を加えたことがあるが，その後研究の進展によって修正すべき箇所が出てきた．本章では新たに得られた知見を加えながら改めてまとめておく．

a. 石刻史料からの分析

本科研メンバーの坂尻・赤木と報告者は以前，張掖市の甘州区博物館（大仏寺）に保存されている 12 世紀後半の漢文・チベット文合璧碑文（通称「黒水橋碑」）の漢文面・チベット文面双方の解読を行なった．本碑では張掖を流れる黒河流域の神々に対し，西夏皇帝が橋を壊すようなことをせぬよう勅命の書式で呼びかけている．

本碑における記述を通じて，漢人の官僚が碑の建立に関わっていたこと[2]，皇帝が張掖を過去にも訪れていたことを指摘し，西夏皇帝はこの地域の支配

強鎮・曰黒山威福．諸軍兵総計五十餘萬．
『宋史』巻 485・列伝第 244・外国一・西夏上
置十二監軍司，委豪右分統其衆．

2 この碑の漢文面には，碑の建立に関与した人物として，主案郭那正成，司吏駱永安，筆手張世恭，写作使安善思，小監王延慶，都大勾当鎮夷郡正兼郡学教授王徳昌の名が挙げられている（録文は佐藤・赤木・坂尻・呉 2007, p. 8 参照）．「鎮夷郡」は張掖の西夏時代の呼称．彼らはいずれも現地の官人とみられる．なお，佐藤・赤木・坂尻・呉 2007, p. 12, l. 10 の訳註では，「郭那正成」を「郭那」が姓のタングート人であると解説したが，その後の研究によって「𗍫𗦲□（那正（征）□）」を名とする人名の例がカラホト出土の軍籍や仏典の奥書，敦煌莫高窟の題記から検出され（荒川 2010, p. 47; 荒川 2015, p. 70），「那正成」が名である可能性が高まった．本報告において，「郭那正成」は姓が「郭」，名が「那正成」の漢人であると見解を改める．

に大きな関心を持ちつつ，西夏進出以前に河西回廊にあった言語・文化を継承し，在地勢力をそのまま取り込むような支配を行なっていたと論じた［佐藤・坂尻・赤木・呉 2007］.

b. 瓜州榆林窟の供養人像に現れる官僚集団

瓜州榆林窟第 29 窟主室の壁面には，15 人の男性の供養人像が描かれている（うち 1 人は童子，3 人は従者とみられる）．各供養人像の傍にはカルトゥーシュが描かれている．2008 年に荒川慎太郎氏と報告者がこの窟を実見調査したところ，このうち 5 つのカルトゥーシュで，一部西夏文字を判読できる箇所があり，次のように人物の肩書きと姓名が書かれていることを確認した．これを漢訳すると以下の通りとなる（下線は人名，アルファベット記号は報告者が便宜上つけたもの）.

A　□□死𢦏䕶𢦏□□𦍒𢧵𢦏𢦏
　　□□沙州監軍□□執趙麻吉
B　□□𢦏𢦏𦍒𦣞𢧵𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢧵
　　□□内宿御史司正軍統使向趙
C　□□𢦏𢦏□□𢦏𢦏𢦏
　　□□児子□□軍訛吉
D　□□□□□𢦏𢦏𢦏𢦏□□𢦏𢦏𢦏□□𢦏□□
　　□□□□□瓜州監軍□□座者臣□□語□□
E　𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏𢦏[3]
　　施主長子瓜州監軍司通判奉納趙祖玉

判読ができる限りにおいて，供養人はいずれも趙姓の漢人であり，一族を描いたものである可能性が高いこと，彼らの中には B の人物のような宮中の雑務を担当する内宿司の幹部になった者や，A・D・E の人物のように沙州（敦煌）や瓜州の監軍司の官僚であったことが判明した［佐藤 2010］.

中央・地方官僚の登用方法について報告者は以前，王惲『秋澗先生大全文集』に収められているモンゴル時代に活躍した西夏の遺民である昔里鈐部の神道碑文に，その先祖が唐滅亡後に河西回廊に移住し，西夏時代に粛州（酒泉）や沙州（敦煌）の地方官僚になっていたこと，その際に皇帝の側近での宿直（内宿司に勤務すること）を経験した後に地方官僚に遷転していたこと

[3] 録文及び訳注は荒川 2010, pp. 79-80 参照.

を指摘した[4].

昔里鈐部の神道碑文の文章は西夏滅亡から半世紀以上経過した後の記述であったが，榆林窟西夏文題記の存在は現地の漢人の有力者を皇帝の側近で宿直させたうえで地方官僚に遷転させるしくみが存在していたことを示唆する西夏時代に書かれた有力な史料となり得ると報告者は考える.

報告者の推測を裏付けるためには伝記史料による確認が必要なのであるが，管見の限り，西夏時代に書かれた伝記史料は皆無である．ただ，カラホトから出土し，現在はロシア科学アカデミー東方文献研究所が所蔵する西夏文 no. 7630-1 文書（13 世紀初頭作成）では，中央官庁がカラホトの監軍司に対して，宮中で皇帝の最も側近で働く前内侍の人員を現地から招集しようと指示していたことが書かれている[5]. 各地から人材を都に集め宮中での雑務をさせた後，郷里もしくはその周辺地域の地方官僚に登用する方法が西夏で実際に確立されていた可能性は高いと考える.

c. カラホト（黒水）地域の状況

一方，黒河下流域のカラホトからは 13 世紀初頭に作成された軍籍（兵士のリスト）が多数発見されているが，そこに記載されている姓名は，タングート人に特徴的な二字姓を持つ者が漢人に特徴的な一字姓の者より若干多い．同じくカラホトから出土した西夏の法令集『天盛禁令』の条文やいくつかの書簡では，カラホトは流刑地や役人の左遷先として扱われている[6]．カラホトは古くから対モンゴル高原最前線としての軍事拠点としての役割が張掖などの他の河西回廊のオアシス都市よりも高かったとみられ，8 世紀後半以降に唐が河西回廊の支配を放棄すると，人口は減少したものと想像される．11 世紀に西夏が進出した後も，次節でも述べるように，カラホト周辺での耕地開発は少なくとも 12 世紀前半まではあまり進んでいなかったようである．北宋が滅亡して西夏の東や南の脅威が弱まり，代わって北のモンゴル高原の動きが

---

4 佐藤 2007 参照．神道碑文は『秋澗先生大全文集』巻 51・碑・「大元故大名路宣差李公神道碑銘并序」所収.
（前略）公諱益立山，其先係沙陁貴種，唐亡，子孫散落陝隴間．遠祖曰仲者，與其伯避地遁五臺山谷，復以世故徙酒泉郡之沙州，遂為（湖）［河］西人．顕祖府君歴夏國中省官兼判枢密院事．皇考府君用級爵受粛州鈐部，其後因以官称為號，喪乱譜亡，遂逸名諱．公昆弟四人，獨公負氣節，通儒釈，洞暁音律，以廕僥直宮省，積労調沙州鈐部．（後略）

5 佐藤 2015, pp. 10-12 参照.

6 例えば，カラホトから都の近くへの転勤を願い出るロシア蔵西夏文 no. 2736 文書などからうかがえる．この文書の最新の考察は佐藤 2013 参照.

不穏になっていく 12 世紀末以降になって，他地域からタングート人や漢人の入植者が増えたのではないかと推測する．

d. 黒河流域の開発状況

京都の総合地球環境学研究所が 2002 年度から 5 年間実施した通称「オアシスプロジェクト」では，河西回廊中部を南北に流れる黒河の流域の 2000 年にわたる開発の歴史を文系・理系の研究者が共同で解明しようと試みた．理系の研究者は祁連〜崑崙山脈の氷河や，エチナ旗の黒河末端にあった湖－居延沢－の規模とその湖底堆積物等を分析することによって，当該地域の過去の気候や黒河の流量を推定した．一方，歴史学者は文献を解読して流域の気候や耕地の広がりについて考察し，考古学者はエチナの屯田や水路の遺構を実地調査や衛星画像を通じて解析し，その規模を明らかにしようと試みた．

理系の研究班の調査成果によると，西夏支配時代のうち 1130 年代までは気候が寒冷傾向だったことにより上流域から中流域へ流れ出す黒河の流量は減少し続けたが，それ以降は温暖化して流量も増加したこと，居延沢の大きさは 12 世紀後半にかけて拡大傾向にあった．また，考古学分野の研究者は，カラホト遺跡近くの黒河末端部に西夏〜モンゴル時代に大規模な水路・耕地跡が開かれていたことを明らかにした．ただし，西夏，モンゴルどちらの時代のものかまでは特定に至らなかった．

報告者は各分野からの研究成果の中で，1130 年以降に上流域から中流域への流量が増えて，下流域への流量も増えていることに着目した．仮に黒河中流域で大規模な屯田開発が行われていれば，途中で川の水は農業用水として利用され，利用された水は蒸発率の高い砂漠気候であるために川に戻ることはない．ならば末端湖への流量は減るはずである．つまり，中〜下流域において農業用水としての利用は増えなかったと推測できる．そこで，西夏時代の黒河流域では少なくとも 12 世紀までは大規模な耕地開発が行われていなかったとの見解を示した[7]．

この推測が正しいとすれば，黒河中流域には屯田開発等のための入植はあまり盛んではなく，漢人・チベット人を多数派とする西夏進出以前の住民構成は大きくは変わらず，現地出身の漢人官僚が登用されることになった要因の一つになったと考えられる．

---

[7] 佐藤 2011 の特に pp. 99-101 参照．

2 経略使の役割と管轄範囲

冒頭で述べたとおり，西夏では地方を支配する官庁として監軍司が置かれていたことはすでに知られているが，『天盛禁令』によると，このほかにも監軍司の所在地には刺史とよばれる官庁を設置し，監軍司の行政活動を監察させていた．南部（武威）・粛州・瓜州・沙州・黒水には転運司，甘州には城司，粛州には工院と呼ばれる官庁が置かれていたことも確認できるが，それぞれの詳しい職掌は不明である．そして，クチャーノフ氏は『天盛禁令』の条文を基に，地方には監軍司よりも上級の経略使（または経略司）とよばれる官庁が辺境の軍政・民政を統括していたこと，史金波氏は東と西の 2 つの経略使が設置されていたことを指摘している[8]．本報告では，経略使が実際に法令どおりの活動をしていたのか，カラホトから出土した経略使を発信者とする官文書を解読することによって明らかにしていく．

ロシア蔵のカラホト文書で「西経略使」を発信者とする文書はいくつかあるが，ほぼ完存しているものは，下達文書と上申文書のそれぞれ 1 点ずつである．まず，下達文書である no. 4207 文書の試訳を以下に掲げる．

1 [illegible]
　西経略使
2 [illegible]
　いま調べて粛州の副統にそれ（書状を送る？）枢密からの命令に
3 [illegible]　[illegible]□
「吉衆子が聖旨を送り『行監の□
4 [illegible]　[illegible]□
　守護鉄をお上にすぐに送り先に頭□
5 [illegible]
　出し？に来たことを記憶することを求めたので，（官位を）上げて瓜
6 [illegible]
　州東端の辺検校に成るべし』と言ったので，（聖旨の）言葉（の通りにせよ」とあった．）
7 [illegible]　[illegible]
　前掲の聖旨・命令に書かれている通りに
8 [illegible]
　行うべし．遅れないように為すべし．

---

8 Кычанов1988, pp. 371-372; 史 2007, pp. 316-317 参照．

9　𗀀𗅋𗍫𗏁𗊬𗐏𗐍𗉢𗉢𗉢𗉢

右，副統は前掲の命令に従い（行う）べし．

10　𗀀𗉢𗉢𗀀𗍫𗍫𗍫

応天卯年（1207 年）四月日　（書押）

v3　　𗍫𗉢？

局分？　（書押）

v2　　𗅋𗍫？？

案頭？？　（書押）

v1　𗍫𗉢？

都案？（書押）

［『俄蔵』13, p. 205］

この文書は西経略使が粛州の副統（西夏軍の大部隊を率いる副将軍）に対し，配下の行監（中部隊長）を瓜州の辺検校（国境付近を探索する役人）に転任させることを命じた皇帝の聖旨を伝達したものである．この聖旨は厳密には皇帝→枢密（中央の軍政の最高機関）→西経略使と伝達されている．転任させる理由は 4〜5 行目に書かれているらしいが，草書体で書かれているためまだ解読できていない．当時のカラホトを表す「黒水」の地名は本文書には現れず，この文書がなぜカラホトから発見されたのか判然としない．文書を反故紙として再利用するためによそからカラホトまで運ばれてきたものか，あるいは書かれた時期が 13 世紀初頭ということもあり，モンゴル軍の侵攻に備えて粛州に本来いるはずの西夏軍がカラホトにまで展開していたのかもしれない[9]．本文書からは少なくとも，西経略使が枢密の統属下にあること，粛州や瓜州といった河西回廊一帯に配置されている将校の人事に関わる業務を行っていたことがわかる．

一方，上申文書である no. 4198＋no. 6345 は，196 行にわたる長文であるうえに草書体で書かれており，全文の解読にはまだ至っていないが，冒頭部分（1〜12 行目）では，

1　　𗅁𗍫𗏵𗍊　　𗍊

西経略使が申し上げる．

2　𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊𗍊

[9] 黒水には副統は配置されず，粛州の副統が黒水の軍団をも率いていたとも解釈できるが，ロシア蔵西夏文カラホト文書には 1225 年に「黒水の副統」が発信した文書（no. 8185）が現存する（佐藤 2013 参照）．

今，調べて黒水監軍司の書状を受け取ったところ，罪

3 峩徭？蟊弁貔嘸豨戝帯瑊[illegible] [illegible]

人の梁嵬名吉・福芻僕華輦

4 毅翻峩嶺瓢珮獗？蕘巍蔆蕃

を，監督する者の名を連ねて要所の仕事を受け持つ

5 蔆敥雛箏巍粫毅蕞嘸？瑊

仕事に入れることを求めることを受けた中，？ない言葉

6 蠡緩？謙絹彤玀粃羧繦羧

何故なのか？根拠がないので生まれた所

7 絳敉徭戝？裂瓰蕞羝瑊□

ならば，数がどのくらい？か所を調べて言葉？を

8 蕞羆祕報箏簪芻瓶蓊唖絖

明らかにさせ，どのくらい調べたか」と言ったので，自司の者が

9 糝珊蠶瓰嶺？瑊廐蕞羆□

調べたところの名？言葉を明らかにし？

10 龝漿弉敉蠡緩巍瓶悉謔蕘[illegible]

隊下にある数を何故に行かせのか，報告し命令を

11 喬芻繩？蔑峩巍悉謔葭蕘□

求めると言ったので，前に？を告げた人については，報告をまだ得ていないので？

12 絖裂瓶悉謔蕘廐喬

調べて報告し，命令を求める．

［『俄蔵』13, p. 198］

という文言が記されている．まず本文書の宛先であるが，『天盛禁令』によると，経略使は最高位の枢密に次ぐランクの官庁として位置づけられている．その経略使が上申文書の書式を用いて命令を求める上級官庁といえば枢密しかあり得ないということになる．よって，本文書は西経略使から枢密に出された文書ということになる．その内容は解読が進んでおらずいまだ文意不通の箇所が多々あるが，黒水にいる罪人を国境付近の要所を守らせる仕事に就かせることをめぐる報告のようである．13 行目以降は本報告では省略するが，2 人の罪人が囚われて黒水に移された経緯の説明をしたうえで，彼らを黒水の軍団に所属させることの許可を枢密に求めているようである．本文書からも，西経略使が黒水の軍事に関わっていることが確認できるほか，罪人の処遇に

も関与し，黒水の監軍司からの報告を受ける立場であったことがわかる．西経略使は河西回廊の軍政等を統括する官庁として監軍司よりも上位に位置づけられていたことが確かめられる．

ところで，本文書（194~196 行目）の末尾には，

194　謚蔬殛緻　獩　麻酵祤祺闕翳蔭貌蕃祿？巍巉？？
　　乾佑戌年（1178or1190 年）　月　節親中書西経略使授直？嵬名？？
195　闕祤翳蔭貌嗜緻殛戡賬豉獫？緻
　　西正経略使安排官智敬浪訛？長
196　闕翳蔭祤祺闇毓豨豢?敪
　　西正統中書同癩喲李？賢
［『俄蔵』14, p. 131］※下線は双行で記された箇所．

と，西経略使の幹部と見られる 2 人の人物と，正統（大部隊の正将軍）の，合わせて 3 人の名が本文書の発信者として記されている．3 人の名は同じ筆跡で書かれており，どれも押字は記されていない．紙が貼り接がれる箇所の下部と文書の末尾には 7.4cm 四方の朱印が押され，印文は漢文で「西経略使之印」と読める．

1 人目の人物の肩書きに現れる「節親」とは皇族を指す西夏語の直訳であり，嵬名は皇帝を輩出する一族と同じ姓である．中書は中央における一般行政の最高機関であり，この人物は皇族かつ中央官僚の職を帯びながら西経略使の幹部を兼任していたことになる．2 人目の人物は 2 字姓のタングート人である．3 人目の西正統は 1 人目と同じように中書の官僚を兼任している．本文書に本人の押字がない点を考慮すると，中央官僚の職を兼任する者は現地に常駐しておらず，普段は都の中興府（銀川）に居たのかもしれない．

３　河西回廊の交通路

前章での考察から，河西回廊一円を統括する官庁として西経略使が置かれていたことが確認された．この西経略使の衙門はどこに置かれていたのか明確に記した史料はこれまでのところ知られていない．本章では，交通に関する史料からその所在地を推測していきたい．

報告者は以前，『天盛禁令』巻 17「禤菟蘢報（財を区別する倉庫門）」・第 1253 条「豨蔭粃晻粺獬擀瓏靴毙（経略に属さないものの勤務評定の期日）」の，

1 [illegible]
一，経略使に属さない朝廷の種々の畜・穀物・銭・財の倉庫の役
2 [illegible]
人は，辺境の倉庫の所在する府・軍・郡・県・監
3 [illegible]
軍司で勤務評定をせずにすぐに（都へ）送るべき者である
4 [illegible]
ので，交替の日より十五日以内に引
5 [illegible]
継ぎを終わらせた上で（都へ）送らせよ．道のりの遠近に
従って，
6 [illegible]
道のりの長さ，何日道中で泊まるか，そして都の直
7 [illegible]
属の役所が何日各々勤務評定するか
[illegible]
（以下に）明らかにさせる．…

［『俄蔵』8, p. 334］

という，辺境に設置された官物の倉庫を管理する役人が任期を満了して都へ戻る場合の，移動に要する日数を定めた条文を基に，都と黒水監軍司との間の交通路について考察した［佐藤 2013］．本条文ではこのあとに各監軍司から都までに赴く日数を個別に定めており，沙州・瓜州監軍司から都までは 40 日以内，粛州・黒水監軍司からは 30 日以内，西部（張掖）・南部（武威）監軍司からは 20 日以内と日数が定められていた．この条文から報告者は，都と黒水監軍司との間には武威や張掖を経由せず，バダインジャラン砂漠をなかば直線的に結ぶ交通路が存在していたのではないかと指摘した．この指摘が正しければ，銀川―武威―張掖―酒泉―瓜州―敦煌を結ぶ河西回廊の本線とは別の銀川―エチナを結ぶ交通路が存在したことになる．一方で，西経略使が黒水を含めた河西回廊全域を統括し各監軍司との情報伝達を行うとすると，もし上述の 2 本の交通路を使うのであれば，2 本の交通路の結節点である都の銀川に西経略使が置かれるのが合理的である．

だが，次の『天盛禁令』第 1254 条「[illegible]（経略に属するものの勤務評定の期日）」の条文では，

1　[illegible]
一，経略使に属する家畜・穀物・銭・種々の財物（を納める）辺境の監軍司・
2　[illegible]
府・軍・郡・県の倉庫の役人は，交代の日から
3　[illegible]
十五日以内に引継ぎを終わらせ，監軍司・
4　[illegible]
府・軍・郡・県が自分のところで勤務評定を終えた上で経
5　[illegible]
略のところへ派遣すべし．…

［『俄蔵』8, p. 335］

と，経略使に所属する倉庫が辺境各地にあり，その倉庫を管理する役人が転勤する場合には現任地から直接都へ行くのではなく，近くの監軍司から経略使へ向かうよう定められている．同条文は続けて，各監軍司から経略使までの移動日数の上限を定めており，沙州・瓜州監軍司から経略使までは 20 日以内，粛州・黒水監軍司からは 15 日以内，西部・南部監軍司から 10 日以内と定めている．前掲の第 1253 条の各地から都までの移動日数と照らし合わせると（**表**参照），もし西経略使の衙門が都にあったとすれば移動に無理が生じてくる．無理のない移動ということを考慮すれば，武威もしくは張掖に衙門が設置されていたと考えるべきであろう．つまり，黒水監軍司と武威もしくは張掖に所在していたであろう西経略使の衙門とを結ぶ交通路も存在していたと考えることができる．その交通路は道中の水の便を考慮すれば，黒河沿いを経由するルートが最もあり得るだろう．

４　祁連山脈に関する記述

さて，本科研研究課題において主たる課題として掲げられている，河西回廊における山地の民とオアシスの民との関係の解明であるが，西夏時代についてこうした研究を行うのは非常に困難である．それは，この時代の祁連山脈に関する記録が乏しいからである．

記録が乏しい理由としては次の 2 点が挙げられる．第一に，西夏側の文献のほとんどは北辺のカラホトから見つかっている，という資料の出方に起因するものである．カラホトから見つかっている西夏の文献の多くは，都があ

った寧夏地方か現地カラホトで書かれたものである．カラホトは祁連山脈からは遠く離れた場所にあり，カラホトで書かれた文書も，あるいはカラホトに送られてきた文書も，話題にされている地域は都・カラホトとその周辺や河西回廊のオアシス都市ぐらいまでである．山地も含めた河西回廊の情報はおそらく前章で推定したように西経略使が所在していた武威または張掖に集約されていたはずであり，北のカラホトで南の祁連山脈の情報を入手するのは当時から難しかったものと思われる．

第二に，祁連山脈は 12 世紀前半までは南のチベットや北宋と境を接する西夏にとって軍事面で重要な地域であったが，北宋滅亡後に西夏は祁連山脈の南側の青海地方をも勢力下に入れた．このことは西夏にとって祁連山脈は国境ではなくなったことを意味する．よって，山地に関する国境防衛等の軍事関係の記録があまり為されなくなったと考えられる．

カラホト文献の中で河西回廊の南の山脈に関する記述としては，12 世紀後半に刊行された西夏語の百科全書『聖立義海』巻 2 の，「山の名前・意味」なる表題が付せられた西夏の山について解説をした文章がある．都の近くにある賀蘭山に始まり，国内の山々を南→西→北→東の順に解説をしている．本稿では武威から沙州にかけての南の山々についての解説部分を以下に掲げる（下線部分が見出し語．それ以外は解説の部分で，双行で書かれている）．

<u>亥乹敤夈</u>　狻頻毙燹乹毋禝豺氋敤蕊斧獺彤毗癸夈蔽緲毫氋乹燹

<u>南辺の大山</u>　ミ（西夏）国の領域，チベットの辺境で馬沢（？）が集まる場所．木が植わっており，獣が多く住んでいる．山の麓で泉の水を引いて耕している．

<u>彶氋敤夈</u>　夈雒禝蕊彶唬彶豳唲諺薆諺亥敤彶緷貂豳毙殪雒氋禝瓢彶

<u>積雪大山</u>　山は高く，冬も夏も雪が降る．雪の本体は融けず，際だけが融ける．南河（？）の水勢は増し，西夏の領域では灌漑をして穀物（を作る）．

夈豳彶氋　彶夈雒氋唲掇蓖頻龢纖謪羅敤絆毛敤

<u>山体は広く長い</u>　雪山は長く途切れない．諸国にみな至る源の河，白高である．

<u>蕊廆羆夈</u>　禝蕊彶唬蕊翎唲諺豭莢燹雒矧趒羆彤雒敤隴氋毋蕊羆氋禝豭豭氋

<u>燕支上山</u>　冬も夏も雪が降り夏暑くても融けない．民は耕作するのに灌漑をする．地は冷たく，麦は九月に熟す．羊や牛を飼い，馬乳酒を飲んでいる．

<u>敎䕶瓶巷</u>　䕶䕶敎䕶豕牀絳蕖蔽莨邇貎敎䕶敎

<u>聖変徳山</u>　玉体や聖なるものの化身や仏が実際に現れる．民の福を求めるところである．

<u>闕瓶敎巷</u>　䕶䕶䕶牀䕶瓶瓶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶䕶

<u>西部宝山</u>　水を磨いて（さらって）金を取り出す．石を溶かして銀や銅を造り，財産にする．国が求めている木や蚕などの宝が出てくるという．

<u>死敎敎巷</u>　巷䕶牀龕䕶闕刻䕶䕶敎䕶䕶

<u>沙州聖山</u>　山に刻まれた仏像や寺院，多くの聖なるものが居るところが多くある．

［『俄蔵』10, p. 249］

「燕支」は「焉支」にも通じ，張掖の南にそびえる祁連山脈を指しているとみられる．この文献は山々を南から西へと順に説明しているから，その直前で説明されているものは武威の南にそびえる山の解説，それ以降は張掖以西の山々の解説と理解することができる．

いずれの山も山林や鉱物資源，灌漑用水の水源など人々の生活源を提供する「宝の山」であるかのような描写が為されている．もちろん，誇大に表現している部分もあるであろうが，山に積もった雪が融けて流れ出し，その水が灌漑用水の水源になっているという点は，今日も河西回廊に残るオアシス農業のメカニズムを的確に表現している．また，それ以西の山の解説では仏や聖なるものが居る場所と見なす表現が見られ，山自体が信仰の対象となっていたことがうかがえる．この地域では莫高窟・楡林窟以外にも文殊山石窟や馬蹄寺石窟などが西夏時代以前から開かれていたと考えられているので，この記述は同時の信仰の状況を伝える史料と見なしてよいだろう．そして「沙州聖山」とは，西夏時代に重修された石窟や西夏文題記が多数発見されている敦煌周辺の莫高窟・西千仏洞・五箇廟石窟等を指していることは疑いない．

「燕支上山」の解説に戻ると，後半部分で「羊や牛を飼い，馬乳酒を飲んでいる」という表現が現れる．管見の限りにおいて，これが河西回廊山地民の具体的な様子を示した西夏側の唯一の記録である．張掖から武威にかけての山地が馬産地であったことは古くから知られており，西夏時代も牧畜に適した土地柄であったことがうかがえる．この文章で馬乳酒を飲むという住民の風俗にまで敢えて言及しているのは，タングート人や漢人とは異なる人々が山地に居住していることを本書の著者が伝えたかったのであろう．

5 おわりに

これまでの考察から，西夏時代の河西回廊の大部分の地域は西夏の進出以前と同様に漢人やチベット人が多数居住する地域であり，漢人が現地の監軍司の官僚として活動を続けていた．しかし，タングート人を中心とする西夏の朝廷は河西回廊の漢人勢力を野放しにしていたわけではなく，彼らを都に呼び寄せて宮中の雑務を勤めさせた上で河西回廊の地方官僚に登用していたこと，エチナを含む河西回廊の各地の監軍司を統括する官庁として西経略使を置き，その長官に皇族やタングート人を配置していたことが明らかになった．西夏の朝廷は黒水を含めた河西回廊全体を一まとまりの辺境地域としてとらえていたのである．

河西回廊の張掖もしくは武威に西経略使が置かれることによって，武威―敦煌，銀川―エチナを結ぶ東西に結ぶルートだけでなく，エチナと張掖方面を結ぶ南北のルートも官僚の移動する交通路として使用されたものと考えられる．よって河西回廊では張掖もしくは武威を中心とする東西・南北両方の交流があったことも考慮に入れられるべきであろう．その南北の延長線上には祁連山脈もあったはずである．こうした山地にはタングート人でも漢人でもない牧民が居住していたが，史料上の制約から山地の地域を西夏がどのように支配しようとしていたのか，オアシス地域との交流がどの程度あったのか明らかにすることはできなかった．この課題を解決するにはカラホト文書の解読だけでは限界があり，オアシス地域や山地の地域での新史料の発見を待たねばならないだろう．

略号

『俄蔵』＝俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族学研究所・上海古籍出版社（編）1998-2011『俄蔵黒水城文献』8, 10, 13, 14, 上海, 上海古籍出版社.

参考文献（著者名 ABC 順）

荒川慎太郎

2010 「莫高窟・楡林窟・東千仏洞西夏文題記訳注」『西夏時代の河西地域における歴史・言語・文化の諸相に関する研究（日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究 C 研究成果報告書）』pp. 45-88.

2015 「西夏末期における仏典の奥書について」『西夏語文献から見た，モンゴル

軍侵攻期における西夏王国の防衛体制・仏教信仰の研究（平成 24〜26 年度日本学術振興会科学研究費助成事業　基盤研究（C）　研究成果報告書）』pp. 47-89.

Кычанов Е.И.

1988　*Измененный и заново утвержденный кодекс девиза царствования Небесное процветание (1149–1169)*. vol. 1, Москва, Издательство «Наука».

松田　壽男

1954　「東西交通史に於ける居延についての考」『東方学論集』1, pp. 1-25.（『松田壽男著作集』4, 東京，六興出版，1987, pp. 37-67 再録）

松澤　博

1986　「西夏・仁宗の訳経について—甘粛省天梯山石窟出土の西夏経を中心として—」『東洋史苑』30/31, pp. 121-140.

2010　「武威西夏博物館蔵亥母洞出土西夏文契約文書について」『東洋史苑』75，pp. 21-64.

長澤　和俊

1963　「西夏の河西進出と東西交通」『東方学』26, pp. 56-77.（長澤 1979, pp. 349-378 再録）

1975　「五代・宋初における河西地方の中継交易」『東西文化交流史』東京，雄山閣，pp. 109-119.（長澤 1979, pp. 291-304 再録）

1979　『シルク・ロード史研究』東京，国書刊行会.

西田　龍雄

1969　「西夏の仏教について」『南都仏教』22, pp. 1-19.

佐藤　貴保

2006　「ロシア蔵カラホト出土西夏文『大方広仏華厳経』経帙文書の研究—西夏権場使関連漢文文書群を中心に—」『東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査』平成 15 年度〜平成 17 年度科学研究費補助金　基盤研究（B）研究成果報告書，pp. 61-76.

2007　「西夏の二つの官僚集団—十二世紀後半における官僚登用法—」『東洋史研究』66-3, pp. 34-66.

2010　「楡林窟第 29 窟男性供養人像に見る西夏の官制—官僚登用制度を中心に—」『西夏時代の河西地域における歴史・言語・文化の諸相に関する研究（日本学術振興会科学研究費補助金　基盤研究 C　研究成果報告書）』pp. 1-18.

2011　「隋唐〜西夏時代の黒河流域—多言語資料による流域史の復元」，中尾正義編『オアシス地域の歴史と環境　黒河が語るヒトと自然の 2000 年』東京，勉誠出版，pp. 63-105.

2013　（中国語訳：馮培紅・王蕾）「西夏末期黒水城的状況—従両件西夏文文書談起」『敦煌学輯刊』2013-1, pp. 163-180.

2015　「モンゴル帝国軍侵攻期における西夏王国の防衛態勢—1210 年に書かれた行

政文書の解読を通して—」『西夏語文献から見た，モンゴル軍侵攻期における西夏王国の防衛体制・仏教信仰の研究（平成 24〜26 年度日本学術振興会科学研究費助成事業　基盤研究（C）　研究成果報告書）』pp. 9-26.

佐藤貴保・赤木崇敏・坂尻彰宏・呉正科

2007　「漢蔵合璧『黒水橋碑』再考」『内陸アジア言語の研究』22, pp. 1-38.

史　金波

2007　『西夏社会（上）』上海，上海人民出版社.

孫 継民

2010　「俄蔵黒水城西夏漢文文献数量構成及経済類文献価値」『歴史研究』2011-4（孫 2012, pp. 966-1007 再録）

2012　『俄蔵黒水城漢文非仏教文献整理与研究（下）』北京，北京師範大学出版社.

楊富学・陳愛峰

2009　「黒水城出土夏金榷場貿易文書研究」『中国史研究』2009-2, pp. 77-99.

表　『天盛禁令』巻 17 が規定する各監軍司・軍・郡・県から都及び経略使までの日数

条文中の地名	現在の地名	都までの日数（第 1253 条）	経略使までの日数（第 1254 条）
沙州監軍司	敦煌	40	20
瓜州監軍司	瓜州	40	20
粛州監軍司	酒泉	30	15
黒水監軍司	エチナ	30	15
西部監軍司	張掖	20	10
囉龐嶺監軍司	？	20	経略使は管轄せず
官黒山監軍司	？	20	10
北部監軍司	？	20	10
卓囉監軍司	永登	20	10
南部監軍司	武威	20	10
年斜（？）監軍司	？	20	10
石州監軍司	横山？	20	10
北地中監軍司	？	15	10
東部監軍司	？	15	10
西寿監軍司	靖遠？	15	10
韋州監軍司	同心？	15	10
南地中監軍司	？	15	10
鳴沙軍	中衛？	15	10
五原郡（？）	？	15	
大都督府	霊武	10	10
霊武郡（畿内）	霊武	10	経略使は管轄せず
保静県（畿内）	？	10	経略使は管轄せず
臨河県（畿内）	？	10	経略使は管轄せず
懐遠県（畿内）	？	10	経略使は管轄せず
定遠県（畿内）	？	10	経略使は管轄せず

河西回廊現地調査行動記録（2014 年）

赤 木　崇 敏（記録）・坂 尻　彰 宏（編集）

本記録は，2014 年 8 月 24 日から 9 月 1 日にかけて行った中国・河西回廊地域における現地調査の行動記録である．本調査の主な調査対象は，敦煌周辺の帰義軍時代（9 世紀半～11 世紀初）の城址遺跡と敦煌ならびに張掖の主要な水系（党河，楡林河，疏勒河，梨園河，黒河など）の上流（山地を含む）から下流までのオアシス地域の景観である．調査対象となる城址遺跡は，主に馮培紅氏の論文（馮培紅「帰義軍鎮制考」『敦煌吐魯番研究』9，2006，pp. 245-294）と李春元氏の著書（李春元『瓜州文物考古総録』香港，天馬出版有限公司，2008）を参考に選定した．現地での記録を赤木が担当し，それをもとに坂尻が編集を行った．記録中の［　］内は，標高（m），気温（℃），湿度（%）を示す．なお，標高は筆者の現地調査時の知見とソ連軍参謀本部作成地形図（岐阜県図書館所蔵）ならびにアメリカ国家地球空間情報局製航空地形図（TPC）による大まかなものである．

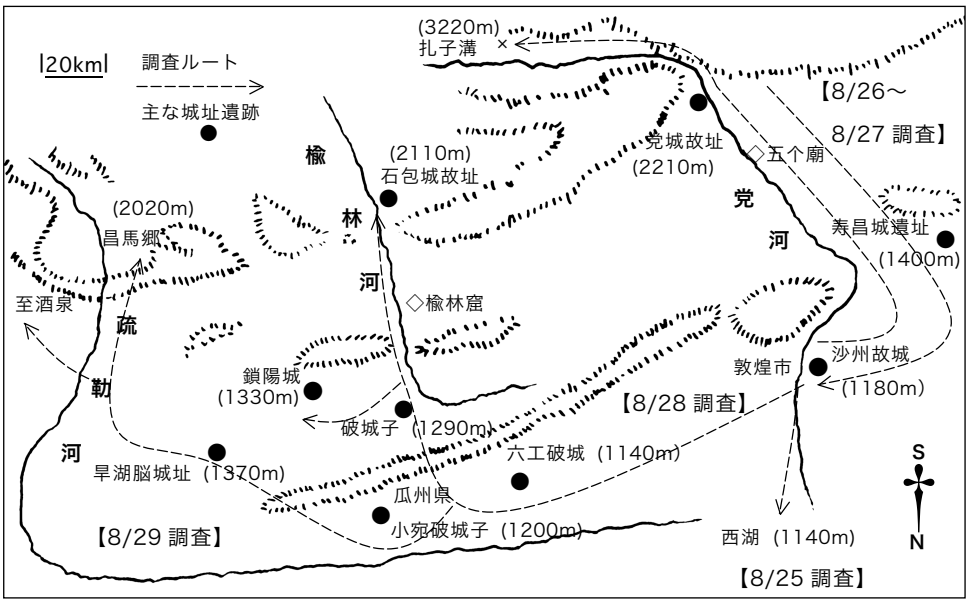

図 1　2014 年 8 月 25 日から 8 月 29 日までの調査ルート（坂尻作成）

8月24日　日本から北京へ移動

夕刻，北京首都国際空港で，今回の調査隊のメンバーである坂尻彰宏・岩尾一史・赤木崇敏と岩本篤志が合流．ホテルに到着後，調査の行程・調査対象等について確認．

8月25日　敦煌周辺調査（沙州故城，西湖）

9:48　北京首都国際空港から敦煌空港に到着．空港でガイドの郝振宏氏・専用車ドライバーの殷氏と合流し，ホテルへ向かう．

15:35　ホテル出発［1180m，29℃，31%］．敦煌市街西の沙州故城と敦煌の北方で党河の下流域にあたる西湖を目指す．

15:43　沙州故城到着［36.5℃］．遺跡保護のため，現在では周囲にフェンスが設けられている．沙州故城は党河の西岸に位置し，今の敦煌の市街地の中心からはやや西に離れている．本遺跡は帰義軍時代の沙州城にあたる．主な遺構は城壁の西北角にあたる部分とそこから南に伸びる城壁の一部である．なお，この西北角の部分より200mほど南の民家の敷地内にも遺構の一部が残されている．これらの遺構は，西北角から南に延びる沙州城の西壁の一部と思われる．

16:48　沙州故城を出発．中心地から東北へ党河の下流域と疏勒河流域の交差地にあたる西湖に向かって車を走らせる．

17:13　左右の風景がブドウ・棉花畑から半沙漠へと急に変わる．半沙漠にはタマリスクが点在．

17:25　漢代長城遺址を見るために一時停車［1130m，35℃］．遺構の周辺は柵で囲われており，近くに寄ることはできない．このあたりはかつて湿地だったと思われるが，現在は完全に干上がっている．地表にはアルカリが吹き出して白くなっている．周辺には枯れて根元だけ残ったタマリスクが見える．ガイドの郝氏によれば，タマリスクはアルカリ性土壌に耐性があるという．また枯れたタマリスクの根は乾燥していて冬の良い燃料になるとのことである．

図 2 沙州故城の西北角（赤木撮影）

17:36　再出発．長城遺址が疏勒河沿いに東西に延びているのが見える．

17:54　西湖付近の瓜売りの露店で停車［1140m，37.1℃，10%］．このあたり

もかつて湿地だったと思われるが，完全に干上がっている．我々が通ってきた道路は柳園に向かってまっすぐ東北に延びており，なだらかなスロープを描く上り坂になっているのが見える．露店の青年によれば，今年の敦煌は水が少なく西湖付近（＝党河下流域）は乾ききっているという．ここからさらに奥には湖があり，そこでは大魚が釣れることがあるが，今年は日照りのために何も釣れないという．

18:13　敦煌市街へ向けて出発．

19:06　ホテル帰着．

8 月 26 日　粛北調査往路（南方山地，党城故址）

8:30　ホテルを出発．敦煌の南方 100km ほどの粛北蒙古族自治県へ向かう．党河上流の山地に位置する塩池湾と山地への入口にあたる党城湾鎮（粛北蒙古族自治県政府所在地）にある党城故址を調査する予定．

8:52　党河に架かる橋を通過．ガイドの郝氏によれば，現在の敦煌市内の飲料水は党河水庫（ダム）から水道管を敷設して確保しているとのこと．現在，ダムより下流を流れる党河の河水はわずかで，それも下流域の湿地帯で土中の塩・アルカリが地表に噴き出ぬように潤す程度のものという．

09:10　左手前方，鳴沙山の向こうに祁連山脈の頂上付近が見える［1350m］．また前方に鳴沙山の西端，涅槃仏山が見える．周囲は荒れた半沙漠．南西方向に道は延びており，緩やかな傾斜面を昇っていく．

09:22　陽関への分岐点を通過［1470m］．

09:27　阿克塞カザフ族自治県方面への分岐点を通過［1500m］．ここから道は南東に向かって延びる．南方には阿尓金（アルティン）山脈が見え，左右（東西）にはゴビ灘が広がる．

10:18　党河に架かる橋を通過．党河の左岸に沿って南南東に進む．左右にジャガイモ，トウモロコシ，ウマゴヤシ，小麦（収穫後）の畑が広がる．

10:24　党城湾鎮の街内で一時休憩［2150m，27℃，17％］．

10:35　市街地を通過［2180m］．塩池湾まで 130km の標識あり．

10:47　市街地南の丘陵地に入る［2440m］．枯れた河床に沿って未舗装の隘路が続く．山肌は黒く，草木はほとんど見られない．ガイドの郝氏によれば黒い山肌は石炭が表出したためで，このあたりでは石炭の採掘が行われているらしい．

10:52　丘陵地の道路の最高地点［2580m］．

10:56　丘陵地を抜ける［2400m］．ここから道は舗装されており党河沿いに東（東南東）へと延びる．この後，標高 2500〜2600m あたりまでは，党河

の河床に沿って山間草原が広がり，ヒツジや馬の放牧も確認できた．

11:36〜11:40　休憩のため停車［3040m，23℃，12%］．

11:58　扎子溝検査所に到着．党城湾鎮より 63km の地点にあたる［3210m，20℃，15%］．ここより先は自然保護区となっており，許可無しに立ち入ることはできなかった．立ち入り規制が設けられたのは 2014 年になってからのことという．なお，検査所に駐在していた保護員の金鷹氏（モンゴル族・塩池湾より奥の青海省との境界付近の出身）の話では，塩池湾周辺では河川が蛇行し，湿地に牧草地が広がっているという．彼から見せられた塩池湾周辺の写真は新疆ウイグル自治区のバインブラク草原によく似ていた．検査所のすぐ西には，南の野馬南山から党河に流れ込む渓流があり，冷たい清水が流れている．しばらく付近を観察する．

図 3　山間草原（赤木撮影）

図 4　党河上流（坂尻撮影）

12:56　検査所を出発．党城故址の調査に向かう．

14:01　市街地中心に戻る［2170m］．

16:47　党城故址（帰義軍時代の紫亭鎮）の調査［2210m，31.5℃，19%］．遺跡は畑の中にあり，遺構はほとんど残っていない．調査後，ホテルに向かう．

図 5　党城故址（坂尻撮影）

8 月 27 日　粛北調査復路（五个廟石窟，寿昌城遺址，陽関遺址）

9:05　ホテル出発．肌寒く，朝食時（8:00）の気温は 22.0℃であった．本日は五个廟石窟，寿昌城遺址，陽関遺址を調査する．

09:28　五个廟石窟到着［1940m，28.6℃］．事前に申請していないので石窟内の調査はできない．石窟の外観，付近の地形などを観察する．

10:03　五个廟石窟前を出発．

11:11　寿昌城遺址に到着［1400m，36℃，10%］．遺跡は多くの場所が流砂に埋もれている．ここの流砂は敦煌市街南の鳴沙山のものとほぼ同じもの

のように見える．

13:26　昼食後，陽関遺址の手前にある陽関博物館に到着．ここから電気自動車にて展望台まで移動［1370m，36℃］．

15:05　陽関遺址より出発．敦煌へ向かう．

18:18　途中，党河水庫の付近を見学し，ホテルに到着．

図６ 寿昌城遺址（赤木撮影）

8 月 28 日　瓜州南方面調査（石包城故址，鎖陽城，破城子，六工破城）

8:35　ホテル出発．本日は，石包城故址，鎖陽城，破城子，六工破城の順に調査する予定．出発時は晴天．風が強い．この後，昼前から曇天となり，風が一日中強く吹き続いた．

9:50　六工破城の南側の道路を通過［1150m］．

9:55　瓜州料金所を通過［1157m］．敦煌市～瓜州県間の省道 314 号線（S314）は各所で道路建設工事を行っている．

10:05　芦草溝を通過［1190m］．省道から離れて鎖陽城鎮へ向かう県道を南進し，瓜州県の南の丘陵を越える．

10:16　丘陵を越えたところで，休憩のため一時停車［1250m，29.3℃，13%］．

10:36　破城子の西側の道路を通過［1300m］．あたりの畑では棉花や甘草が栽培されている．

10:48　鎖陽城鎮の街の中心にあるロータリーを過ぎる．以後，石包城郷まで沿路はゴビの荒れ地が続く．

11:15　楡林窟入口付近を通過［1880m］．

11:32　石包城郷の北側にある丘陵に入る［2120m］．

11:40　丘陵を抜けたところで，休憩のため停車［2130m，23℃，20%］．

12:00　石包城郷を通過．

12:46　石包城故址（帰義軍時代の雍帰鎮）前に到着［2110m，24℃，19%］．風がとても強く，寒い．遺跡は 50m ほどの高さの岩山の上に築かれた城塞で，割石や日干しレンガの城壁がかなり残っている．空堀など防衛設備の遺構も確認できる．城址の南は開けた草原で周囲を一望できる．

図７ 石包城故址から南方（坂尻撮影）

13:41　石包城故址での調査終了．その後，石包城郷［2090m］に戻って昼食．

14:27　再出発．鎖陽城へ移動する．

15:56　鎖陽城（帰義軍時代の瓜州城）に到着［1330m］．世界遺産に登録された鎖陽城は，設備が一新しており管理所の建物も新築されている．見学者はガイドとともに電気自動車で外周を一周するコースを回ることになっていた．城内には遊歩道も整備されていたが，調査時には立ち入り禁止であった．

図 8 鎖陽城（坂尻撮影）

17:10　鎖陽城の調査終了．破城子へ移動する．途中，甘草の畑が多い．

17:51　破城子（帰義軍時代の懸泉鎮）に到着［1290m，27℃，22%］．破城子も沙州故城と同様にフェンスで囲まれ，立ち入り禁止となっている．四方の城壁がかなり残っており，遺跡の保存状態は比較的良好である．

18:25　破城子の調査終了．六工破城に向けて移動する．

18:41　県道と省道 314 号線との分岐点（芦草溝付近）まで戻る．

19:10　六工破城（帰義軍時代の常楽鎮）到着［1140m，27℃，22%］．六工破城もフェンスに囲まれており，立ち入り禁止となっている．周辺は疏勒河流域に近く，湿気が多いためか蚊がとても多い．城壁はかなり残っており，保存状態は比較的良好．破城子など他の鎮城遺址と比べて二周りほど大きい印象あり．

20:01　六工破城から瓜州県市街に移動し，ホテルに到着．

図 9 破城子（赤木撮影）

図 10 六工破城（赤木撮影）

8 月 29 日　瓜州東方面調査（小宛破城子，旱湖脳城址，昌馬郷，赤金堡）

8:18　ホテル出発［1170m，26.0℃，30%］．本日は瓜州県の東方面を小宛破城子，旱湖脳城址，昌馬郷，赤金堡の順に調査する予定．天気は変わりやすく，昨晩は砂混じりの小雨が降ったもよう．本日も午前中は晴れ間が見

えたものの，午後は曇天になり，一日中風が強い状態が続いた．

8:28　省道 314 号線から国道 312 号線へ．ここから国道 30 号線（高速道路）に沿って東進する．右手南側には敦煌の南の三危山から続く丘陵がずっと東西に延びている．

8:50　1232m．小宛オアシスに入る．

9:07　梁湖郷の境界に入る［1240m］．棉花・甘草・トウモロコシ・ヒマワリの畑が続く．

9:50　小宛破城子に到着［1200m，24.2℃，31%］．城壁は風化が進んでおり，特に南東角が大きく破損している．我々が訪問した際には文物管理局による城壁の修復作業の最中だった．調査時には城内はヒマワリ畑になっていた．城外の北には長城遺址の一部らしきものが見える．城内から南方には敦煌の南の三危山から東へ延びる丘陵が見える．衛星写真では城外の東に河床跡らしきものが見えたが，調査時にはヒマワリ畑になっており，その痕跡は確認できなかった．

図 11 小宛破城子（赤木撮影）

10:15　小宛破城子の調査終了．旱湖脳城址へ移動する．途中，クコの畑が多い．

10:43　南の丘陵地帯へ向けて進路変更．

10:50　双塔水庫の南岸を通過［1320m］．水庫を過ぎたあたりで丘陵地帯は途切れ，タマリスクなどが群生する平地となる．上三戸を通過して布隆吉郷へと東進する．

12:01　布隆吉郷南方の双塔郷の中心地を通過．東へ進む．

12:10　新華村を通過．

12:23　旱湖脳城址（帰義軍時代の新城鎮）に到着［1370m，23.9℃，27%］．風が吹き続けて砂が大気中に吹き上がっており，南方の山地は見えない．文物保護単位の石碑はあるが，城壁などの遺構はほとんど残っていない．

図 12 旱湖脳城址（赤木撮影）

13:12　旱湖脳城址の調査終了．

13:38　七道溝に到着［1380m］．1 時間ほど休憩後，昌馬郷へ向かう．

15:13　東湖村を通過［1400m］．

15:20　七墩回族東郷族郷を通過．この間，ヒマワリ畑がとても多い．

15:21　玉門市六墩郷に入る．ここから玉門のオアシス．

16:10　玉門のオアシスを抜けて，昌馬河に沿って南西に進む．南方には照壁山の山並みが見える．周囲は広大なゴビ灘が続く．

16:31　昌馬水庫への分岐点を過ぎ，さらに南西に進む．

16:39　丘陵地帯に入る．ここから道は南東へと延びる．

16:51　丘陵のピークを過ぎる［2540m］．

16:53　丘陵を抜けて広大な盆地に出る．半草原が広がっており，党城湾鎮や石包城郷周辺の景観に似ている．

17:02　水峡村に入る．

17:05　昌馬郷の昌馬石窟に到着［2020m，21.1℃，28%］．昌馬郷は帰義軍時代の新郷鎮の所在地とされている．周囲には小麦畑が広がる（収穫前）．

17:21　調査終了．この後，一旦玉門市まで戻り，高速を使って赤金鎮に向かうことにする．

17:56　丘陵地帯を抜けて昌馬水庫付近まで戻る．

18:19　大唐昌馬風力発電場を通過［1540m］．

18:20　玉門市に到着．

図 13 昌馬郷の風景（坂尻撮影）

18:33　玉門東料金所を通過．

19:08　赤金鎮のオアシスに到着［1600m］．赤金鎮はかつての赤金堡で，さらに元を辿れば玉門の旧城があった場所である．清代まで旧城は使用され続け，旧城に隣接して新城が造られている．

19:14　市街の中に残されている赤金堡の城壁を調査．最初に調査した城壁は，東西に延びており，幅 3m ほど．現在は内部をくり抜いて納屋・家畜小屋に転用されており，城壁としての面影はあまり残されていない．ガイドの郝氏が地元民に聞いた話では，さらに西の広場付近にも城壁が残っており，そこまで東西 100m は城壁が続いていたという．その場所へ移動すると，西の公園の西方，ヒマワリ畑と民家・アパートに囲まれた空き地に，北壁の一部，西壁，西北角墩，西南角墩の遺構があった．北壁は高さ 3.5〜4m．西壁はそれよりも高く，幅は 3m 強，長さ約 70m．

19:53　調査終了．高速で酒泉市へ移動．

20:01　赤金料金所通過［1580m］．

21:11　酒泉料金所通過［1490m］．そのまま酒泉市街に向かい，ホテル着．

8 月 30 日　粛南・張掖調査（紅湾寺鎮，上龍王廟）

9:17　ホテル出発［1440m，23.5℃，33%］．南に雪を戴いた祁連山脈の高峰が連なっているのが見える．本日は，高速道路 G30 で高台・臨沢を経由して粛南裕固族自治県紅湾寺鎮と黒河上流の上龍王廟を調査の予定．

10:49　梧桐泉・元山子のインターチェンジを通過［1590m］．

11:01　高台インターチェンジを通過［1410m］．

11:03　高台パーキングエリアで休憩［1390m，25℃，31%］．

11:38　臨沢・粛南インターチェンジを下りて，臨沢オアシスに入る［1500m］．

11:52　臨沢オアシスを通過［1460m］．

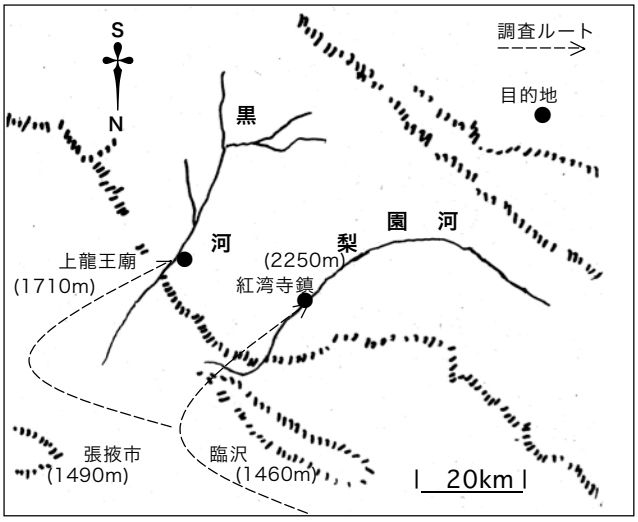

図 14　8 月 30 日の調査ルート（坂尻作成）

12:05　丹霞地質公園入口で右折［1600m］．粛南まで 50km の標識．

12:17　梨園河に沿って西進［1800m］．

12:25　孟家荘を通過［1890m］．

12:27　鶚鴿咀水庫を通過［1920m］．

13:00　粛南裕固族自治県紅湾寺鎮の中心地に到着［2250m］．

13:59　街に隣接するチベット仏教寺院の紅湾寺を訪問［2280m，28℃］．

14:32　新しく開館したばかりの中国裕固族博物館（旧館とは別の場所に建設．2014 年 7 月末から開館）を訪問．目を引く収蔵品としては，1 階には酒泉南の文珠山に置かれていた文珠寺碑文が，2 階には 1979 年に粛南裕固族自治県馬蹄区西水郷の粛南大長岭唐墓から出土した文物が展示されていた．展示中の粛南大長峰唐墓出土品は表 1 の通り．

図 15 紅湾寺境内（赤木撮影）

この墓の被葬者については，吐蕃，甘州ウイグル，突厥支配下の首領の 3 説があり，最新の研究としては施爰民「粛南西水大長岭唐墓清理簡報」『隴右文物』2004-1 が発表されている．博物館の李暁斌館長と会談し，粛南大長岭唐墓の出土品や文珠寺碑文に関する情報を得る．文珠寺碑文はかつて供え物や蝋燭を置く台として利用されており，文物保存のために 1996 年乃至 1997 年頃に文殊山より旧博物館に移管したという．

表 1 粛南大長峰唐墓出土品（中国裕固族博物館展示物）

生肖板（木棺の側板，木板計 8 枚）	金如意垂飾
床頭残件	二龍残珠錫盤
単耳帯蓋鍍金壺	銀洗
鍍金銅桃飾件	三商足折叠鍍金盤
鍍金龍首飾件	鍍金盞托
馬鞍飾件	絲綢 2 点
包金刀鞘残截	

15:51　博物館での調査終了．ここから張掖市方面へ引き返し，黒河上流の上龍王廟へ移動．

16:04　鶚鴿咀水庫のダム湖付近にて 30 分ほど休憩［1970m］．

17:27　張掖西駅付近を通過．ここから南西に進路を取る．

18:33　龍渠郷付近［1700m］．周囲は一面トウモロコシ畑が続く．

18:51　上龍王廟到着［1710m, 23.1℃, 22%］．廟は鶯落峡の水文観測所付近の高台の上にあり，廟の裏手から北を眺めると豊富な水が張掖方面に流れているのが見える．黒河はこの地点から張掖のオアシスに入り，ここから市街地まで切れ目無く緑の耕作地が広がっている．上龍王廟には仏寺と道観（道観は改築中）が建てられているが，普段は浄土宗の住職一人しかいないとのこと．

図 16 上龍王廟からみた黒河（赤木撮影）

19:37　龍渠郷を通過［1690m］．

19:59　張掖市の市街地に入る．

20:15　ホテルに到着［1490m］．

8月31日　張掖・蘭州間の列車移動

7:40　ホテル発［20.6℃，36%］.

9:08　張掖駅より蘭州行きの列車に乗車．武威までの間，祁連山脈の北斜面に広がる半砂漠〜草原を通過する．標高は概ね1500mから1700mほどの間を推移した．

9:38　山丹駅停車［1760m］.

10:47　金昌駅停車［1720m］.

11:32　武威駅停車［1580m］.

13:41　河口南駅通過［1570m］.

14:02　陳官営駅通過［1560m］.

14:10　蘭州西駅通過［1550m］.

14:20　蘭州駅到着［1540m］.

14:54　ホテル到着.

9月1日　蘭州より日本へ移動

早朝，蘭州中川空港を出発し，北京首都国際空港を経由して，夜に帰国.

城址の垂直分布からみた敦煌オアシス地域

――10 世紀前後の「二州八鎮」を中心に――

坂 尻　彰 宏

はじめに

10 世紀前後の帰義軍節度使政権の中心となる領域は,「二州八鎮」と総称されるオアシス群によって構成されていた．敦煌オアシスを中心に帰義軍節度使政権が成立した時期は, 9 世紀半から 11 世紀初の約 150 年に及ぶ. この間, 帰義軍の領域は河西回廊全域を越える領域から敦煌周辺まで，拡大と縮小を繰り返した．このような変動の中で，一貫して保持され続けた領域が「二州八鎮」と総称される地域である[1]．この地域は，帰義軍の言わば心臓部にあたり，オアシス国家としての帰義軍の基盤となっていた．

この「二州八鎮」の地域は，敦煌オアシスを含む東西 200km，南北 100km ほどの地域に点在する 10 のオアシスによって構成されていた［表 1，図 1 参照］.「二州」は沙州（敦煌）と瓜州の 2 つの州城である.「八鎮」はその周囲に展開する常楽，寿昌，新城，懸泉，会稽，紫亭，雍帰，新郷の 8 つの鎮城である．これらの鎮城は，軍事上の拠点であると同時に，民衆が居住する「まち」

1　「二州八鎮」は，主に曹氏帰義軍時代（10 世紀初～11 世紀前半）に帰義軍政権の領域を表す際に用いられた表現で，10 世紀半の曹元忠の統治時期（944～974 年）に一般化した名称とされる．それ以前の表現としては「二州六鎮」もある.「二州八鎮（六鎮)」の「二州」が沙州と瓜州であることには異論は無いものの，この「六鎮」や「八鎮」に含まれる鎮が何処に当るかについては説が分かれてきた．この呼称の変化やそれに関する諸説については，馮培紅氏による詳細な整理がなされ，馮氏自身の説も提示されている．馮 2006, pp. 254-262 参照．馮氏の結論は，張承奉統治時期（894～914 年）に沙州と瓜州の「二州」と新城，紫亭，雍帰，懸泉，寿昌，玉門，常楽，石城の「八鎮」で構成された「二州八鎮」から，玉門と石城の二鎮が外れ，曹氏帰義軍時代の初期には「六鎮」となり，曹元忠の時代に会稽と新郷の二鎮が加わって「八鎮」になったとするものである．馮氏の説は，諸説を十分に吟味した現時点で最も信頼のおける説である. そこで, 本稿では,「八鎮」の範囲や城址の比定については，馮氏の説に従う．本稿表 1，図 1 参照.

表1 「二州八鎮」城址の規模と標高

州・鎮名	城址名	東西×南北の規模（面積）	出典（頁）	標高
①沙州	沙州故城	718×1132m（812,776 ㎡）[2]	⑴ 260 ⑵ 697	1100m
②瓜州	鎖陽城	内城：東 493m×南 457×西 516×北 534（約 285,000 ㎡）[3]	⑴ 303 ⑶ 144-148	1320m
❶常楽	六工破城	大城 280×360m（100,800 ㎡） 小城 90×90m（8,100 ㎡）	⑴ 300 ⑶ 113-115	1140m
❷寿昌	寿昌城遺址	300×270m（81,000 ㎡）	⑴ 260 ⑵ 628	1400m
❸新城	旱湖脳城址	南城 260×170m（44,200 ㎡） 北城 220×160m（35,200 ㎡）	⑴ 297 ⑶ 135-136	1370m
❹懸泉	破城子	144×250m（36,000 ㎡）	⑴ 300 ⑶ 102-103	1290m
❺会稽	小宛破城子	179×182m（32,578 ㎡）	⑴ 296 ⑶ 119-120	1200m
❻紫亭	党城故址	140×231m（32,340 ㎡）[4]	⑴ 312 ⑷ 441-442	2200m
❼雍帰	石包城故址	144×77m（11,088 ㎡）[5]	⑴ 312 ⑷ 442-444	2110m
❽新郷	？（昌馬郷）	――	――	2020m

[2] 沙州故城の数値は本来の大きさに近いと考えられる⑵の数値を採る．⑴は現在残存している遺構の規模を 900×408m とし，遺構の推定面積を約 810,000 ㎡とする．

[3] 鎖陽城は内城とそれを囲む外城（羅城）とに分かれている．内城の北壁の大きさを⑴は 536m とする．なお，⑶では鎖陽城の外城（羅城）の全長は 5356.4m とし，外城内の面積を 875,000 ㎡とする．また，李并成氏は鎖陽城の規模情報として⑴と⑶と同様の数値を示し，遺構全体の面積を約 800,000 ㎡とする．李并成 1996a, pp. 106-107 参照．いずれも根拠となる数値が一部不明なので，表 1 には外城の情報は示さず，内城の数値のみを示す．

[4] ⑴は党城故址の東西の長さを 144.5m とする．ここではより詳細な情報源である⑷の数値を採る．

[5] ⑴は石包城故址の大きさを東西 250m×南北 200m とする．筆者の現地調査時の知見によれば，⑴の数値は城址の周囲の空堀などの遺構を全て含んだものと考えられる．城郭のみの大きさであれば⑷の数値は妥当なので，表 1 には⑷の数値を採用する．

【表１の注記】

※ 城址の名称は資料により少しずつ異なるので，本稿では基本的に城址の現地にある文物保護単位標識に記された名称を用いている．

※ 城址の配列は州城（①～），鎮城（❶～）に分け，それぞれ規模の大きいものから順に配列した．なお新郷鎮は具体的な城址が不明なので，最後に配した．

※ 各城址の規模などの基礎的情報の出典は，出典欄に⑴～⑷の数字で典示した．各出典の書誌は以下の通りである．

⑴ 国家文物局（主編）『中国文物地図集 甘粛分冊』（下），北京，測絵出版社，2011.

⑵ 敦煌市志編纂委員会（編）『敦煌市志』北京，新華出版社，1994.

⑶ 李春元『瓜州文物考古総録』香港，天馬出版有限公司，2008.

⑷ 李玉寧（主編）『粛北蒙古族自治県志』酒泉，粛北蒙古族自治県，1989.

※ 城壁の長さのうち１m 以下の数値は省略している．城址の標高は，筆者が 2014 年８月に行った現地調査時の知見とソ連軍参謀本部作成地形図（岐阜県図書館蔵）ならびにアメリカ国家地球空間情報局製航空地形図（TPC）による大まかなものである．著者の現地調査については，本書所収の「河西回廊現地調査行動記録（2014 年）」（赤木崇敏（記録）・坂尻彰宏（編集））を参照．

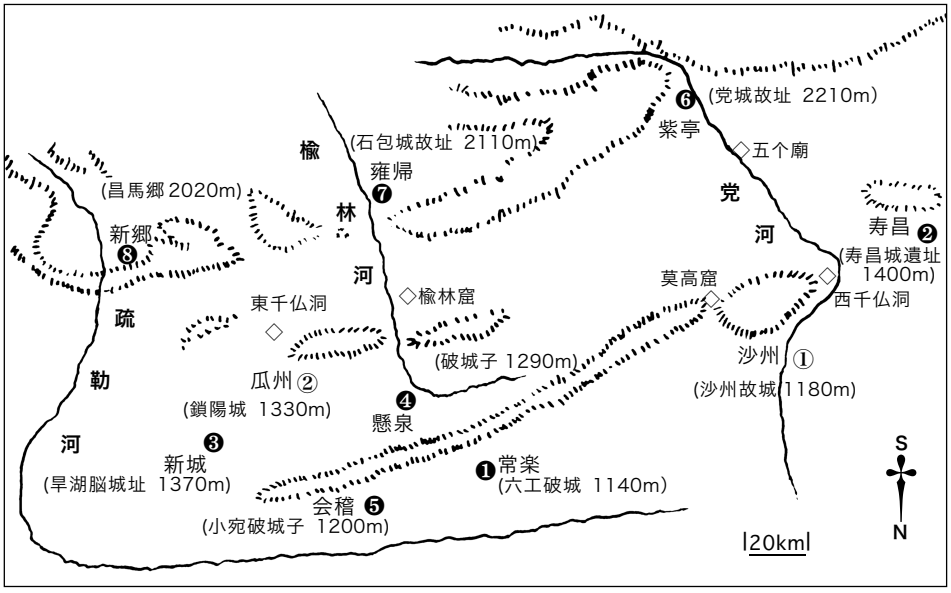

図１ 「二州八鎮」城址遺跡の分布

としても機能し，基本的に県が併置されていた[6]．現在の地名で言えば，西は敦煌市の陽関鎮（南湖オアシス）から，東は玉門市の昌馬郷，北は瓜州県周辺から南は粛北蒙古族自治県の石包城郷や党城湾鎮にあたる地域である．いずれのオアシスも党河，楡林河，疏勒河などの水系に属し，標高 2200m から 1100m ほどの間に展開している．帰義軍期に使用された城址遺跡も多く残されており，現在もそのほとんどを現地で観察することができる．

「二州八鎮」を構成するこれらのオアシスは，敦煌オアシス地域の歴史的構造を分析するための材料として適している．なぜなら，これらのオアシスが，10 世紀前後に沙州（敦煌）を中心に成立したオアシス国家の主要な領域であり，同時にそれ自身がひとかたまりの地域社会を形成していたからである．極度に乾燥した敦煌オアシス地域の環境下では，人間の居住できる場所は限られており，個々のオアシスとそれらのつながりは地域社会そのものであった．つまり，広大な範囲に点在するオアシスの城址遺跡は，敦煌オアシス地域を歴史的に成り立たせてきた要素を目に見える形で示す重要な史料といえる．

従来，この「二州八鎮」に関しては，「八鎮」の範囲，地名比定，遺跡の同定などの面で詳細な研究が行われている[7]．これらの研究によって，「二州八鎮」がどこにどのように置かれたかが明らかになり，その全体像の把握が可能になった．しかし，「二州八鎮」のそれぞれのオアシスが，なぜそこに置かれているのか，何のために置かれているのか，あるオアシスは他のオアシスとどう違うのか，あるいは同じなのか，といったオアシスの立地と機能に関する問題は十分に議論されてきたとは言い難い．なぜなら，それぞれの「二州八鎮」オアシスに関係する史料は非常に限られており，実際の城址の配置や周囲の景観，オアシス間の距離や相互の関係を，現地調査によって補うことが不可欠だからである．

そこで，本稿では，2014 年に筆者が行った「二州八鎮」城址と景観の調査成果を取り入れ[8]，10 世紀前後の「二州八鎮」にあたる城址の垂直分布に着目して分類し特徴を分析したい．筆者はこの現地調査において「二州八鎮」の全ての城址とその候補地を訪れた．その結果，これらの城址が山地に隣接す

---

6 鄭 2002 (二) , p. 73 参照．

7 主な論考は以下のとおり．向 1957, pp. 421-433; 土肥 1980, pp. 233-251; 史 1982, pp. 89-90; 盧 1986, pp. 429-439; 黄 1987, pp. 269-281; 陳 1990, pp. 555-580; 李并成 1996b, pp. 146-151；李并成 1998, pp. 223-228; 坂尻 2001, p. 54; 坂尻 2002, p. 72; 坂尻 2012a, p. 128; 坂尻 2012b, pp. 379-380; 坂尻 2014, p. 52; 馮 2006, pp. 269-281.

8 この調査の詳細については，本書に掲載した赤木崇敏（記録）・坂尻彰宏（編集）「河西回廊現地調査行動記録（2014 年）」を参照．

る高地から河川下流の低地まで，かなりの高度差があり周囲の景観も大きく異なる地点に分布していることを確認することができた．このような城址の垂直分布に着目した分析により，敦煌オアシス地域を従来よりも立体的に捉えることが可能になる．また，この「タテ」方向の視点は，敦煌オアシス地域に止まらず，河西回廊の他のオアシス地域や中央ユーラシアの乾燥地域全体の歴史的構造を読み解く鍵になる可能性がある[9]．そこで，これらの分析をまとめ，この地域を成り立たせている要素を類型化し整理してみたい．

1．城址の垂直分布とその特徴

「二州八鎮」城址の分布は垂直方向に見て，上手と下手にはっきりと分けることができる[表 1, 図 1, 図 2 参照]．上手は，標高 2000m 以上の高地に立地している紫亭（党城故址，2200m），雍帰（石包城故址，2110m），新郷（昌馬郷，2020m）の 3 つの城址である．下手は，標高 1400m 以下に位置する寿昌（寿昌城遺址，1400m），新城（旱湖脳城址, 1370m），瓜州（鎖陽城, 1320m），懸泉（破城子，1290m），会稽（小苑破城子, 1200m），沙州（沙州故城, 1180m），常楽（六工破城，1140m）の 7 つの城址である．さらに，下手は現在の敦煌市の南に位置する鳴沙山や三危山から東に伸びる丘陵の南にあたる 1400~1200m の間に分布する寿昌，新城，瓜州，懸泉とその丘陵の北にあたる 1200m 以下の地帯に位置する会稽，沙州，常楽とに分けることができる．なお，上手と下手との間は，標高では 600~700m ほどの差があり，水平方向の距離では約 100km 離れている．

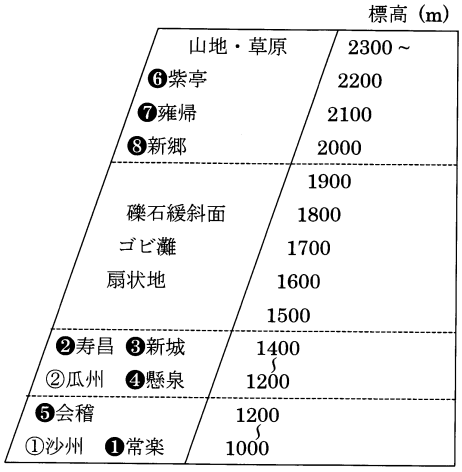

図 2　城址の垂直分布

こうした上手と下手では周囲の景観が大きく異なる．上手は南方の

9　敦煌地域をはじめとするオアシス地域を山地とオアシスの組み合わせでとらえる歴史的な切り口については，坂尻 2008, pp. 72-74 参照．なお，同様の見方は，河西回廊の黒河流域の上流から下流までの全域を踏査した佐藤貴保氏の見解にも見ることができる．佐藤 2007, p. 21 参照．さらに，中央ユーラシア全体において山地とそれが形作る世界の重要性については, 杉山 1997, pp. 14-18 ならびに森安 2007, pp. 51-53 を参照．

4000~5000m 級の山地の北側にあたり，湿気も比較的多く，周囲には山地につながる草原が広がっている．また，上手の城址は党河，楡林河，昌馬河（疏勒河上流）の上流に位置しており，水資源も豊富である．一方，下手はこれらの河川の下流に位置しており，扇状地の末端の湧水なども利用可能で，耕作地の開発に適している．そして，上手と下手の中間は，礫石緩斜面が広がり，巨大な扇状地が形成され，その表面をゴビ灘が覆う荒地となっている[10]．

上手の城址に設置されていた 3 つの鎮は，10 世紀前後の帰義軍時代において，遊牧勢力の拠点である山地に対する防衛拠点や交渉のための接点として機能していた．それぞれの鎮は河川が山地から流れ出す水口に位置し，そこは同時に山地からの出口にあたる．実際，同時代の敦煌文書からも，南方山地に住む南山と呼ばれる遊牧勢力[11]が略奪目的でこれらの鎮に攻撃を加えたり[12]，交渉目的でこれらの鎮を訪れていることが分かる[13]．現地の城址を見ても，雍帰（石包城故址）のように，南方を見渡すことができる岩山に立地し，空堀などの厳重な防備を備えていたことを確認できるものもある[14]．そして，このような上手の防衛拠点を維持するために，帰義軍政権は沙州（敦煌）オアシスで集めた住民を，次々にこのような辺境のオアシスに送り込んでいた[15]．

---

10 保柳 1980, pp. 11-14, 21-24 参照．

11 南山は 10 世紀頃に敦煌南方の山地を中心に活動した遊牧勢力である．仲雲，羌，吐蕃，吐谷渾，回鶻，漢人などの集団が融合したものと考えられており，帰義軍にとっては南方の脅威となった．敦煌と南方山地の遊牧勢力との関係については，坂尻 2008, pp. 54-71; 馮 2013, pp. 366-377 参照．

12 例えば，紫亭からの南山襲来の報を受けて寿昌に警戒を命じた節度使曹延禄（在位：976~1002 年）の帖の冒頭部分［P. 3835v(7), 3~6 行目］には，「右奉　処□（分），今月十日□□（紫）亭家報来言道，八日夜紫亭□（鎮）城南山作賊下，有官私群牧蒙打将．内羊三群．不知更有何計．…（右は御決定を奉るに，今月十日の紫亭鎮の長よりの報告によれば，「八日の夜に紫亭の鎮城に南山（部落）が襲来し，…お上の畜群と百姓の畜群とが略奪され，そのうち羊は三群です．このうえ如何なるたくらみが有るのか分かりません」ということである．…）」とあり，紫亭が南山の攻撃に対応し，沙州（敦煌）に報告していることが分かる．本文書の録文の全文と翻訳・解説については坂尻 2001, pp. 70-71; 坂尻 2012a, pp. 217-218 参照．

13 北宋・太平興国年間（976〜984 年）に瓜州から沙州（敦煌）へ送られた報告書の冒頭［P. 4245v(12), 2~4 行目］には，「昨去前月廿九日従雍帰有南山伍人到来，口云道，部落盡於雍帰鞍下，欲疑瓜州下来．…（去る前月二十九日，雍帰から南山（部落の）五人がやってきて，言うには「部落の者はみな雍帰に落ちついていて，瓜州に下って来ようとしている」ということです．…）」とあり，雍帰が南山との接触の窓口になっていることが分かる．

14 本書掲載の「河西回廊現地調査行動記録（2014 年）」8 月 28 日の記事を参照．

15 例えば，北宋・広順三年（953）十一月には，借財の棒引きや税免除の好条件で新郷への移住者を募集する張り紙［S. 8516A+C］が，節度使曹元忠によって沙州に掲示されている．坂尻 2001, pp. 50-55 参照．また，帰義軍政府による借財の棒引

これに対して，下手の 7 つの城址は，水系の下流の広い耕地を持つオアシスに置かれており，その規模も比較的大きい．なかでも州城の沙州と瓜州は，党河と疏勒河流域の最大規模の城址であり，これらは 10 世紀前後の帰義軍時代においても広大な耕地を擁する中核オアシスであった．沙州には，党河から引かれた 6 つの主要水路を中心に広い耕地が経営されていた［図 3 参照］[16]．瓜州でも，10 世紀頃には現在の昌馬河（疏勒河上流）から分かれた河道が城下に至っていたとみられ，水路や耕作地の遺構も多く残されている［図 4 参照］[17]．これらの城址は規模も大きく，その面積は 80 万㎡を超えている［表 1 参照］[18]．こうした中核オアシスの周囲には，副次的なオアシスが配されており，ひとかたまりの地域を形成していた．なかでも瓜州の周囲には，それぞれの間を 1 日程度で往来できる比較的近距離に鎮城が設置されており[19]，これらの間の距離はいずれ

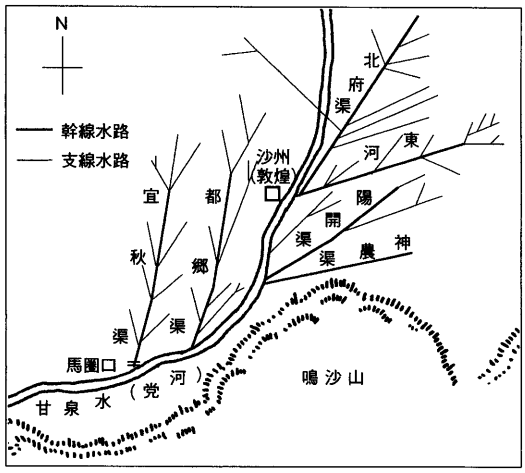

図 3　敦煌周辺の水路（坂尻 2008, p. 51）

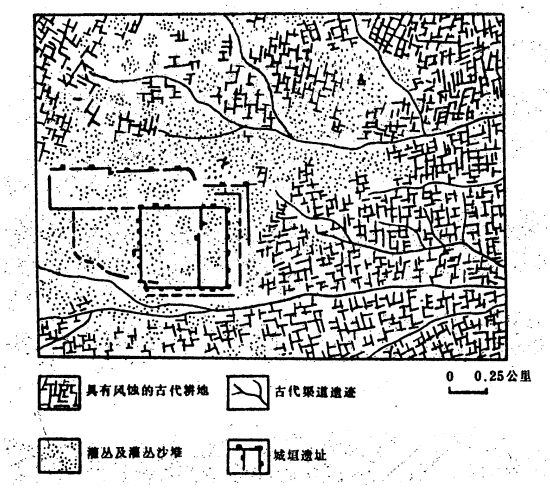

図 4　鎖陽城（瓜州）周辺の水路・耕地の痕跡（李并成 1996a, p.108）

きを目当てにした百姓が雍帰へ移住する際に作成した状の雛形［P. 3186］も残されている．坂尻 2008, pp. 60-61 参照．

16　10 世紀前後の沙州（敦煌）の水路網の詳細については，李正宇 1997 参照．

17　瓜州（鎖陽城）周辺の水路と耕作地の痕跡については，李并成 1996a, p. 107 参照．

18　外城（羅城）を含む瓜州（鎖陽城）城址の面積が 80 万㎡ほどである点については，本稿注 3 参照．

19　8 世紀の例ではあるが，唐開元二十（732）年瓜州都督府給西州百姓遊撃将軍石染典過所（73TAM509：8/13 (a) 之一）によれば，石染典は懸泉と常楽の間を 1 日の

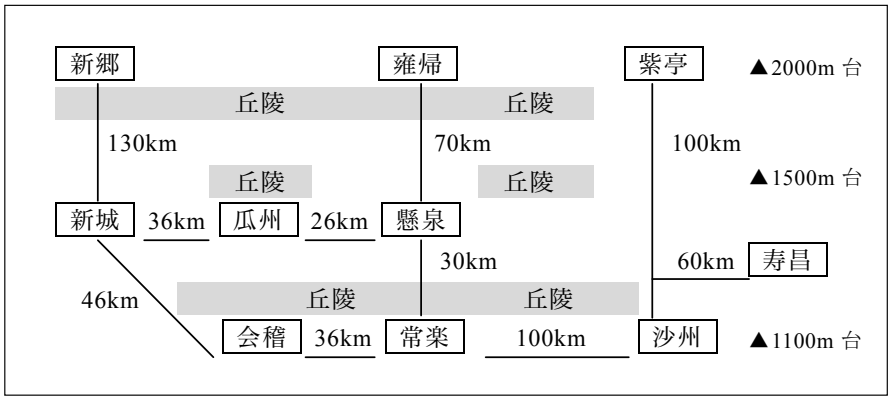

図 5 城址間の距離

も 30km〜40km ほどである［図 5 参照[20]］．一方，沙州（敦煌）の場合は，最も近い西の寿昌でも 60km ほど離れており，瓜州に比べやや孤立している［図 5 参照］．また，これらの副次的なオアシスの城址のうちでも，常楽［108,900 ㎡（大城と小城の合計）］，寿昌［81,000 ㎡］，新城［79,400 ㎡（南城と北城の合計）］は，面積が 7 万㎡を超えている．これらは，ほぼ半分の規模（3 万数千㎡）である懸泉や会稽などの他の城址に比べて，規模も大きくより重要な拠点であったと考えられる．

さらに，このような上手と下手の地域の中間には，水系沿いに石窟寺院などの霊場が置かれ，地域の信仰圏を形成していた．前述のように上手と下手の中間は標高差 600~700m の間に約 100km にわたって不毛なゴビ灘が広がっている．この中間には人々が暮らすオアシスは設置されていないが，水系沿いには主要な石窟寺院が設置されている．党河流域の五个廟石窟，西千仏洞，敦煌近郊の大泉河流域の莫高窟，榆林河流域の榆林窟，瓜州の南の河川の渓谷に作られた東千仏洞などがこれにあたる．これらの石窟は水系沿いのオアシスから 1 日程度で往来できる約 30〜40km の位置に置かれており，オアシスの住民の巡礼や祭祀の場となっていたのである[21]．

うちに通過している．荒川 2010, pp. 438-443 参照．なお，石染典過所の形態や先行研究については，荒川 2010, p. 438, n. 111 を参照．

20 城址間の距離は，現地調査時に沿路の道路距離標などで確認した大まかなものである．

21 例えば，榆林河流域の榆林窟では，上流の雍帰の住民が例年祭祀を行っていたことが，第 12 窟主室洞口の願文から分かる．謝 1996, p. 449; 張 1995, p. 198 参照．また，下流の懸泉からの巡礼者の落書き（第 25 窟）も残されている．謝 1996, p. 468;

２．「二州八鎮」からみた敦煌オアシス地域の類型

このような「二州八鎮」城址の配置と役割からみた敦煌オアシス地域は，山地—水系—オアシスの組合せによって類型化することができる[図6参照]．まず，南方山地とそれを水源とする水系がこの地域を支える基礎的な条件である．極度に乾燥したこの地域では水の確保が容易で，耕地を広く経営できる場所は限られており，条件の良い場所（下手）に規模の大きな中核オアシスとそれに付随するオアシスが作られる．また，南方山地から水系沿いに侵攻してくる遊牧勢力を防ぐため，水系の上流部（上手）に防衛拠点となるオアシスが配置される．そして，これらのオアシスを繋ぐ交通路が整備される．また，上手と下手の中間地帯では，水系沿いに石窟寺院などの霊場が置かれ，地域の信仰の拠点になる．

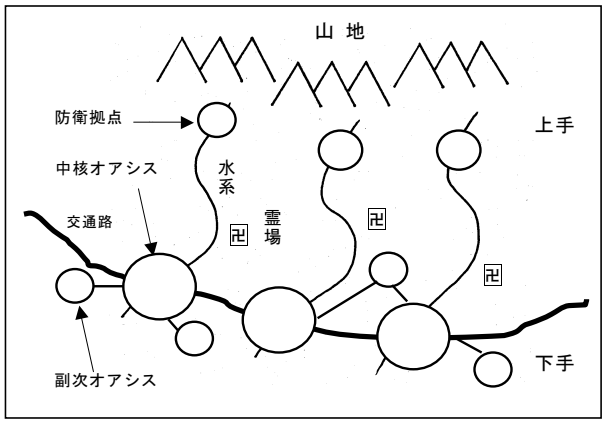

図６　類型図

おわりに

以上のような山地—水系—オアシスの組合せによる「タテ」方向の単位は，敦煌オアシス地域だけではなく，祁連山脈に水源を依存する酒泉，張掖，武威等の河西回廊の他のオアシス地域にも共通する仕組みといえる[22]．そして，これらの単位を「ヨコ」方向に結びつける交通路こそが，河西回廊の交通・交易ルートを形成していたと考えられる．今後は，敦煌オアシス地域以外の河西回廊のオアシス地域の現地調査を進め，こうした仕組みのあり方を確認していきたい．そして，このような検討を通じて，中央ユーラシアの乾燥地域において普遍的に通用する類型の構築を目指したい．

張 1995, p. 228 参照．さらに，懸泉の住民は石窟の供養人像の中にも散見される（第34，35，36 窟）．謝 1996, pp. 481-491; 張 1995, pp. 247-257 参照．

22 このような山地—水系—オアシスの組合せによる地域の捉え方については，現在の河西回廊に関する生態学研究の分野でも，同様のモデルが示されている．任 2007, pp. 54-55, 359-360 参照．

【文献目録】五〇音順

荒川正晴　2010『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋，名古屋大学出版会.

黄　盛璋　1987「沙州曹氏二州六鎮与八鎮」敦煌文物研究所『1983 年全国敦煌学術討論会文集：文史・遺書編』（上冊）蘭州，甘粛人民出版社, pp. 269-281.

坂尻彰宏　2001「敦煌牓文書考」『東方學』102, pp. 49-62.

――――　2002「帰義軍時代のチベット文牧畜関係文書」『史学雑誌』111-11, pp. 57-84.

――――　2008「帰ってきた男　草原とオアシスのあいだ」『世界史を書き直す日本史を書き直す』懐徳堂記念会（編），大阪，和泉書院, pp. 35-75.

――――　2012a “An Order the Governor-General of Guiyijun about an Attack of Upland Nomads : P.3835v7,”*Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*, Slavia Publishers, St. Petersburg, pp. 217-221.

――――　2012b「杏雨書屋蔵敦煌秘笈所収懸泉索什子致沙州阿耶状」『杏雨』15, pp. 374-389.

――――　2014「公主君者者の手紙 — S.2241 の受信者・発信者・背景について」『敦煌写本研究年報』8, pp. 47-68.

佐藤貴保　2007「タテとヨコから見た河西回廊 二〇〇六年九月黒河全流域巡検の概要」『アジア遊学』99, pp. 13-22.

史　葦湘　1982「絲綢之路上的敦煌与莫高窟」敦煌文物研究所（編）『敦煌研究文集』蘭州，甘粛人民出版社, pp. 43-121.

謝　稚柳　1996『敦煌藝術敍録』上海，上海古籍出版社（初版：1955）.

向　達　1957「記敦煌石室出晋天福十年写本寿昌県地境」同著『唐代長安与西域文明』北京，生活・読書・新知三聯書店, pp. 429-442.（原載『北平図書館図書季刊』5-4, 1944, pp. 1-11.）

任　継周（編）2007『河西回廊　山地-緑洲-荒漠複合系統及捲合』北京，科学出版社.

杉山正明　1997「中央ユーラシアの歴史構図—世界史をつないだもの—」『岩波講座世界歴史 11 中央ユーラシアの統合』杉山正明（編），東京，岩波書店, pp. 3-89.

張　伯元　1995『安西榆林窟』成都，四川教育出版社.

陳　国燦　1990「唐五代瓜沙州帰義軍軍鎮的演変」『敦煌吐魯番文書初探二編』唐長孺（編），武漢，武漢大学出版社, pp. 555-580.

鄭　炳林　2002「晩唐五代敦煌帰義軍行政区画制度研究（一）（二）」『敦煌研究』2002-2; 2002-3, pp. 11-19; pp. 68-73.（再録：鄭炳林（編）『敦煌帰義軍史専題研究続編』蘭州，蘭州大学出版社, 2003, pp. 33-64.）

土肥義和　1980「帰義軍（唐後期・五代・宋初）時代」『講座敦煌 2 敦煌の歴史』榎一雄（編），東京，大東出版社, pp. 233-296.

馮　培紅　2006「帰義軍鎮制考」『敦煌吐魯番研究』9, pp. 245-294.

―――　2013『敦煌的帰義軍時代』蘭州，甘粛教育出版社.

保柳睦美　1980「敦煌を中心とする地域の自然環境」『講座敦煌　1　敦煌の自然と現状』

榎一雄（編），東京，大東出版社, pp. 1-64.

森安孝夫　2007『興亡の世界史 5 シルクロードと唐帝国』東京，講談社.

李　正宇　1997「敦煌緑洲的灌漑網路」『敦煌歴史地理導論』李正宇，台北，新文豊出版公司, pp. 229-274.

李　并成　1996a「鎖陽城遺址及其周囲古墾区沙漠化」『瓜沙史地研究』李并成・李春元，蘭州，甘粛文化出版社, pp. 106-119.

———　1996b「帰義軍新城鎮考」『瓜沙史地研究』李并成・李春元，蘭州，甘粛文化出版社, pp. 146-152.

———　1998「帰義軍会稽鎮考」『敦煌吐魯番研究』3, pp. 223-228.

盧　向前　1986「関於帰義軍時期一分布紙破用歴的研究——試釈伯四六四〇背面文書——」北京大学中国中古史研究中心（編）『敦煌吐魯番研究論集』（三）北京，北京大学出版社, pp. 394-466, +17pls.

執筆者紹介（ABC 音順）

赤 木　崇 敏（Takatoshi AKAGI）四国学院大学・文学部・准教授

岩 尾　一 史（Kazushi IWAO）神戸市外国語大学・客員研究員

岩 本　篤 志（Atsushi IWAMOTO）立正大学・文学部・専任講師

坂 尻　彰 宏（Akihiro SAKAJIRI）大阪大学・全学教育推進機構・准教授

佐 藤　貴 保（Takayasu SATO）盛岡大学・文学部・准教授

電子版の公開と著作権

本冊子に掲載された記事は，大阪大学機関リポジトリである大阪大学学術情報庫 OUKA　(Osaka University Knowledge Archive) において，電子化された状態で無制限かつ無償で公開される．ただし，OUKA での公開による著作権の移動は一斉発生せず，OUKA を主管する大阪大学附属図書館は，電子化にともなう公衆送信権と複製権の許諾を得るのみである．従って，著作権者からの指示により当該記事が即時無条件に OUKA より削除される場合がある．

坂尻彰宏（編）
「出土文字資料と現地調査からみた河西回廊オアシス地域の歴史的構造」

平成 25 年度～平成 27 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））
「出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造の研究」
（課題番号 25370831）成果報告書

平成 28 年 3 月 25 日 印刷
平成 28 年 3 月 29 日 発行
発行者：研究代表者　坂尻彰宏（大阪大学）
〒560-0043 豊中市待兼山町 1-16　大阪大学全学教育推進機構
印刷所：株式会社　ケーエスアイ
〒557-0063 大阪市西成区南津守 7-15-16